

令和5年9月定例会

南伊豆町議会会議録

令和5年 9月26日 開会

令和5年 10月20日 閉会

南伊豆町議会

令和5年9月南伊豆町議会定例会会議録目次

第1号（9月26日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会宣告	3
○議事日程説明	3
○開議宣告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○諸般の報告	4
○行政報告	4
○一般質問	7
黒田利貴男君	7
大年美文君	22
岩田稔君	37
稲葉勝男君	45
清水清一君	58
○散会宣告	71
○署名議員	73

第2号（9月27日）

○議事日程	75
○本日の会議に付した事件	76
○出席議員	76
○欠席議員	77

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	77
○職務のため出席した者の職氏名	77
○開議宣告	78
○議事日程説明	78
○会議録署名議員の指名	78
○一般質問	78
宮田和彦君	78
渡邊哲君	91
安藤広和君	97
○報第8号の上程、説明、質疑	114
○報第9号の上程、説明、質疑	115
○報第10号の上程、説明、質疑	116
○議第82号及び議第83号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決	117
○議第84号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
○議第85号の上程、説明、質疑、討論、採決	120
○議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
○議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
○議第88号～議第90号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
○議第91号の上程、説明、質疑、討論、採決	125
○議第92号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議第93号の上程、説明、質疑、討論、採決	133
○議第94号の上程、説明、質疑、討論、採決	134
○議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
○議第96号の上程、説明、質疑、討論、採決	136
○議第97号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
○議第98号の上程、説明、委員会付託	139
○議第99号の上程、説明、委員会付託	143
○議第100号の上程、説明、委員会付託	144
○議第101号の上程、説明、委員会付託	145
○議第102号～議第104号の一括上程、説明、委員会付託	146

○議第105号の上程、説明、委員会付託	147
○議第106号の上程、説明、委員会付託	147
○議第107号の上程、説明、委員会付託	148
○議第108号の上程、説明、委員会付託	149
○議第109号の上程、説明、委員会付託	150
○議第110号の上程、説明、委員会付託	150
○議第111号の上程、説明、委員会付託	151
○議員派遣の件	155
○散会宣告	155
○署名議員	157

第 3 号 (10月20日)

○議事日程	159
○本日の会議に付した事件	160
○出席議員	160
○欠席議員	160
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	160
○職務のため出席した者の職氏名	160
○開議宣告	161
○議事日程説明	161
○会議録署名議員の指名	161
○議第98号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	161
○議第99号～議第101号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	163
○議第102号～議第105号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	164
○議第106号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	167
○議第107号～議第110号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採決	168
○議第111号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決	170
○各委員会の閉会中の継続調査申出書	171
○閉議及び閉会宣告	171
○署名議員	173

令和5年9月南伊豆町議会定例会

議事日程(第1号)

令和5年9月26日(火)午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 安藤 広和 君 | 2番 | 岩田 稔 君 |
| 3番 | 大年 美文 君 | 4番 | 黒田 利貴男 君 |
| 5番 | 渡邊 哲 君 | 6番 | 宮田 和彦 君 |
| 7番 | 比野下 文男 君 | 8番 | 長田 美喜彦 君 |
| 9番 | 稲葉 勝男 君 | 10番 | 清水 清一 君 |
| 11番 | 齋藤 要 君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------|---------|--------|---------|
| 町 長 | 岡部 克仁 君 | 副町長 | 橋本 元治 君 |
| 教育長 | 佐野 薫 君 | 総務課長 | 渡邊 雅之 君 |
| 防災室長 | 平山 貴広 君 | 企画課長 | 勝田 智史 君 |
| 地方創生室長 | 山口 一実 君 | 地域整備課長 | 佐藤 禎明 君 |

商工観光課長	大野孝行君	町民課長	齋藤重広君
健康増進課長	山田日好君	福祉介護課長	高橋健一君
教育委員会 事務局長	佐藤由紀子君	生活環境課長	高野克巳君
会計管理者	菰田一郎君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	廣田哲也	係長	勝田恵子
--------	------	----	------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和5年9月南伊豆町町議会定例会を開会いたします。

本町では、5月1日より10月末日までの間、クールビズを奨励しておりますので、よろしくお願ひします。上着の脱着については、各自のご判断でお願ひをいたします。

◎議事日程説明

○議長（長田美喜彦君） 議事日程は、印刷配付したとおりです。

◎開議宣告

○議長（長田美喜彦君） これより、本会議第1日目の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長田美喜彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 大年美文君

4番議員 黒田利貴男君

◎会期の決定

○議長（長田美喜彦君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から10月20日までの25日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。よって、会期は本日から10月20日までの25日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（長田美喜彦君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

令和5年6月定例会以降開催された行事は、お手元に印刷配付したとおりであり、各行事に参加したので報告をします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（長田美喜彦君） 日程第4、町長より行政報告の申出がありましたので、これを許可いたします。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。

令和5年南伊豆町議会9月定例会の開会に当たり、令和5年6月定例会以降の主な事項について行政報告を申し上げます。

1、地域おこし協力隊・地域活性化起業人の活動。

現在、本町では5人の地域おこし協力隊員及び3人の地域活性化起業人が活躍しており、協力隊員においては、当該地域での活動などを通して任期終了後の定住を図るもので、任期は最長3年、隊員1人当たり最大480万円が特別交付税措置されるものであります。

各隊員の活動では、南伊豆町観光協会を拠点とした観光振興、伊浜地区での産業振興と地

域活性化、町内全域の農業振興、ふるさと納税制度を活用した地域産業の活性化、サテライトオフィス、ワーケーションの誘致及び関係人口の拡大、湊地区を主体とした移住、定住促進と関係人口の拡大などであり、与えられた課題解決に向け真摯に取り組んでいただいております。これらは活動の一部ではありますが、同制度へのさらなる参画をもって、町の実情に即した地域課題の解決及び地域活性化の即戦力となる人材の確保に取り組んでまいります。

また、地域活性化起業人は、首都圏に本社を置く企業からの人材提供を基に本町非常勤特別職として活動するもので、現在2企業から3名の人材提供を受けております。

具体的には、小、中学校におけるG I G Aスクール構想推進に向け、教育アドバイザーとして1名を受け入れ、各小中学校のデジタルを中心とした教育環境の向上に取り組んでおり、また、町のイメージ戦略の構築やSNSを活用した情報発信体制の構築に向けて2名の政策アドバイザーを受け入れ、地域住民の愛着度の形成、町の知名度向上、地域資源の磨き上げなどによる地域資源の獲得のほか、役場内における効果的な情報発信体制の構築などにも取り組んでおります。加えて、本年8月からはDX、デジタルトランスフォーメーションの推進強化を目指す中で、CIOを補佐するCIO補佐官の外部登用を図るなど、さらなるDXの推進に取り組んでまいります。

2、石廊崎灯台シンボルキャラクター。

全国の灯台を擬人化したオリジナルエンターテインメント、燈の守り人は、ラジオやYouTubeなどで配信され好評を博しております。

このたび、灯台や周辺の海の魅力などを情報発信することで灯台に足を運ぶ人を増やし、地域の海洋資源として灯台に光を当てることを目的とした日本財団海と日本プロジェクトに石廊崎灯台が選定されたことから、今般制作されたシンボルキャラクターの贈呈式が9月8日に実施されました。

石廊崎灯台選定は全国で43番目であり、県内で御前崎灯台に続き2番目に擬人化され、キャラクター贈呈式において、燈の守り人製作委員会から同キャラクターの無償活用を認定する贈呈書及び等身大パネルを受領いたしました。このため、本町では様々な媒体を通したキャラクター情報の発信に注力し、関連する商品開発やイベント活用などをもって、さらなる地域経済の活性化に取り組んでまいります。

3、サイクルイベント、J U - Z A M i n a m i i z u R I D E。

令和4年10月、本町とスルガ銀行は自転車振興に関するパートナーシップ協定を締結し、サイクルツーリズムなど自転車を活用した地域の活性化、観光振興への寄与などで相互連携

することといたしました。令和5年度において、協定の一環として幾つかのイベントを開催しており、8月26日、27日には、株式会社プレジャー主催、スルガ銀行、東京電力パワーグリッドに加え、本町も協賛するサイクリングイベント、J U - Z A M i n a m i i z u R I D E、グループライドが開催されました。

サイクリングイベント、J U - Z A M i n a m i i z u R I D Eは今回で3回目となり、5月には指定されたチェックポイントを巡るフリーライドを開催し、ガイドつきで様々なスポットを巡るグループライドには12名の参加がありました。今回は6名の参加でありましたが、伊豆半島の美しい景観を自転車で堪能していただき、夜には元オリンピックであったガイドとのトークセッションなども行われ、有意義な時間を過ごされたと聞いております。また、10月には第2回目となるフリーライドも開催予定であり、多数の参加者にご来訪いただき、南伊豆町の魅力を情報発信していただけるものと期待しております。

4、日本チアリーディング協会サマーキャンプ in 南伊豆。

7月26日から28日まで、公益社団法人日本チアリーディング協会主催の合同合宿が町内で初めて開催されました。これらは同協会に加盟する大学サークルや高校の部活動、キッズから大人も参加する地域団体など5チーム総勢100名が参加し、南伊豆東中学校体育館を練習会場としたものであります。

合宿期間中は連日猛暑で熱中症などを心配いたしました。特に体調を崩すこともなく、合宿最終日には町民を対象とした見学会も行われ、お子様連れを中心におよそ30名の方々が熱心に見学されておりました。見学された方々からは、初めて生でチアリーディングを見た、大変迫力がありよかった、ぜひまた見学したいといった感想が聞かれ、演技のすばらしさを肌で感じるよい機会となったようであります。

今後も機会を捉え、様々な貴重な体験ができ得る場の創出に取り組んでまいります。

5、夏期観光施設等の入り込み状況。

新型コロナウイルス感染症が2類相当から5類に変わり初めて迎えた夏期シーズンであり、本町においては、4年ぶりにコロナ禍以前と同様の海水浴場運営となりました。町内2か所の海水浴場では、7月22日に弓ヶ浜、翌23日に子浦で海開きが行われ、運営期間中の安全と盛況を祈願されました。

弓ヶ浜では、静岡県迅速な対応によりシーズン前に数か所の危険箇所修復がなされたほか、海開き神事の終了後には、包括連携協定を締結したフリークス・ガレージとライフセーバーによるUAV（ドローン）を活用した水難救助訓練も実施され、安心安全な海水浴場と

して万全を期して臨んだところであります。

また、4年ぶりにスプラッシュ・ウォーターパークが設置されたほか、8月8日には恒例の第46回弓ヶ浜花火大会も開催され、800発の花火が夜空を彩り、昨年を上回る1万4,000人のお客様でにぎわいました。

台風7号の接近など、集客ピークのお盆は予約のキャンセルなどが相次ぎ、天候にも恵まなかったことから客足は伸びず、加えて新型コロナ感染者数の増加傾向などから、相対的には厳しい夏となりました。これから迎える秋の行楽シーズンに向けては、引き続き感染拡大に留意しつつ、関東圏へのさらなる情報発信や伊勢海老祭りでのクーポン券発行などを核とした事業展開を図り、観光地伊豆の再興とさらなる地域経済の活性化に取り組んでまいります。

以上で、令和5年9月定例会の行政報告を終わります。

○議長（長田美喜彦君） これにて、行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（長田美喜彦君） 日程第5、これより一般質問を行います。

◇ 黒田利貴男君

○議長（長田美喜彦君） 4番議員、黒田利貴男君の質問を許可いたします。

黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 通告に従いまして、今期最初の一般質問をさせていただきます。

私の質問は防災対策について、それと、鳥獣被害総合対策について、あと一つが、DXによる観光対策についてという3つの質問をさせていただきます。

では、まず防災対策についてという質問ですけれども、線状降水帯などの予見が難しいものや洪水のときに発生するバックウォーター現象など新しい災害の登場と、ここ数年の災害は多様化しています。また、住宅地の過密化や、地震や台風などのエネルギーの巨大化によ

る大規模化しています。自然災害や環境破壊などとの連鎖性や大規模な災害のときは日本では起こりにくいと言われていますが、火事場泥棒などのような犯罪、モラルハザードが発生しやすい状況と社会、特に共同体の公共性を侵す犯罪、社会犯罪が結合した社会化が上げられます。

最近の特殊災害の特徴と言われる多様化、大規模化、連鎖性、社会化の4つを踏まえた上で、防災対策は立てていかなければならないと思っております。最近では、静岡県に8月14日に接近、15日未明に和歌山県に上陸した台風7号は、15日午前には駿河区で竜巻が発生し、16日午前にかけては東海地方で線状降水帯が発生するなど、お盆の最盛期に交通機関の乱れや大雨被害などが発生するなど、広域での多様化と大規模化が顕著に表れた災害と言えます。

災害の進化と多様化の原因として、防災体制の縮小と技能の低下、建物の老朽化や高齢化などの社会と人間の脆弱性の増大、予測の技術など防災科学技術の遅れなども要因と考えられます。また、新型コロナウイルスが猛威を振るってからは、避難所へ避難しても車両の中での車中避難者が多くいると報道などにもあります。

そのようなことからお聞きします。

まず、私、消防団時代、この前田川、湊地区内の前田川のバックウォーター現象によって氾濫が起きた際に出動した経験もございます。そのときから言っていることなんですけれども、湊地区内、前田川など支流の多い青野川のバックウォーター対策について、それと土砂災害対応の山林整備の考え、もう一つは、被災後の避難所への避難困難者、車両避難者への支援物資の支給体制、そういったところについてお聞きしたいと思えます。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ご指摘のとおり、青野川本流の水位が上昇すれば、関係する小河川等への逆流は十分想定されるところであります。静岡県では、これら逆流防止のため、青野川の一部の区間においては、水門やフラップゲートを設置し対策を講じております。

現状においては、これら小河川の閉塞、逆流防止には水門、フラップゲートの整備が必須であるとされておりますが、集中豪雨などに起因した河川の氾濫や、これら災害を未然に防ぐためにも計画的なしゅんせつなどが強く求められており、併せて、日頃から適切な河川管理が極めて重要となりますので、今後も河川管理者である静岡県、下田土木事務所との連携の下、適切なる施設維持管理に努めてまいりたいと考えております。

近年では、ご指摘もありましたように線状降水帯による記録的な豪雨、大型台風による自然災害が全国各地で発生しており、以前に比べて災害発生リスクは高まっていると認識しております。

このような中、山林整備の取組は極めて有効な防災、減災対策であることから、林業事業者等との連携をもって間伐を推進しているところでもあります。一方、本町の森林の約8割が自然林であることから、これまで十分な森林整備は行われておらず、本来なら森林が有するはずの公益的機能などは低下するばかりで、山林整備は喫緊の課題と考えております。

これら課題の解決には財源の確保が必須でありますので、政府与党内で検討するとしている森林環境譲与税の制度改正などにも期待しつつ、計画的な森林整備に取り組むとともに、民間事業者との連携なども模索しながら、所管する賀茂農林事務所のご指導の下、事業推進に努めてまいります。

本町では、避難困難者と申告された方などに対しては、ご本人の同意の下、行政協力員をはじめ民生・児童委員にもご協力いただき、避難行動要支援者台帳を整備しております。この台帳には350名が登録されており、避難支援者や災害種別ごとの避難場所が明記され、被災後には各地区自主防災会による支援物資の配付が計画されております。また、避難に車両を利用され車両内にとどまる車両避難者に対しては、避難所の運営側で人員把握も可能なため、必要な支援物資の配付などは適時対応が可能であると認識しております。

現在、各自主防災会において自主防災事業補助金制度を活用した食料備蓄なども積極的に取り組んでいただいております。感謝を申し上げますが、今後も広報みなみいずなどを介した食料備蓄の啓発推進に努めるとともに、適正なる支援者支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

湊の前田川については、水門は設置をされています。

当時あったのは、国交省のポンプ車が松崎町に来ておりました。松崎の岩科川が氾濫するおそれがあるということで松崎町に来ていたんですが、松崎町が氾濫する前に前田川が湊区内側溝までバックウオーターで水があふれ出してしまったといったことがあって、消防団のほうへポンプ車を出してくれないかという依頼もありました、実際には。そのときに、まず

現場確認行った際に、とてもここへ隊員は出せる状態ではないという判断をしました。そのため、ポンプ車でも飲み切れないほどの量の水量だったもので無理と判断したわけですが、その後、この議会においてポンプの設置ということ、たしか自分が言ったと思うんですけども、あそこの水門のところにポンプが1台設置されていることによって、湊区内の浸水の被害を軽減することができてくる。

ところが、青野川の水位が上がっている場合、これ満潮と重なったときには必ず水位は上がってくるものと想定はできます。そのときに、ポンプがあつてどのように排水ができるかといったところの問題も多々出てくるのかなというふうに思っているんですが、そのポンプ設置等々について何かしらの当局としての考え、そういったものはあるのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

私のほうでそのポンプの存在、申し訳ありませんが、よく存じ上げておりませんので、設置したのも町であるのか県であるのかちょっと不明確な点がありますので、前田川は土木事務所の所管でございますので、そちらのほうと協議させていただいて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えします。

設置は当然されていない状況だと思います。ご案内のとおり、課長が替わっておりますので、前課長のほうからは土木さんのほうにもお話をさせていただいているというところは、私のほうは聞いております。ただ、議員のご指摘のとおり、青野川本流が水かさがいっぱいになって幾ら出しても飲み切れるかというような状況になると、これはやっぱりかなり厳しいのかなというふうに思います。ですから、当然管理者としては静岡県でございますけれども、そこも含めてどのように浸水被害が最小で行けるのか、あるいは防御ができるのか、そこも含めて県のほうと調整をしながら対応させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） いろいろ問題はあると思うんですね。早急にポンプを設置するだけでいいのかといったところでは、ちょっと自分も無理かなというところも分かっております。

そういった中で、例えば湊区内にどこかしらに貯水池、要はため池みたいな形で、大雨のときにはそこへ前田川の水がバックウオーターで流れてきてもたまるような構造、そういった形で水が満潮から水が引け始めたときにそこから、貯水池から少しずつ水を流していく、そういった方向性もあるのかなという、いろいろ国、県とも協議をしていかなければならない問題かと思いますが、そういったことも必要ではないのかなというふうに思います。

また、この青野川については支流が非常に多いといったところでも、ほかにも同じようにバックウオーター現象が手石区内でも発生しています。一時道路冠水、信号のところ、道路冠水、そういったことも発生しておりますので、そこら辺も考慮しながらもう一度、防災室のほうでも検討をしていただければというふうに思っています。

山林整備についてのところなんですけれども、やはり林業従事者が当初においては少ないといったところで、なかなか山林に手が行き届かない。そういった中でこの山林整備については、これは災害または鳥獣害の問題に対しても、これもやはり喫緊の課題かなと思うんですが、切った木をどうするかというところをまず考えると林業従事者が増えてくるのではないのかなと思うんですが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

切った木の処分というのが、今、本町では実際できないような状況です。

しかしながら、近隣というか県内の自治体でそういう事業に取り組むところがございまして、まだ確定ではないですけれども、そういうところで木材の、逆に求めているというふうなお話を聞きましたので、伐採が進めばそちらのほうと連携して伐採木の処置、後処理ができるのかなというふうに考えておりますので、そちらのほうのまた動向を見ながら、私どものほうの町の伐採も進めながらできればいい形で進むかなと思っておりますので、またそのときにはご報告ができるかと思えます。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

ぜひ先進的ないい例がございましたら、そういったところと連携して伐採木の処分というところについて、しっかりと連携を取っていけるような形ができると林業従事者も増えてく

るものというふうに思っております。

車両避難者についてのところなんですけれども、今、町長の答弁にもあったように把握はできているよといった中で、個々に避難所以外の場所へ避難した場合、その場所が多分分からないのではないのかなといったことも想定できるのかなというふうに思いますんで、そういった場合の、まず対処の仕方というところは、どのように把握はできるのかなというところをお聞かせ願えればと思います。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

今、議員言われたとおり、こちらの指定している避難所への避難であれば把握のほうはできるところであります。個々に安全な場所ということで確認をして避難された場合の確認については今のところ、申し訳ありません、マニュアル等、また確認方法のすべ等については出来上がっておりません。イメージとすると、まず本人が行政側ないし避難されている自主防災のほうに連絡をしていただいとといった形になろうかと思っておりますが、いずれにしてもそのような形のマニュアル化等はまだ出来上がっておりません。何か逆に提案あれば教えていただければと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

個々に自分たちが安全な場所と思うところへと車両避難の場合は移動してしまう、避難をしてしまうということがまず想定できるかと思えます。

そういった中で今、防災室長が言ったように、避難する際に事前に役場または自主防のほうへと連絡をしてくれる、そういった体制のシステム化みたいなことを図っておくと、どこへ避難していても、あの人はあそこにいますよという形で安否確認が容易になってくる、また、その後の支援体制もしっかりとフォローアップができてくるというふうに考えますんで、そのところはしっかりとシステム化を図っていただいたい、そのように思っています。

次の質問に行きます。

鳥獣被害総合対策についてですけれども、今現在CSF、豚熱ウイルスが自然界では猛威を振るい、伊豆半島全域、静岡県内全域において、PCR検査において陽性確認地点が増加傾向にあります。2019年に藤枝市において初確認以降、県内全域で2023年8月24日までで

551例が確認されるなど、その感染スピードは驚異的であります。今現在はこの伊豆半島南部地域、特に当町、下田市、松崎町において感染確認が相当数されております。

国の定める家畜伝染病予防法の中では獣類5種、牛、豚、ヤギ、羊などの偶蹄類の動物と馬、それとほかに鳥類とウサギとミツバチというのが定義があります。これは感染性のウイルスによる伝染病における獣類5種といわれるものでございます。偶蹄類動物である野生イノシシも対象となるわけです。この家畜伝染病予防法の定義はあくまでも国際的なものであり、輸出入における空港公安検疫により、持ち出さない、持ち込まないを原則としています。特に世界各国で言われるのは、アフリカ豚熱といわれる非常に毒性の強いものになります。これは人にも感染する場合があります。実際に感染例も報告されております。

現在、国内で発生している豚熱ウイルスは日本古来の種であり、国外に持ち出さないための措置として、PCR検査及びワクチン接種により、弱毒化と症状の軽減を図っています。ただし、豚熱ウイルスは人には感染はしません。そして食べても大丈夫なものではございません。反面、生体と肉になったものの移動などは細心の注意が必要です。その理由は、母体に感染せずにウイルスのみで生存期間が長く、室温20度で数日から2週間、冷凍肉中で4年以上安定していると言われております。車のタイヤや人の衣服、靴底、犬などにウイルスが付着して移動を繰り返しております。それが藤枝市で突如出現した原因の一つであります。最近では九州、佐賀県において突然、豚舎において発生しております。

このウイルスの熱性伝染病で非常に高い伝染力と高い致死率が特徴です。そのため、昭和50年頃、伊豆半島、房総半島で豚熱ウイルスが猛威を振るったときには、養豚農家の豚と野生イノシシはほぼ絶滅状態になりました。伊豆半島に養豚農家がなくなったのも、その頃でございます。そこから今現在においても、伊豆半島には養豚農家がございます。

捕獲の対象だったイノシシがいなくなったことによって、狩猟者が激減したのもその頃であります。当時は鹿は山の中におりませんでしたので、当町においても、大物猟をやる狩猟者がそのときから急に、もう捕獲対象物がいないということを経由して狩猟をやめております。当時、狩猟税というものが毎年度払うわけですが、その税金を払うのが嫌になってよしたというのが理由でございます。

その後、天城連山に致死率は高いとはいえ生き残る個体が出てきます。その生き残った個体が生き延び、徐々に頭数を増やし、そして今のこの鳥獣被害という言葉が出てくるほどの圧倒的増加ということにつながってきているわけですが、天城には当時、ニホンジカもございました。その生息数も、狩猟者の激減によって増大したのも事実でございます。で、

あまりにも増え過ぎ、この半島南部、それまで生息していなかった地域へとニホンジカの生息域の拡大、こういったことにつながってきております。

今、伊浜バス停上の山の斜面を見ると、土と石がむき出しになって赤茶けた山の山肌がはっきりと見えます。草はありません。木も枯れています。これも土砂災害の危険性もはらむ部分ではあります。下層植生がなくなるということは、そこで石を止めてくれるものもなくなってしまうといったところと山の保水力の低下、そういったことにもつながってまいります。

そのようなことから、次についてお尋ねをいたします。

まず、豚熱ウイルスによる野生イノシシの減少と同時に狩猟者の減少が予測される。その対策はまず考えているかということとニホンジカの増加による食害対策、それと落石防止措置などを考えているか、鳥獣被害防止総合対策交付金の現在の使用状況についてお尋ねいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

近年では、狩猟者の高齢化や法令等の厳格化も相まって狩猟者の減少が進み、豚熱にかかわらず狩猟者の確保が厳しい状況にあると認識しております。

このような中、本町においても周辺市町と同様に豚熱の発生個体は明らかに増加しており、イノシシによる農作物や農地に対する被害は減少傾向にあると思われませんが、鹿や猿等による被害は逆に増加している状況にあり、これら有害獣捕獲の重要性からも狩猟者の確保は極めて重要と考えております。

一方で、狩猟者の確保に向けては今後も猟友会南伊豆分会とも協議を進め、効果的な制度設計に努めたいと考えておりますが、あくまで個人、個々の嗜好の問題でもあり、政策的に狩猟免許を増加させることが可能かどうかは定かではありません。今後も猟友会など関係団体との連携を図りながら、広報紙による勧誘やイベント等でのPRなどを通し、狩猟資格者のさらなる確保に努めてまいりたいと考えております。

ご指摘のとおり、伊浜バス停付近の斜面や波勝崎に通じる農道は、斜面などで一部土地がむき出しな状態を確認しており、地区からは鹿の食害によるもので落石が心配とのことのお話も伺っております。先ほどもお答えいたしました、豚熱ではイノシシの個体数は減少しますが、鹿は減少しませんので、生息範囲の広がりから海岸部まで鹿の食害が広がっている状況にあ

ります。現地確認においては、被害の大半は耕作放棄地が多く、イノシシのような石垣の崩落等は見られませんが、台風や大雨等において勾配がきつい崖部や農道のり面などで崩落対策が必要な箇所もあると思われますので、担当課において、現場を確認しながら必要な施設維持に努めてまいりたいと考えております。

また、これら有害獣対策については、圃場部分の固定防除器具等による生産物保護及び捕獲あるいは打ち上げ花火などによる追い払いなど、地域の皆様のご協力をいただきながら地道な対策を継続する必要があると考えます。今後も地域の方々からのご意見を伺いながら、連携を図り、有効的な対策となるよう取り組んでまいります。

令和5年度交付金については、有害獣の捕獲、被害防除の2本立ての計画で進めており、有害獣の捕獲に関しては報奨金として捕獲者に支払いますが、有害獣駆除期間が終了する10月15日以降に支払う予定であります。

次に、被害防除に関しては、専門家による被害防止講習会、被害防止策設置アドバイザー派遣事業など実施し、講習会は7月5日に毛倉野地区、9月12日に市之瀬、蛇石、平戸地区を対象に実施いたしました。また、アドバイザー派遣事業では、畑など耕作地にメッシュ柵や電気柵を設置するに当たり、正しい設置方法など確実に守るための専門的知識を指導するアドバイザーを派遣いたしました。

有害獣対策においては、捕る、守る、寄せつけないの3本柱で対策を講じており、いずれも効果的な施策であると認識しておりますので、今後もこれら事業の啓発に努め、より多くの方々を利用することで少しでも被害が軽減し、持続可能な農業が確立できるよう事業推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

豚熱ウイルス、CSFについては、この家畜伝染病予防法の中で移動または死亡個体の回収その他については家畜衛生保健所が行い、そして、その回収個体を焼却施設で10頭以下の場合には焼却をなささい、10頭以上の場合には埋設できますよという定義がございます。が、先日、賀茂農林事務所に行ってお話を伺ってきたんですけれども、とても今、手が回らない状態で、家畜衛生保健所もこちらまでは来てくれないといった中で、各市町の行政、要は役場の職員にその業務を担ってもらっているという今の現状あります。

その際に、しっかりと我々人間においては、新型コロナウイルスにおいてある程度の防疫体制の知識、そういったものをこの3年間で得てきたわけですが、そういったものと同じように、しっかりとCSF感染したイノシシについても同様の措置をしなければならないといったところで、その回収等々、多分何回か行っていると思うんですけども、そこら辺の措置、防疫体制、それと処理の部分についてどのように行われているかお聞きします。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えします。

現在、イノシシ等の処理につきましては数件ございます。そのときには少なくとも手袋等の着用はしております。死骸等の処理につきましては埋設という形の中で処理させていただいております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 多分そのくらいしか各行政においてはできないのかなというふうに思っていますが、埋設するときしっかりと消石灰なりをまぜかける、それと死亡個体を確認に行った際には、車へ乗る前に必ず靴底の消毒、それと自分の衣服、これにも噴霧、次亜塩素酸ナトリウムでもいいんで噴霧をしてもらって、その上で消毒をしっかりとしてもらうことによって、ほかへのウイルスの移動を防ぐことができてる、そのように思っていますので、そこはしっかりと防疫体制を、町としての防疫体制を構築してもらいたい、そのように思っています。

また、ニホンジカについてなんですけれども、伊浜以外の海岸地区にもだんだんそういった土のむき出し、そういったものが広がってきているというその一つの理由として、鹿の食性というものが関係してきます。塩分を必要とする、草食動物なので塩をどうしてもなめなくなる。その塩が海岸線行くと、自分たちが食べる植物の葉っぱに付着している。そのため、本来は土の中のミネラルから塩分、鉄分を吸収するんですけども、その必要がなくなっているのが、今のこの伊豆半島南部地域におけるニホンジカの海岸線への浸透の原因であります。

潮風を防ぐ、こういったことはまずもう無理なことなんです。できるだけ海岸へ行かないようにしようと思っても、これは無理な話になってくるんですが、伊浜地区の場合は、私、

以前に当時の農林水産係のところへ行って、伊浜は今、網で全部囲っていかないと大変なことになると言ったことがあります。その当時の担当の職員も伊浜の人間だったものですから、いやいや無理ですよという会話をしたことがあります。でも無理と決めつけるよりか、どうにかやれる理由を探す、そのことが必要になってくるかと思います。

そのための提案として、以前から言ってきたんですけれども、山の中に草地を造る。草の生えている部分を造る。そうすることによって、鹿は胃袋が4つあるんで消化スピードが変わる食べ方はしないです。1つのものを5日間なら5日間ずっと同じものを食べ続け、次の食べ物に変えていく。その過程において必ず朝晩2回食べるのが柔らかい草なんですよね。その柔らかい草を食べるのに絶好の場所が道路際であるとか海岸線、こういった部分の亜高木までいかない、要は中程度の高木の地帯、この地帯に行って地表まで日の光が差している柔らかい草を食べに来る。

その草を食べに来させないために、山の中に草地を造ってそこにとどめ置く、そういった対策が必要になってくるのかなというふうに思っていますので、ぜひそれをやってもらいたいというのと、鳥獣被害総合防止対策交付金のところなんですけれども、鳥獣被害対策協議会、これがこの交付金の発出元となるかと思うんですけれども、この協議会の今現在のメンバー、それと、果たしてそのメンバー構成がこれで正しいのかなといったところをお聞かせ願えればと思います。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えします。

構成員は南伊豆町有害鳥獣対策協議会規約第4条により、この協議会は次に掲げる委員をもって構成し、委員10人以内で構成するとなっております。富士伊豆農業協同組合、南伊豆町農業委員会、伊豆森林組合、南伊豆町農業振興会、賀茂猟友会南伊豆分会、有限会社レップジャパン、学識経験者、南伊豆町その他町長が必要と認める者の中から、現在は7名が委員となっております。オブザーバーとして賀茂農林事務所振興課、事務局として本町2名で構成をされております。

協議会の会議については年1回行っておりまして、令和4年度については令和5年3月に開催されております。メンバーにおきましては規約に決められておりますとおりなんですけれども、構成のこれでよし悪しにつきましては、一応皆さん、そういった鳥獣に関することに関しての方々ですので、この方を選ばせているという形になっておりますのでご了解いただければと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

会議も年1回しか開催されていないで、交付金事業については役所のほうが事務局となって事業を進めているといったところで、要は構成、条例で決まっていることなんですけれども、構成団体の今後もうちょっと積極的に鳥獣被害対策総合交付金事業については関わってもらい、そういった形も必要なのかなというふうに思いますので、しっかりと事業を進めていってほしいというふうに思います。

次の質問に行きます。

観光対策についてということで、ここはD Xに係った部分での質問となるんですけども、令和4年版観光白書に掲載されている観光に関する産業である宿泊業、飲食サービス業、旅行業が含まれている生活関連サービス業の2019年から2021年、売上高の動向を見ると回復度合いが遅く、2021年にも2019年水準を大きく下回ったという経緯がございます。また、雇用者数も大きく減少しております。

2022年秋に世界の観光需要は戻りつつあったんですが、真面目な日本の観光業復活は少し先になりそうだというふうに出ています。その背景にあるのは新型コロナウイルスの蔓延があるわけですが、度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による行動制限によって、国内旅行も大きく減少しました。東京オリンピックも2020年大会が2021年になり、無観客でインバウンド需要が減少し、やっと2023年に復活したものの、元の水準にはまだまだ時間がかかりそうです。先ほど、町長の行政報告、施政方針にもあったとおりでございます。なかなか夏の観光需要もコロナ、また夏に増えたといったところで、どうしても来遊客数は減少してしまう。

そういった中で、経済発展と社会課題の解決を両立するS o c i e t y 5.0は、I O T ロボット、A I 等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、格差なく多様なニーズにきめ細やかに対応したものやサービスを提供する、それを政府が進めています。S o c i e t y 1.0は狩猟、採集民族であったと。それが今はD X、要はデジタルというところへ来たわけなんですけれども、このS o c i e t y 5.0達成の切り札として推進してきたのがD X、デジタルトランスフォーメーションです。様々な産業でD Xを推進しているわけですが、ここでは観光業のD Xについて質問をします。

デジタル化は従来のプロセスやシステムをデジタル技術に置き換えることはご承知と思います。DXとはデジタル化のその先です。デジタル化という手段でかつてない価値を社会に提供し、そのものの価値を向上することです。観光業をDXで進めることで、経済発展へつなげて持続可能な産業に結びつけていく。また、連携によって変革、アライアンス、AX、アライアンストランスフォーメーションや文化、伝統で地域の魅力を引き出すブランドトランスフォーメーション、BX、顧客体験価値を高めることづくりに活路を見いだすカスタマー、CX、カスタマートランスフォーメーションの相乗効果をいかに引き出すかがキーポイントだと思います。

ここでお尋ねします。

CIO補佐官が国の進める内閣府のほうの事業において当町にも着任しているわけですが、このCIO補佐官が観光DXに関わることもあると思いますが、現在のプランはどうなっているのか。また、町内観光事業者への導入の方法、そして文化、伝統での地域の魅力を引き出すブランドトランスフォーメーションの進め方はという3つの質問をいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町におけるDX推進については、DXを住民の利便性向上のため、デジタルも活用しながら行政が関わる全ての仕組みを見直すと定義し、副町長をCIOとするDX推進本部を設置いたしました。

これら推進体制構築の一つとして、8月25日に本町DX推進室を支援するCIO補佐官にアコーディスコンサルティングの古家氏を委嘱したところであります。現段階において、CIO補佐官の委嘱をはじめとした体制整備が整い、DXの推進に必要な実務的な協議を行うため、町職員で構成するDX推進チームにおいて、役場のあるべき姿と現在の姿をテーマとして同チームの方向性、業務における課題の抽出、業務の改善などについて協議検討している最中であります。

その後においては、議員のご指摘にもありましたとおり、段階的ではありますが、観光も含めた各種分野に裾野を広げていくこととなります。現時点でCIO補佐官が観光DXに関わる具体的なプランは未定であります。同推進チームからの正式な検討結果の報告を受けた上で、観光DXなどについて助言、提案などを承りたいと考えております。

先ほども申し上げましたが、同推進チームから正式な検討結果の報告を受けた上で、DX

による観光対策も進めるつもりであります。現時点で確定しているものは何もございませんが、来訪者情報のデータ化、例えば、いつ、どこから、何を目的に、どこに、何人で、誰と、年齢、交通手段、観光客、観光事業者のニーズ把握などに加え、町内観光の状況、例えば月別宿泊者数、施設別来訪者数などからも、本町で求められる各種誘客施設や宿泊予約の電子化と、電子マネーの最適化なども対象に上がってくるのではないかと推測をしております。

先ほどの答弁と重複いたしますが、推進チームからの正式な検討結果を受けた上で進めてまいりたいと考えており、現時点で決定しているものは何もありませんが、町内において未来に引き継ぐべき文化、伝統の類いは数多く存在いたしますので、DXと関連づけて、その魅力を引き出していきたいと考えております。委員からも何かよいご提案などあれば、ぜひともご教授いただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） 結構難しい問題ではあるかなというふうに思うんですけども、なかなか観光事業者が高齢化してきている中で、電子マネーの導入であるとか携帯決済であるとか、そういったところは非常に難しい、どのように教えて、どのようにそれを活用していくかというところが非常に問題になってくるのかなというふうに思います。

自分のところでは携帯決済が3社、それとPayPay、そういったものを使っているんですけども、お客さんによく言われるんですね。こんな田舎で使えるんですかということ言われます。田舎だからこそ使う意味があるというふうに思っています。当町の場合は光回線、全町入っていますよ、入っているわけですから、それをうまく活用するといった意味でもこのDX、先ほど町長も言いましたけれども、観光だけではない、これから全てのことにおいて自治体DXを進めていくといった中で、一つの問題となるのは高齢化という部分かなと自分は思っています。

副町長はDXの推進本部長としてしっかりと手腕を振るっていくのかなとは思いますが、高齢化している使う側に、どういうふうにこれから進めていこうというふうに考えているか、もしお考えがあるのであればお聞かせ願いたいなというふうに思います。

○議長（長田美喜彦君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） お答えをいたします。

当然これはこれからということになります。当然、全国の自治体に求められていることで

あるというふうにも理解をしておりますので、やはり議員のご指摘のとおり、一番厳しいとかネックなのは、高齢化というのはあると思います。当然投資も含まれてくるということになりますので、それをうまくいい形で、逆に町民の皆様が利便性の向上であるとか、そちらのほうの利益になる部分のところをいかに高めるかというところ、そこを中心に考えながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

ぜひ町民の皆さんが使いやすい、そういった形の指導、CIO補佐官がいるわけですので進めていって、DX化を進めていってもらいたいというふうに思います。

また、観光白書の中では全国インバウンドの需要での海外のお客様、そして国内旅行の国民の皆様が旅行の嗜好、そういったものがコロナ禍の中で景観と桜、そういったところにお客さんが集中する、そのように出ていました。そういった景観と、また桜というもの、要は花見ですね。そういったものをどうDXに絡み合わせていくかというところは、まだ動き出したばかりなので難しいところもあると思うんですけども、観光コンテンツとして景観というものがあるのであれば、そのところはデジタル映像であるとか、例えば自宅にいてそういったものが映像として見えるよと、そういった形でDX化を図っていく、そういったことも一つの手法なのかなというふうに思っておりますが、今現在、YouTubeとかいろいろ使われていると思うんですけども、そこら辺についてお聞かせ願えますでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

スタンダードなところでいきますと桜とかのライブカメラ、そういうのもひとついいのかなという部分にも思っております。あと、今後の考え方として思っているのが、うまく観光客、来ていただいた観光客の皆様がSNSとかでうまく発信していただければ一番、町としては効率的というんですか、そういうふうにも考えますので、その方向をちょっと模索しようかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君。

〔4番 黒田利貴男君登壇〕

○4番（黒田利貴男君） ありがとうございます。

そういった意味でも、人の心にどうやって訴えかけるかということが基本なのかなと、またそれにどうDXを絡ませていくのかなというところで、観光業のように人の心に関係する仕事では、DX志向が逆に人々にネガティブな感情を抱かせるかもしれません。

観光業ではものの開発ではなく、ことの開発が重要となります。ことは体験価値であり、観光業は時間開発型産業ですが、そこで重要になるのは顧客体験価値を高めることだと私は思います。今の商工観光課長の答弁にもあったように、SNSを通じてでもいいです。ともかく、これからの時代はSociety 5.0にのっとった形のDX化、そういったことをこれからも観光においても進めていっていただけるといいかと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（長田美喜彦君） 黒田利貴男君の質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 大 年 美 文 君

○議長（長田美喜彦君） 3番議員、大年美文君の質問を許可いたします。

大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） それでは、新人の大年です。よろしくどうぞお願いします。

今まではそちら側の席にいて、今回こちら側の席に座らせてもらっています。景色が大分違うように思います。上手な質問ができればいいかなと、キャッチボールができればいいかなと思っています。

早速ですけれども、質問に入らせていただきます。

私は今回、この広報みなみいず4月号、この中で町長の発言されている施政方針の内容について、その信条を、覚悟というんですかね、だと思っんですが、過去に似たような言葉を発信した、どこかの知事さんだと思っているんですけども、最近では大人の事情もあったせいか、トーンダウンどころかこのフレーズを耳にしなくなったような状況です。町長の発信している町民ファースト、これはいかなものかということをお聞きします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

町長に就任し1期目の4年間では、町民が主役のまちづくりを念頭に、医療費助成の高校生世代への拡大や高校生通学バス補助制度の創設、出産祝い金の増額のほか小中学校へのエアコン導入など、限られた財源の中で本議会のご理解をいただきながら、各種施策に取り組むことができました。

私の公約に掲げた施策の全てが実現できたわけではありません。私の掲げる町民ファーストについては、行政というものは常に生活者としての町民を起点に物事を考えなければならないと捉えており、引き続き、町民が主役のまちづくりを持って、子供からお年寄りまで全ての町民が安心して暮らせる、希望が持てる南伊豆町を目指し、令和5年度施政方針の中で、第6次南伊豆町総合計画に基づく施策を着実に進め、町民ファーストの町政実現に向け、誠実かつ謙虚な政治姿勢を持って、町民の皆様の支えとなる施策の推進に努めると申し述べさせていただきます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） そうですね、そのとおりだと思います。

特に町長もそうですが、職員は採用されて辞令交付いただいた後に、これを宣誓しているんですね。法を守りながら町民ファーストだよと、内容はちょっと違いますけれども。それで職務を専念しているわけですね。

私がここでなぜ町長の町民ファースト云々という言葉に質問したかといいますと、やっぱりリーダーの声が大きいんですね。これから町はどう向かっていくんだということも町民はいろいろ心配しています。町長の発言は、リーダーですんで非常に大きなものがあります。この町民ファーストに対してはもうアップデートは必要ないと思います、一部の更新とかそ

んなのは。これバージョンアップして行って、こういうような形で感染症対策も和らぎ、今度は攻めの町政というんですか、そんなものがあつたらちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

攻めというのは大変難しい部分もございますし、やりたいことは正直言ってたくさんあります。しかしながら、財政状況も鑑みながら、やれることを進めていくというところが今、私が思っているところです。

その中でも、やはり町民の健康を守るということはすごく大事なことでありますので、町民の健康を守るための施策を今進め出しているというところ、これから本格的に動くのかなというところですが、その辺のところはどういう成果が出るか、まだまだ先ですが、いろいろと今勉強しているところです。

それから、観光というのはこの町にとってすごく主要産業ですので、大きな事業ですが、観光がやはり今回も一般質問の中に入れてくださっている議員さんもいらっしゃいますけれども、ちょっと海の状況もよくないということですので、この海の状況も喫緊の課題ということで大きく取り上げておりますので、自負させていただくと、この近隣、それから伊豆半島の首長の中では一番私がやらせてもらっているかなというところもありますので、何とかこの海の問題も一日も早く解決したいなというところがございます。

そして、何といっても子育て支援は私の肝煎りの一番重要な施策ですので、今後も子育て支援には終わりがなしでしっかりと子育て支援を進めていく、その中で、先日も報道がありましたけれども、令和8年度に中学校の統合がなされ、そして南伊豆東中学校を校舎にして新しい南伊豆の中学校、校名もまだ決まっていますが、がスタートするということが決まっております。学校の再編というのも喫緊の課題であり、そのために佐野教育長にもう一期留任をいただいたところでもありますので、子育て、それから教育環境の充実というところもしっかりとやっていきたいと思っております。ぜひ議会からの皆さん、議会皆さんのまたご支援をいただきたいなと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） ありがとうございます。

たくさんの施策はあるといった中で、多分今、町長のほうから重要に捉えられていることを説明していただいたと思うんですが、町長、町長が思われていること、もっと私は発信してもいいと思います。それは、いろいろ評価はあるでしょうけれども、やっぱりご自身で発信しないと私は伝わらないと思います。ですから、私もこういう質問してもいいのかなとも考えましたが、やはり発信しないと私の気持ちも伝わらないと思うので、発信させていただきました。これ、町長の信条とか覚悟というものを私は全然否定するとか、そんな形で質問しているわけではございません。そんなような人間ではありませんので。

ただ、やっぱりちょっと発信力が、ちょっと弱いのかなというところが感じられるものですから、町長が今申し上げたような施策をもう少し発信してもいいんじゃないかな、全部発信しなくても、思うものに関してはもう少し発信力を上げてもいいのかなと思います。あくまでも町長、トップですんで、その方向で町も職員も一緒になって、これからの施策に行ってもらえればいいかなと思います。

今、町長からもありまして、観光の関係の質問させていただきます。

私は観光振興については、現役時代もそうでしたけれども、大学にはよらないんですけれども、高校、大学、学生による合宿の誘致、それから、これ一般社会でもサークル等ありますので、その辺の合宿の誘致、この辺に力をもう少し入れてみたいかなと。私も現役時代、発信はさせていただきましたけれども、どうしても発信力が弱かったです。やはりどうしても1つのところに集中しているような発信力しかできませんでしたので、これ大きく、当然職員も高校、大学OBとして、そういうところにダイレクトメールとか発信してはいかがかと。

私自身も足で母校にも行きました。まあ、いろいろなコロナの関係で、なかなかこの期間、説得するにもちょっと材料不足というところがありましたけれども、その辺、町長、合宿の誘致、この辺はどう考えられていますか。よろしくお願いします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、生徒、学生などのスポーツ団体、また文化団体等が実施する大会や合宿等の誘致促進に向けて、合宿等誘致補助金制度を運用しております。本補助制度による活用実績としては、平成30年度で33団体、宿泊者数2,514人に対し392万6,000円、コロナ禍の令和2年度では4団体、宿泊者169人で32万6,000円まで利用者は落ち込みましたが、年明けから感染

者数の減少に加え、5月から5類移行などもあり、令和5年度では7月末までに21団体、宿泊者で1,339人、現時点で260万強の補助金額となる見込みであります。

本制度の啓発においては、広報紙や宿泊施設などへのチラシも作成、配布しており、学校関係者やスポーツ指導者などにも適時PRさせていただいておりますので、かなり定着してきているものと実感しております。

また、これから迎える冬、春の合宿シーズンに向けてさらなる需要が見込まれることから、補助金増額の補正予算を計上いたしましたので、ご審議を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 私が現役の頃に、私の後輩に当たるんですけども、横浜の高校の柔道部で顧問をしている先生がいまして、この話は向こうから合宿したいけれどもということだったんですけども、いろいろ調査してそういう補助金があるよということも初めて私も知っていった中で紹介したところ、非常に助かりましたよと。というのは、保護者からも喜ばれて、もちろん補助金が出たもので、体を鍛える、トレーニング機器の一部にさせてもらいましたと、こういうお金をいただけると思いませんでした、大変助かりましたという言葉いただきました。

それから、この合宿の誘致とか観光とかという何よりも、今日、防災室長、あのとき一緒にいたのかな、合宿したときに、何よりもこの高校生、その顧問に私ちょっとこういう事情で、湊に津波避難タワーという施設があるんだけど、ちょっと非常食が期限切れになったり飲料水が期限切れになったんで、今度大仕事だよという話をしたところ、それぜひ手伝わせてくださいと向こうから声をかけていただいて、あのとき30人ぐらいいましたっけかね、高校生、さすがに高校生。恐らく我々がやると休憩のほうが多いんじゃないかというような作業でしたが、さすがに高校生、あつという間に非常食の入替え作業を手伝ってくれて、ありがたかったなと思います。

それがもう5年ですんで、彼らが、これ進学校ということで後輩に聞いたところ、ほとんど進学ですよということで、5年たっていますんで恐らく社会人か、あるいは学生かちょっと分からないですけども、その子供たちが、子供たちと言ったら申し訳ないですけども、学校の先生にでもなってくれて、また引き続き、この南伊豆のよさを伝えてくれて、合宿とかで協力していただければなということで、その先生ともいろいろ雑談の中でお願いはして

います。

それともう一つ思ったのは、せっかく都会から来る子たちと、合宿の誘致をするのであれば地元の、例えばこれ仮に柔道としますけれども、地元にもこういうサークルがあるわけですよ。それと下田高校にも恐らく柔道部あると思いますので、そういったところとコミュニケーションを取れたらどうかなと。で、つながりが出てくるなと思うんですけれども、観光なのかというところちょっとクエスチョンマークつけますけれども、その辺はどうですかね、教育長ですかね、町長ですか。ちょっともしそういう私の考えにご意見がありましたら、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでして、やはり学生の合宿というのは、その後の、ここの地で合宿をした、その苦しかったり楽しかったりした思い出を社会人になったときに美学として、あそこで合宿したんだよ、つらかったんだよという思いを持って友人や家族たちとここにまた訪れてくれるということが、最終的な落としどころというか目的でもあるわけです。そして、この環境のすばらしいところを、やはりいろんな方に体験してスポーツのレベルアップにつながるてもらいたいというところなんですけれども、ただ残念なのは、それなりにすばらしい施設が少ないということです。

今、柔道のお話をいただきましたけれども、柔道の南伊豆の武道館がございましてけれども、南伊豆の武道館、それからふるさと公園、差田グラウンド、それから各小中学校の体育館とあとは弓ヶ浜の砂浜、そういうところが主に活用されているのかなというところなんですけれども、これからもやはり室内でやる体育館ですとか、ふるさと公園をこれから高校生が陸上の合宿に年末来ますし、10月にも少年野球のチームが6チーム集まってここで練習試合をやりましてけれども、そういういろんなところに今波及しておりますので、ぜひこれからもどんどんいろいろな方たちに、私も行けるところもどんどん歩いて実際に誘致もしてきてまいりますし、これからもしてこようと思いますので、ぜひにぎやかになるような、そんな合宿の誘致というのを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） これ過去のことになるんですけれども、柔道で大変私、懇意にしていました古賀君がおりました。残念ながら若くして亡くなったということで、彼とこれ本当冗談のつもりが、何となく本当のような形になりつつあったんですけれども、壮大な計画がありまして、この南伊豆町で古賀杯という柔道の大会をどうですかと彼のほうから生前言われて、それはすごいことだという話をしたようなこともありました。ただ、残念ながら本当に今は亡くなって、本当に私もびっくりしているところなんですけれども、そういった形でいろいろなそういう著名人が発信してくれると、また一段とPRも高くなろうかと思しますので、私も古賀君の関係者にもいろいろ今声をかけてみようかなと今思っていますので、その節はよろしくお願ひしたいなと思います。

続いて、子育て支援の関係で質問をさせていただきます。

今、国もこの重要施策でこれだけの時間とお金を使って、では、それが明日どうなるのか、1年後にどうなるかといったレベルのこれは課題ではないと思うんですね。当然、南伊豆町もそうだと思うんですけれども、最近では異次元の子育て支援と銘打ったところですが、何かこの辺でこう、あれですか、国のほうとか変化というか、そういったのがあったんでしょうか、お聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における子育て支援策としては、これまで出産祝金制度をはじめとして、こども医療費助成制度、インフルエンザ予防接種助成制度、通学バス助成制度、出産・子育て給付金事業などに加え、結婚新生活支援事業なども順次取り組んできたところであります。

また、本年4月に発足したこども家庭庁においては、岸田総理の異次元の少子化対策に挑戦するとしてした中で、出産・子育て応援給付金などが創設され、これを受けて妊娠から出産、子育てまで伴走型支援を実施しております。

今後におけるさらなる子育て支援策としては、南伊豆認定こども園の施設利用料の無償化に加え、放課後児童クラブにおける多子軽減制度の導入など、令和6年度からの完全実施に向けて制度設計を進めているところであります。

また、本年度から策定いたします第3期こども・子育て支援事業計画においては、今後も国から示されるこども大綱にも注視しながら、経済的支援の強化や子育てサービスの充実、働き方改革の推進などをもって、さらなる子供施策の強化につながる計画策定を目指してま

いりたいと考えておりますので、引き続き、本議会のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 今、町長の言われたいろいろな施策がある中で、町長が今これ最優先だよと、もちろん重要な施策ですよ、みんな重要な施策だとはそれは思っています。それでも我が町にとって、最もこれが優先度の高いものだというようなことがありましたらお聞かせ願えますか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

今、答弁したとおり来年度に、新年度に向け、認定こども園の3歳児未満のお子様の完全無償化に向けて今、制度設計していますので、今はそれがもう最優先課題ということになるかと思えます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 少子化ということで子供の、小さい子の人口が増えないよということは、ここ我が町だけのことでなくて全国的なことだと思うんですけども、そうしましたところ、うちの町でも、では来年子供が増えるか、5年後に増えるかといったら、これもクエスチョンマークのことで、ぜひ今いる子たちをいかに豊かに育てるかということも大事になってくるんじゃないかと思うんです。それで前向きに、私、言葉遊びをするつもりはないんですけども、同じ少子化なら笑顔の子供たちを増やせばいいんじゃないかなと。

これ、では具体的にどうするんだということになると、私も答弁困るんですけども、まず大人が笑っていなきゃ駄目ですね。大人が笑顔で子供たちを育てる環境をつくってやれば、当然笑顔の子供たちなんて生まれるはずはないと思います。そんな中でどんな政策がいいのか、これも私もこれからいろいろ情報収集しながらやっていこうと思いますけれども、その辺もしご意見ありましたら、教育長いかがですか。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりで笑子化、すばらしいアイデアかなと思いますけれども、結局、今おっしゃってくださったように少子化ってなかなか歯止めがかからないですけれども、少子化したこと、子供が少ないことで子供が不幸になる状態というのは望んではいませんし、そうなってはいけないと思っています。やはり少なくなっても多い学校と遜色ない教育を施すべきですし、それを心がけていかなければいけない。

G I G Aスクール構想というのが、それに関してはちょっといい傾向が表れているんですね。1人1台端末なんですけれども、これは使いこなすことによって学校の壁を破る、あるいは地域の壁を破る、地域が地域でなくなるとまで言い切れると思います。というのは、誰ともつながれる。

先週、南伊豆東小学校の6年生は、杉並区立第六小学校の子供たちと弓ヶ浜で交流をしました。その前にもう何時間もリモートで、それぞれの教室同士で班づくりをやったり行動計画を立てたりというプランニングができていますよね。こういったことを可能にするのが、このG I G Aスクール構想。

やはりそれを有効活用していくことで、南伊豆町はなかなかいろんなところと組んでいるね、もう一つは、今度は教員のほうでいいますと、教員が単学級なので、例えば中学なんか1教科1人の教員しかいません。だからその人ができること、可能性、すごく少ないですが、他校とつながることによって同じ教科の先生方と、G o o g l eを使っていますけれども、これ使って結びつくことによって2人にも3人にもなる、一緒に研究することができる。当然そこで授業も変わってきます。というようなことが今、学校で行われていることです。

今後それについてはもっともっと研究を進めて、南伊豆町の子供たちっていいねと言われるように心がけていきたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） そのとおりですね。その壁をぶち壊すのに手が必要なら、いつでも私を呼んでいただければと思います。

今、教育長おっしゃりましたけれども、私もこの南伊豆町の子供たちって、学力もそうですけれども、身体能力も決して劣るようなことですか、秀でている子も多いんですね。ですから、それをうまく大人が環境ちょっとつくってやれていないかなというのがひしひしと、

私も子育てしていた時代にひしひしと感じたものですから、せっかくこの身体能力の高い子、学力の高い子がいる中で、その環境を救ってやるのは私たちの仕事ではないかと思っているんですけれども、その辺でご意見ありましたら、教育長いかがですか。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

全く同感でございます。それぞれのやっぱり環境づくりって非常に大事で、例えば加納にテニスコートを用意していただきました。これによって、もしかしたら来年度、中体連等々が行われる可能性もあるわけですね。それから、いろんなところの誘致もできる。活躍する場がつかれるということです。

そういったことで、南伊豆東中の体育館っていろんな県内の有力校、あるいは他県の有力校も練習試合に訪れます。そういったことというのが町にとって非常に重要で、ある意味拠点にしていきたいかなということを考えています。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） そうですね。本当に他校、県内でも、例えば部活動にしても、強いところとやると世の中にはこんなに強いのがいるんだなと、それでちょっと成績がよくなると、他県でやったときに、うちの手前みそで申し訳ないんですけれども、子供たちも他県とやったらこてんぱんにやられて、強いチームはあるんだなというのを体験させたことはすごくよかったことだと思う、世の中にはあるんだと、そのために努力しろよといったふうな形でその後も進めました。

本当に町外もそうですけれども、県外からの情報収集とか交流、これは非常に子供たちの教育にすごくいいことだなと私は思っています。私、個人的にはもう本当に強い子、本当にもう何やっても強い子は必要ないのではないかと思います。多少は弱さはあっても、本当に強い子というのは優しい子だと思うんですね。反面、あまり強過ぎると弱いものにちょっと目を向けたくなるような子がいます。本当の強い子というのは優しい子だと思いますんで、そういう少人数ながら優しい子を育てる環境を今後もつくっていったらなと思いますんで、私のほうも協力は惜しみませんので、また提案をさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

それから、福祉、防災の充実ということで質問をさせていただきます。

この中に、この広報紙の中に、元気なシニアが支援を必要とするシニアを支える助け合いの仕組みづくりというのをうたっているわけですが、ちょっと若干この内容について町長、簡単で結構ですので教えていただけますか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在、本町では、元気なシニアが支援を必要とするシニアを支える助け合いの仕組みとして、地域における高齢者の自立した生活や社会参加を促す事業の一つである生活支援サポーターや、ボランティアによる高齢者の病院や買物をするための移動外出支援事業を展開しております。これらはボランティア所有の車両や町が保有する車両の空き時間などを活用して、公共交通の利用が困難な高齢者、または運転免許を有しない方、あるいは返納されている高齢者などへの支援事業としてボランティアの方々が移動外出支援をするもので、本事業の実施に向けては、令和2年度に高齢者移動支援セミナーを開催し、実証実験などを経て、令和3年度から本格稼働を実施しているものであります。

本事業の実績としては、令和3年度はボランティア車両による移動支援利用者が延べ318人、これらを支えるボランティアは延べ73人、町保有車両を活用した移動支援利用者では延べ173人、同ボランティア数で99人、社会福祉施設車両による移動支援利用者は延べで56人、同ボランティアは9人であります。また、令和4年度では、ボランティア車両による移動支援利用者が延べ364人で、同ボランティアでは76人、町保有車両による移動支援利用者は延べ195人、同ボランティアは96人、社会福祉施設車両による移動支援利用者で延べ33人、同ボランティアは7人でありました。

今後の展望に向けては、利用者の増加傾向などに鑑み、本年度も生活支援サポーター養成講座を適時実施し、同ボランティアの確保、養成に向けてさらなる拡充を図るほか、多岐にわたる高齢者ニーズにも配慮した各種福祉サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） まさしく言葉どおりかな、元気なシニアが支援を必要とするシニアを支えると、まさしく言葉どおりの仕組みだということだと思っただけですけども。

あと、また防災の関係について、黒田議員のほうからも質問の中にちょっとありました、私もこの豪雨、台風、豪雨はある程度は予知、あるいは準備、こういったものはできると思うんですね。ある程度はですけれども。地震に関しては突発ですんで、なかなか大きな地震となると難しいこともあるでしょうけれども、台風とか豪雨災害についてはある程度の準備ができるといった中で、私、この青野川の前原橋を中心にした、先ほど町長のご答弁の中にあつたように、この川の浚渫、非常に前原橋を起点に、そうですね、認定こども園、あるいは下流行きますとマックスバリュよりもっと下ぐらいになるのかな、非常に三角州ではないですけれども、森林みたいな形になっているようなところも見受けられます。

これは町長も御覧になっていると思うんですけれども、あれを見、大変私は心配をしております。ときあるごとにお話をさせてもらっているんですが、この青野川の河川改修ももう50年たっています。50年前と今のこの雨の降り方、もうこれは比較になりませんね。私が現役で30年ぐらい前で、雨が30ミリから40ミリ降れば大雨警報、これが出ました。今はそれが平気で80ミリとか100ミリ、あるいは110ミリ、先日の秋田ですか、ここも110ミリ降ったと。想像が付きません、私にしてみれば。それぐらいの雨が降っているわけですね。

青野川、この堆積、これは本当に早急に処理しなければ大変なことになるのではないかなと本当に心配しております。先ほどのご答弁の中で、県を、言い方は悪いですけれども、巻き込んで早急にやるといった中で回答があつたんですけれども、もう一度、町長のこの堆積物を見た感想、感想と言ったらおかしいですけれども、この危険性どう捉えているか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

全く議員おっしゃるとおりでありまして、町内の河川がやはりあちらこちらで土砂が流れてきて、土砂が堆積したところに樹木が育ってきて、実際に私の家の前でももう川幅は3メートルちょっとあるんでしょうけれども、水が流れている部分は数十センチぐらい、1メートルないぐらいになってしまつて、当然土砂が堆積し樹木が生い茂っているわけですので、大水が出たときに大変危惧するわけですが、これがうちの前だけではなくて、本町町内いろんなところでやっぱり散見されます。

これは土木のほうにも何度も申し上げていますが、やはり土木のほうも予算的なものもあろうかと思ひます。しかしながら、徐々に伐採、それから浚渫も徐々に県のほうでも

やっただいているというふうには認識していますので、引き続き県のほうには要望しながら、少しずつ進めていただくということが重要かと思っておりますので、また、可能なところは、あんまり本当はよくないんでしょうけれども、家の前あたりなんか僕気になるところはちょっと木でもちょっと枝落とそうかなと、これは本当に大きな雨が来て河川の水量が増えますと、災害に当然つながるわけですので、青野川もすごく立派に改修されましたけれども、やはり一番怖いのは、流木等の堆積によって河川をせき止めて住宅街に水が流れ込むというのが、これ昨年の雲見もそうですし、そういう災害があらこちらで起きていますので、それを未然に防ぐためにはやっぱり重要ですので、ぜひその辺のところは引き続き県と連携していきたいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） 町長の言われたとおり、法を犯すわけにはいきませんが、地域に住む方の、町民の生命、財産を守ることであれば、ちょっとぐらいやっちゃうかというようなことも出てくるかと、これは法を犯すという意味ではないですよ。整備していこうと、やっぱりいう考えでいかないと、本当にこの雨については台風時期とは関係なく、これいつ降るか分からないような雨もあるんです。それはピンポイントで降るんですね。2キロ先は降っているけれども、ここは降ってないよというようなことも大変経験しているんで、向こうは降っていないからこっちは大丈夫だよといったような降り方ではないんですね。その辺も踏まえて整備を、限りある予算の中でこれを全部やるというのは大変無理なところもあるでしょうけれども、一番優先順位はやっぱりつけてやられたほうが私はいいかかと、一気に手をつけるのが無理とならば、優先順位をやはりつけるのは必要なのかなと思っています。

やっぱり先ほどのシニアの皆さんの、元気なシニアが支援を必要とするシニアを支える助け合いという中で、防災についてはよく自助、共助、公助という言葉をよく使われますけれども、また私はここで言葉遊びするつもりは全くないんですけども、私はこの中に近助、これは防災ではなくても危機管理になるかと思うんですけども、一番近くの人が助けてやれる環境、こんなのも必要ではないのかなと。自助、共助、公助、本当にこれ大切な言葉です。でも、やっぱり一番近くの間人が支えてやらないと、これ緊急事態のときには助けられる命も助けられないというような事例もたくさんあります。

地域にはやはり医療関係に従事している方もかなりいるでしょうから、その中で私は、自

治体の各区で救急の講習みたいなのはやれたらいいなということで、消防署にもちょっと問合せさせてもらって、そういうことでしたら、例えば人数10人集まらなくても、消防署のほうで調整がつけば救急講習可能ですよというような返事をいただきましたので、希望があれば、例えば消防団の、恐らく月2回定例会とかやっていると思うんですけども、そんな中で20分、30分でもそんな講習をしていれば、していないよりはいいと思うんですね。何もしないよりは、そういうものを感じ取ってくれて、土壇場になって慌てないようにできればいいなと思いますけれども、町長、私のこの言う近助、いかが思いますか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

ありがとうございます。自助、公助、共助、これは全国的にそういう言葉は災害のときには出てくるわけですけども、この近助というのは、やはり今、本町においては独居のお年寄りの家庭というのがありまして、実は私のお隣も、両隣ですけども、両隣でも独居、お1人で住まれて、元気なんですけれども、やはりそのお隣の方が、やっぱりこれだけ雨が降ると怖いよと。家はうちよりも全然立派な家に住んでいらっしゃるんですけども、1人で不安だと。もし何かのときには行っていいかなと言うから、ぜひ来てくださいということで、うちに来たほうが何かうちのほうが危ないんですけども、でもそうやって人といたいところがあるようなので、その辺のところは各地区でやはりそういう近所にいる方をうちに、よっぽどの危険でなければ家に招いて、そこで一夜を過ごすということもすごく大事だと思います。

先ほどもちょっと防災室のほうからもありましたけれども、各地区で公民館等を活用した中の、この町で開設する避難所と違った公民館ですとか、それから、以前の台風のときには加納のお寺さんに近所の方が集まったとかということも聞きますので、やはりそれは本当に近助という今、議員がおっしゃられたそのとおりだと思いますので、こういうことも広報紙であったり、またいろんなところで私も訴えて、何かあったら、不安があるようだったら、避難所に行くのもかなり雨が降ったり風が強かったり危険な場合もありますので、まず近助で、で、お互いが助け合う共助でということも重要だよということも、また私も情報を発信していきたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君。

〔3番 大年美文君登壇〕

○3番（大年美文君） ありがとうございます。

私も近くに、まさしく近くの人間にはこの言葉ばかり使って、近助というと本当に別の近所の感じを取られるんですけれども、近くの者が助けるんだよというようなことで、一応今もちよっとPRしていますけれども、できればこういうこともPRしていけたらなと思います。

これ最後になるんですけれども、この一般質問の場というのは、執行機関の運営状況の進捗の確認とかチェックする場であるのはもちろんですが、町民の皆さんの声を届ける場とも私は認識しております。お叱りいただくのは覚悟で、議員の皆様をお願いを申し上げます。

次回の南伊豆町議会議員選挙の日程を改正しましょう。このことはもう私が言うまでもなく、皆さん感じていることだと思います。今回、自分自身も初めての立候補ということで、政治活動、選挙活動を通じて多くの町民の皆さんからいろんなお話を聞きました。もう私の中では10人中10人がお前何とかしろよと、この観光立町とうたっている割には何でこの夏の最中に選挙をやるんだと、なぜ変えられないんだというような声がたくさんいただきました。

先日の議員の座談会という席で、ここに前にいらっしゃる黒田議員からも発言がありました。ぜひ議員の皆様、これ我々が一つになれば簡単です。改正すること自体は何の造作もないことですが、そうはいつでもやはり皆様にもご支援をされている方もいらっしゃるんで、ぜひ支援していただける皆さんのご意見も聞きながら、町民のための改正をぜひお願いしたい。

それから、これがまた特別委員会等でもまなければいけない事業であるならば、特別委員会を立ち上げてしっかりとしたものを、これは期間を定めて、私の中では来年3月の定例会の最終日に報告できるぐらいの覚悟でいかないと、これ、またまたずるずるといくような気がしますんで、大変申し訳ない、まだまだ新人の生意気なことを言って申し訳ないですけれども、お叱りは後で受けますんで、これを議員の皆様をお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 大年美文君の質問を終わります。

ここで、昼食のために午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時32分

再開 午後 1時00分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 岩 田 稔 君

○議長（長田美喜彦君） 2番議員、岩田稔君の質問を許可します。

岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 通告書により、今から一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は2つあります。1つは、農地適格法人 I L o v e ファームについてです。もう一つは、共立湊病院解体後の土地の利用について、2つになります。

では、まず、最初の質問をさせていただきます。

7月初旬に、地域整備課より1通のお手紙をいただきました。そこには、農業生産法人株式会社 I L o v e ファームが、和田原、田尻においてレモン栽培を前向きに検討しています。町としても大いなる期待を寄せるとともに、参入について協力する方向でありますと書かれてありました。

私はその文章を読んで、率直にありがたいなと思いました。実は、私もその場所で田んぼを所有していますが、現在耕作放棄地となっています。その荒れた田畑を見るたびに情けなく悲しい気持ちになっていました。それを南伊豆町が企業誘致活動をして、積極的に関わってくれることはとても頼もしく、全力でお手伝いしたいと思っていますところ。

ただ、正直なところ、私はレモンというと焼酎やウイスキーの割り材ぐらいにしかなじみがなく、どのくらい需要があるのかを調べてみました。輸入レモンは2019年で5万4,287トン、国産レモンは2018年で5,528トンで、広島県が3,247トン、愛媛県では1,773トンだそうです。2県で73%を占めています。ちなみに、静岡県はデータは出ませんでした。要はビジネスとしてほとんど市場に出回っていないということだと思います。

でも、逆に言うところこれはチャンスではないかということです。国産南伊豆レモンをブランド化して町の特産品にして売り出せば、地域への経済効果や雇用が生まれます。また、南伊豆町という名前をアピール、PRするチャンスにもなります。そして、耕作放棄地の解消が

町を悩ませる鳥獣被害の減少にもつながる、まさに一石三鳥の取組だと思います。

また、伊浜では使われなくなった段々畑を、地域おこし協力隊の田村ロータス翔音さんが住民と協力して50本の苗木を植えて新しい取組を始めています。このように南伊豆町全体で耕作放棄地をレモン畑に替えて、オール南伊豆で取組をすることが肝要ではないかと思っております。

さて、質問のほうに移らせてもらいます。

現在の、まず進捗状況を教えていただけませんか。お答え、よろしく願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

農地所有適格法人株式会社 I L o v e ファームは北海道を拠点として、北海道、青森、岡山、宮崎、長崎などで主にブロッコリーを栽培する法人であり、令和4年度頃から本町をはじめとして賀茂農林事務所、下田市、松崎町とも連携した誘致活動を展開してまいりました。また静岡県及び関係市町においては、同法人が事業展開する生産地の視察などを経た中で、随時打合せを重ねてきたところであります。

法人からは、手石地区でのレモン栽培の意向を伺っておりますので、現在、地権者との調整を進めており、これら農地に係る利用意向状況などを確認するためアンケート調査を実施いたしました。アンケートの内容としては、I L o v e ファームが事業主体でレモン栽培を検討していることをお知らせした上で、1、今後の耕作の意向、2、貸出しの有無、3、当該事業の詳しい説明を受けたいとした3点でありまして、9月11日現在で180名中158名から回答をいただき、回答者の約72%が貸出しオーケーという状況であります。

今後はI L o v e ファームによる地権者への説明会を開催する予定と伺っておりますが、本町における農業振興、荒廃農地の解消や新たな雇用創出などにおいても、同法人の参入に大きな期待を寄せているところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 現在、あそこの土地を私も所有している関係で、この間、現地を見に来ました。想像を絶するほどの荒れ放題の土地になっています。雑草が2メートル、3メー

トルほどなって、なおかつつるが太くなって雑木林みたいな大変な場所になっていました。この後、そこを草刈りやるはずですけども、くれぐれも事故のないようにやっていただきたいと思います。

では、2つ目の質問に移らせてもらいます。

現在、そのような状況ですが、これから取組が前に進んでいきますとレモンの苗木を植樹することになると思うんですが、そのあたり土地の所有者の不安や不満というものはどういふふうに聞いているのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしました。I L o v eファームはレモンの栽培に特化する意向であります。レモン栽培においては、通常で栽培期間が30年から40年程度になると思われますが、単年ごとに収穫を繰り返す野菜とは違い、販売収益が見込まれるまで数年かかることなどから、ご心配のお問合せなども伺っております。

年配の方などからは、昔のことわざで「農地を貸すほうも、借りるほうも、木を植えるな」というご指摘もありましたが、農地の貸し借りには農地法による規定もありますので、懸念されるトラブル防止のためにも確かな契約を交わす必要があると考えております。

また、I L o v eファームにおいては県外地域においても農地に係る適正な賃貸契約を締結しておりますので、地権者のご不安、ご心配を払拭するためにも、引き続き静岡県、関係市町も含めた行政支援に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） これからも丁寧な説明をしていただきたいと思います。

3つ目の質問です。

私の知り合いにも実はレモンを栽培している人がいます。その方は1つの場所はハウスで栽培している。もう一つは露地栽培、いわゆる畑の上に植えているそうです。やっぱりそうになるとハウスのほうはすごくよく実がなって、路地のほうはあまり実がならないそうです。これから土地を改良しようとしている場所なんですけれども、当然、大変風当たりの強い場所だと私は思っています。そのあたり、レモン栽培は風に弱いと聞いておりますが、その辺

はどんなふうに対策されるのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

風につきましても木を揺らすことから枝や花、果実を損傷させる可能性があり、レモンを含めたかんきつ栽培には風対策が必要と伺っております。このため風害などを抑えるためには適切な対策が必要になりますが、同法人からは、南伊豆町でのレモン栽培をするに当たり、静岡市清水区の国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構とも、その対策などを協議していると聞いております。

町内においては、手石地区に限らず季節風が強いことから何らかの対策は必要と思われませんが、事業者である I L o v e ファームはこれら農業における専門家であると認識しておりますので、町として特段の心配はしておりません。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） すみません。町長の説明の補足をさせてください。

先週の9月22日に担当係長と担当で静岡市清水区にあります、かんきつを専門としております、先ほど町長からも説明がありました農業研究機構のほうへ相談に行きましたところ、南伊豆町でのレモン栽培には特に問題はなく、むしろ適しているのではないかとの回答をいただきました。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 専門家のアドバイスが間違いないと思うので、素人の私がこれ以上質問することはありません。ありがとうございます。

次に、この先、このレモン栽培が進んでいけば、当然のことながら集荷所や倉庫が必要となってくると思われますが、その辺の手当てはどうかさるのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本計画が軌道に乗り、本格的に稼働した場合、出荷施設は必要であると認識をしております。

す。I L o v eファームからは町有施設などの空き施設などお問合せをいただいておりますが、現状においては未定であります。まずは一段の集積した農地を確保、同土地所有者からのご理解を最優先と考えております。また、これら施設については必ずしも本町に設ける必要もないことから、近隣市町やI L o v eファームとも協議しながら調整してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） ありがとうございます。

現在、これから先の話になるんでしょうが、将来的に今、学校、小学校・中学校が廃校に進んでいる方向あるものですから、その辺のことも踏まえながら、うまく町にある施設を利用していただけたらいいなと思います。

では、次の質問です。

現在、農業はどの分野も人手不足であると認識しておりますが、繁忙期において人手不足が確保できるのでしょうか。

以上です、質問は。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

I L o v eファームは、法人本来の主力であるブロッコリー栽培ではなくレモン栽培に取り組みたいとした理由の一つとして、単に農地規模が小さいだけでなく、人手確保が厳しくなるとの状況判断に基づくものであると伺っております。とりわけレモン栽培においては、苗木を植えた当初は比較的手間がかかるようではありますが、それ以外の繁忙期は果実の収穫時期であるとされております。実際に何年か後の、この収穫期での人員確保がどれぐらい可能かは不透明ではありますが、一方で地域の方々の雇用創出につながることも期待されるところであります。引き続き法人側との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 大変、私も期待している事業ですから、この先しっかり応援しながら

見守りたいと思います。

最後の質問になります。

過去の歴代町長におかれましても、この耕作放棄地を何とかしようと試みましたが失敗に終わったと伺っております。この事業における町長のお考え、お気持ちをお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町における農業の課題としては耕作放棄地の解消、担い手の確保などが挙げられ、これら課題の改善という観点からも同法人の参入は大変ありがたいことだと感じております。また、手石地区の農地は町内でも最大規模の農地団地であり、一部の営農はされてはおりますが実態としてはほとんど農地が耕作放棄地であり、イノシシなど有害獣も多数出没するなど、その対策に苦慮しているところであります。

今般のI L o v eファームの誘致においては、新たな雇用創出や税収の増加、新たな特産品や六次産業などにも期待するところでありますが、何よりも手石地区周辺の住環境の向上にあると強く認識しております。将来にわたり耕作放棄地が解消され、適正な農地活用が営まれることで獣害被害も抑えられるものと確信いたしました。これら事業の取組は本町にとって一つのきっかけだと考えており、同法人の事業展開が手石地区にとどまらず、町内全域に拡大することを期待するものであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 頼もしいお言葉ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきます。

次は、共立湊病院の跡地の利用についての質問をさせていただきます。

懸案事項であった共立湊病院の解体がようやく決まりました。町民、特に湊区民にはとても安堵し、ほっとしているところであります。この病院の歴史は1923年（大正12年）に海軍病院として設立され、国立湊病院、そして共立湊病院となりました。特に賀茂地区における重要な医療の拠点として活躍し、それに伴う経済効果は計り知れないほどの巨大なものでした。その病院が下田市に移転されたことは南伊豆町にとって大変な経済損失で、その金額は数十億とも言われております。町にとっては大打撃でした。

この跡地利用についてはサウンディング調査も不調に終わり、一部事務組合側はまずは南伊豆町さんの意志を尊重すると答えています。一部事務組合側としても利用目的のない土地の維持管理費は大きな負担となります。ならば土地取得ではなく賃貸契約で借りて、現在、町が進めている株式会社 I L o v e ファームさんによるレモン栽培の農地として提供してはいかがでしょうか。

この土地の北側には修福寺というお寺があり、そこは避難場所とも指定されております。その高台に向かって段々畑でレモン畑を造り、農道として避難道路として活用する。そして、用地を併設しているなぎさ園からのお寺に向かう道路を整備して、なぎさ園の患者さんや地元の皆さんの緊急避難道路として活用する。そうすれば観光と防災機能を併せ持つ新たな取組になるのではないのでしょうか。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

一部事務組合下田メディカルセンターから本町が跡地を借り受け、当該法人に対して無償もしくは安価で貸し出すというご提案であります。まずは同法人の事業展開の意思があるかの確認が必要と思われまます。また、その意思があった場合、土地所有者である一部事務組合でのご判断を仰ぐ必要があります。

病院組合においては現時点で病院跡地の利活用方針などは何も決定しておりませんが、一義的には、解体費用との費用対効果を見合う利活用を模索するものと考えられることから、本町に無償貸与というスキームはかなり厳しいのではないかと考えられます。

いずれにいたしましても、令和6年度には解体作業が完了する予定でありますので、それまでは首長による運営会議において具体的な跡地利用の協議がなされることとなりますので、機会を捉え、岩田議員からの提案についてもお話しさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） なるほど。確かにあの土地は一部事務組合メディカル病院が管理している土地です。ただ、私が先ほど提案したレモン栽培というのはあくまでも手段であって、私がここで提案したいのは、あそこの跡地を高台として、避難場所として利用できないかと

思っているわけです。この湊地区、特に弓ヶ浜海岸エリアでは、夏季のお盆のトップシーズンになると休暇村南伊豆さんで満館で280名。そこに従業員やアルバイトを含めると300人以上の人がいます。そこに○文さんや季一遊さんのお客様を足すと500人以上の方がビーチにいます。そして、それ以外に海水浴のお客様や海の家、売店、食堂で働いている人たち、そして近隣の住民を合わせると1,000人以上の方がその海岸エリアにいるところです。

そこに必ず来ると言われている南海トラフ地震が起きた場合は、あの津波避難タワーで命が助かるでしょうか。答えは明白です。この弓ヶ浜海岸エリアの防災システムや避難をするシステムが確立されてないことは大変大きな問題ではないでしょうか。町長はこの問題・課題についてどのように考えておられるでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

確かにハイシーズンになりますと、今ある津波避難タワーで全員が助かるということは想定しておりません。その中で、やはり今あるお寺、それから○文さんの方面への避難をしていただくというところがございます。共立病院跡地につきましては国立公園法上でもなかなか開発が厳しいところがございますので、なかなか避難に対する施設の建設設置ができるかというところは厳しいところがありますので、またその辺のところも踏まえた中で、湊区での避難路というのはしっかりと区の皆さんとも協議をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君。

〔2番 岩田 稔君登壇〕

○2番（岩田 稔君） 確かにそのとおりだと思います。ただ、海岸で地震が起きた場合は高台に逃げるというのが鉄則なんですけれども、この弓ヶ浜海岸においては高台がないんです。それを、今、手つかずで置いている土地を何とか利用できないかと思うのは、これは地元の住民全員の願いだと思います。

以上のことを踏まえまして、あの病院の跡地については私たち地元の間も注視しております。どうか地元の住民の気持ちを少しでも酌んでいただいて、よい方法を町長のほうでご提案いただければありがたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（長田美喜彦君） 岩田稔君の質問を終わります。

ここで10分の休憩を取ります。35分まで休憩といたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時35分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 稲葉勝男君

○議長（長田美喜彦君） 9番議員、稲葉勝男君の質問を許可します。

稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 4年ぶりの一般質問なものですから、非常に緊張しております。

通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、1問目といたしまして、伊豆下田カントリークラブ営業終了についてということで、町長の考え等お聞かせいただきたい、このように思います。

伊豆下田カントリークラブが営業50周年を控えた2024年、来年ですか。の12月をもって諸般の事情により50年にわたる営業を終了するとの通知が6月に突然郵送され、寝耳に水と申しますか、非常に驚きました。

以前から来場者が年々減少していると。それからまた、獣害の被害によりコースの維持管理等の費用が大きく、厳しい営業が続いていることも聞いております。とっさに頭に浮かんだのは、まず、私、三坂の住人としてであります。三坂財産区有地の処遇でございます。当ゴルフ場コース用地32万2,724坪の中に約12万6,346坪の、これ全体の約40%、39%ですか。三坂財産区有地が、管理者であります南伊豆町長と株式会社伊豆下田カントリークラブ代表取締役相山武靖氏との間で賃貸借契約を結んでおります。現在、相手の株式会社伊豆下田カントリークラブから町長のほうに、文書等で正式に状況説明等があったのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年4月、伊豆下田カントリークラブを運営するYOKOHAMA SPORTS COMPLEX株式会社の関係者が来庁され、諸般の事情から2024年12月をもって営業を終了する旨の報告を受けました。この報告では、伊豆下田カントリークラブの来場者は1992年をピークに減少の一途をたどり、業績は1995年以降、毎年、営業赤字を計上しており、これに加えて、近年ではイノシシなどによるフェアウェイ損傷も多発し、その復旧費用なども重荷となってきたことなどから業績回復の見込みが立たないとの判断に至り、苦渋の決断であったとのことであります。

なお、ゴルフ場敷地内にあるホテルサップロモントについては、本町と地方創生に係る包括連携協定を締結し、ワーケーションに利用するサテライト企業などを誘致する取組を実施中であることから、当面は営業を続けるとのことであります。

議員のご指摘にもありましたが、町の課題としては、今般の営業終了に伴い、本町の主力産業である観光への影響をはじめとして、平成30年4月1日に三坂財産区と契約を更新した土地賃貸借契約の存続期間を20年間とする契約の取扱い、加えて貴重な財源であるゴルフ場利用交付金の消滅やゴルフ場敷地の地目変更などによる固定資産税への影響などが懸念されるところであります。

近年のゴルフ場運営においては、全国的なゴルフ人口の減少などで極めて厳しい現状にあると認識しておりますが、一方で都市部近郊などでは予約が取れないなど、コロナ禍を契機としてゴルフ場利用者も改善傾向にあると言われております。

本町も含め近隣市町の皆様からはゴルフ場存続の声が多いと理解しておりますので、同法人には最優先事項として施設継承先を見つけていただきたい旨、要請をしたところであります。また、同法人からも継承先などを募りながら存続協議を進めたいとのことでありますので、今後の動向を注視しながら、不測の事態も対応できるよう情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 今、町長のほうから、私がこれから質問しようとしたことに全部答弁

いただいたようなものですけれども、三坂財産区の成り立ちというか、これらについてもやっぱり、ここにいる皆さんはご存じかどうか、その辺が分かりませんが、これは昭和28年で古い話ですけれども、昭和28年に国が町村合併を推進したとき、各市町にある、市町というか、その対象の自治体にある財産に不公平が生じないようにということで財産区をつくったと。それを、昭和30年7月31日に南賀6か村、南中、南上、三浜、三坂、南崎、竹麻の南賀6か村が合併した時点で、南上と南崎と三坂の財産区が誕生したと、こういう経過もございます。

それで、この財産区は何のためにかといたら、やはり地域の住民福祉のため、このためにここから上がった収益というか、そういうものは各地域の財産区の住民の福祉向上のためにぜひ使うようにという、こういうシステムになっております。

その中で、私思うに、先人がこれを苦勞してゴルフ場の用地をこちらへ誘致したというか、伊豆下田カントリークラブと長い間交渉して、それでゴルフ場をここへ誘致したという経過、それもでございます。そういう中で、先ほど町長も言いましたように、伊豆下田カントリークラブの町財政の貢献度というのは、土地賃借料をはじめゴルフ場利用税、固定資産税、所得税などいろいろ本当に多大な問題あると思います。

今後、この形が継続できるような地権者である町、それから財産区、伊豆下田カントリークラブ、それから個人の土地もあるわけですね。連携して、跡地利用についてぜひ協議の場をつくるように要望したいと思いますが、町長、その辺の考えをお願いします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

当然ですけれども、この伊豆下田カントリークラブというのは間もなく50年になるんですけれども、町にとっても大変大きな経済効果をはじめ、町にとってはなくてはならない施設であったことは認識しております。

そしてまた、私どもゴルフ場のすぐ下の二條の地区でありまして、二條、差田、吉祥、それから加納も含めてほかの地区も、南上のほうからもそうですけれども、たくさんゴルフ場で働く方がいまして、その恩恵で我々は育ったといっても過言ではございません。ですから、そういう意味では、見えないところで多くの私たち世代、少し上の方だったり、下の方だったり、世代も、ゴルフ場があったことによって育てていただいたという、そういう感謝の気持ちも持っております。

ですから、何としてもこのゴルフ場は、現在の法人さんから替わるのかもしれませんが、ゴルフ場として存続していただくというのが私は大前提であるというふうに考えております。これに関しては、当然、法人の代表の相山社長と私もこれから協議をしていこうと思っておりますけれども、また議員の皆さんからもそのようなご意見をいただけると、法人の皆さんも心強いのかなというふうに感じますので、またそういう機会がありましたら、ぜひ協議をしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 町長のそういうふうにおっしゃられたからすごく心強いんですけども、ぜひ、やはりこれは本当に、伊豆下田カントリークラブがゴルフ場を造ったということの恩恵というのは本当に大きいと思うんですよ。それが、先ほども何回も言うようにですけども、非常に厳しい状況になってくる。これを何とか回避するためには、やっぱりゴルフ場として利用するのが一番ベターでしょうけれども、それがいかないということになると今度、跡地のほうをどういうふうにするか。

簡単に言うといろんな意見があるんですけども、ソーラーとかというんですけども、やっぱりそういうソーラーもいいんでしょうけれども、それは地権者との考えもありますから、私がここでどうこうということではないんですけども、やはり全体的に町に恩恵というか、いろいろ税の面でもいろんな面で町に貢献できよう、そういうような利用の仕方がベターだと思うんですが、だからその点を今、町長おっしゃったようにぜひ考慮して、民間の方たちもいらっしゃいます。その方たちのためにもぜひそういう協議の場所をつくるような、それを希望したいと思っております。

それでは、次の2問目でございますが、空き家の利活用及び防災・防犯対策についてということでお聞きいたします。

空き家バンクを制度化して費用補助などもしているが、登録物件の確保など課題が多いと聞いております。利用状況と現況についてお聞きしたい。

総務省が5年ごとに行っている調査ですと、定住者のいない住宅が2018年調査で全国に349万戸と、この20年で1.9倍に増加したそうです。また、静岡県は約9万戸で20年間で2.1倍に増大したと、増大というか増えたと、そういう結果が出ております。

伊豆半島先端に位置する賀茂地域の現状は人口減少が大きく、国立社会人口問題研究所

(社人研)では、統計によりますと、2045年には賀茂地域の人口は半減すると見通しがされており、ますます過疎化に拍車がかかると考えられます。

町では、空き家対策として空き家バンク制度により移住だとか定住、Iターン、Uターンなどへの有効活用の施策を進めておりますが、現状についてどのようなか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長(長田美喜彦君) 町長。

[町長 岡部克仁君登壇]

○町長(岡部克仁君) お答えいたします。

町内においては、ご案内のとおり多数の空き家が存在し、中には倒壊の危険性を有する特定空家なども見受けられます。平成27年度に実施した町内の空き家調査の結果では、空き家が358軒と、10軒に1軒程度が空き家の状態となっており、このうち1年以上利用されていない空き家は233軒であるにもかかわらず、賃貸の意向のある物件はわずか18軒でありました。また、本町では高齢化率も48%程度と高い上、そのうちの約52%が高齢者のみの世帯となっていることから空き家物件のさらなる増加が懸念されております。

一方で、移住相談件数は年間200件を超え、県内でも高い水準となっており、これら相談内容の多くは移住後の仕事や住まいに関するものでありますが、いずれもご紹介できる資源が少ないことから、相談件数の割には移住に至るケースが伸びていないという現状もございます。

このような中で、平成23年度から空き家バンク制度を創設し、平成27年度から空き家バンクリフォーム補助制度を運用しており、空き家活用と移住・定住促進に寄与しているところであります。

直近の空き家バンクの登録物件数は、本年9月1日時点で売買物件8件、賃貸物件2件となっており、これまでの登録物件数などの推移を見ますと、平成3年度の新規登録物件32件で契約成立物件は30件、令和4年度では新規登録物件23件、契約成立件数21件、令和5年度では9月1日時点で新規登録9件、契約成立件数7件となっており、空き家バンクリフォーム補助金の活用実績では、リフォーム及び家財処分の合計数値であります。令和3年度11件で480万円、令和4年度15件で490万円、令和5年度では9月1日時点で15件、約600万円となっております。

本制度において物件の確保は必須となりますので、利用可能な新規物件所有者に向けては登録を促す取り組みを強化するとともに効果的な施策の推進に努めてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） ありがとうございます。

今、町長申し上げているように、大分空き家バンク制度を利用している方がいられるというような形です。この方たちは現在、こっちにIターン、Uターンが分かりませんが、定住して、それでよく南伊豆、こちらは仕事がないということで、それがネックになっているということでその点も進んでない。こういう状況の中で現在、空き家バンクを利用してこちらに来ている方は高齢の方か、それとも今、働き盛りとかどこか勤め先があって来ているのか、その辺の割合というのはどんなものでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

実際には年齢での調査は今のところ行っておりませんが、現在、移住相談、それから移住の空き家バンク利用の申請に見られる方からいたしますと、ここ最近では割と子育て世代の方、30代、40代の方が多くなってきているという状況でございます。これまでは高齢の方、非常に多かったんですが、その方々はどちらかというと空き家バンクを利用するというよりは一般的な不動産屋さんで取り扱っている物件を利用して移住される方が多いと。一方で、若めの方、特にテレワークを利用されたりだとか農業をしたいというような方については、空き家バンクの制度を利用して、空き家バンクリフォーム補助金も活用するという傾向が強くなっております。特に、最近ではテレワークをされる若い方、それから自分で事業を興す方というのも増えてきているといったような現状でございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 非常に、私思うに実績を上げているように思われますので、一番とにかく移住者の方たちが気にしているのは仕事だと思うんですね。それで子育ては、町長、子育てを一生懸命やって政策をやっているから、子育てについては非常にいい結果が出ていると私も思っております。いずれにしても空き家バンク制度を利用した形の中で移住・定住者がこちらに来ていただく、そういうことを担当も一生懸命頑張りたい、エールを送ります。

それから、これに関してでございますが、空き家の防災・防犯等への対策ということで、私たち5年前に、平成30年10月に空き家が多いということでは言われている妻良、それから東西子浦の実情を、その当時の議員の第一、第二常任委員会で合同で実情把握のため視察して、区長をはじめ住民の皆さんと意見交換をした経験があります。

そして、当局から提出された資料に比べて、そのとき定住者のいない様子に戸閉めの住宅の多さに驚いたところではありますが、区長をはじめ住民の皆さんがこのとき口をそろえて、防災・防犯、景観や生活環境の悪化を非常に懸念している状況がありました。特に老朽化に伴う倒壊、それから台風時の対策や不審者による火災等が大きな事故につながらないように対策を講じてほしいとの要望も受けたところでもあります。

以上の経過から、その年の12月に私、町としての対策を考えるべきであると質問させていただきました。そのとき、町長からいただいた答弁をちょっと朗読してみます。「平成26年11月、空き家等対策の推進に関する特別措置法が制定されたところではありますが、権利問題を解決するための行政手法にも限界があり、容易には効果的な対策が進んでいないのが現状であります。巨大化する台風や大規模地震による倒壊の危険性など喫緊の対応が迫られる物件も存在することから、近隣住民からの不安や苦情が多数寄せられており、法的にも適正に対処するための条例整備が求められていると認識しておりますので、県の所管部署など通じて、空き家対策に向けた先進的な取組や条例化などの事例についてもご指導を受けながら、実効性のある空き家対策の検討を行いたいと考えております」、このように答弁いただいております。

それから、特措法の実効性を高めるため講ずるべき方策として総合的にまとめた計画の策定を他県と連絡、それから調整を進める協議会設置を市町村の努力義務として定めておりますが、本町ではどうなっているかに対して地域整備課長は、「空き家に対する協議会のほうは今のところ設置してございません。近隣市町と連携を重ねながら協議会を広域でいくのか、それとも市町単独でいくのか、その辺もまだ検討しながら進めてまいります」、そういう答弁いただいております。その後、町長、どうですか。この協議会だとかそれについての設置の準備はしましたか。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

稲葉議員からのご質問ですけれども、現在のところまだ協議会等の設置に向けては取り組んでおらないというのが事実です。しかしながら、空き家等対策計画におきましては喫緊の

課題だと思っておりますので、令和7年度末までには計画策定するように所管課を含め、庁内協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 今、課長おっしゃられたとおり、本当に、先ほど私も東西子浦、それから妻良を視察したということ申し上げましたけれども、非常にそれから5年、4年か。たっているけれども、ますます状況が悪化というかしています。それで、そのときも東子浦と西子浦の間の町道のところに、民家かちょっとその辺は分からないですけれども、道路に面したところで非常に老朽化して、それが危険だということで工事用の俗に言う馬、通行止めなんかですけれども、それをやってあったんですけれども、それが今は何年か後にH鋼の柵をやってあります。あれも道路にはみ出している。地元の方たちが非常に通りにくいという意見もあります。あれ、大分長いことああいう状態からあるんですけれども、ああいう物件に対しての取組というのは何かやっております。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） これらの物件につきましては、区长様はじめ町民の皆様から情報を基に、所有者が判明している場合には適切な管理をされるよう指導、周知に努めているのが現状でありまして、子浦の案件につきましても再三、所有者には連絡を取ろうとしているんですが、なかなかうまく連絡が取れない状況と聞いております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

避難路や民家周辺の生活環境保全を図るため、そのまま放置すれば倒壊等により保安上の危険となる家屋の解体促進に向けて、本年度から老朽危険家屋等解体撤去補助金を創設し、危険家屋の積極的な除去に努めているところであります。

また、補助事業においては行政区に対して交付するもので、補助率は事業費の4分の3、上限は150万円としております。当該制度の周知に時間を要したこともあり、現在までに申請に至ったケースはまだありませんが、事業内容の問合せなどは多数あったとは聞いており、各地区における関心の高さを示すものと認識しております。

なお、区長様から、この補助金はありがたいが、区の財政負担が大きすぎるのももう少し何とかならないかと、そのようなご指摘を受けております。補助率や補助上限額の見直しなどを進めておりますので、これに併せて個人を対象とする補助制度の創設についても先進自治体の取組状況なども調査・研究し、新年度予算に計上できるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） ぜひお願いします。

それで、この特措法を実施するには地権者だとかそういう方たちとの交渉が、非常に行政とか役場の職員ではなかなか進まない部分があると思うんですよ。それで、以前に掛川かどこかが一級建築士と、それから土地建物取引だとか住宅に関係したその人たちがNPOつくってやっているんですけども、それでつくって、そして直接地主さんだとかとの交渉をやって、それである程度の成果を上げているという話を聞きましたので、先ほどまだこれからいろんなあれを、制度とか委員会だとかそういうものを設置するという中で、一応そういう近隣市町とかそういう中の状況はぜひ把握して、それで本当にこれは喫緊の課題だと思うんですよ。けが人が出た、子浦辺りでもし火事になったら子浦全体が消滅してしまうという、そのくらいの本当に危険な状況だもんですから、ぜひこれは喫緊の課題として、課長、どんどん進めていただきたい、このように思います。

それでは、続きまして、観光施設整備についてということでお伺いいたします。

これについての質問です。8月31日に自民党県連の市町政調会長会議が開催されました。そこで、南伊豆町の支部としまして、人間地区、千畳敷等で眠っている観光資源の整備等に係る観光対策事業への財政的等の支援の拡充、また中木地区のヒリゾ浜は海水の透明度のよさと近年のシュノーケリングブームにより海水浴客が著しく増加しているが、荒天や台風時には対岸のトガイ浜での遊泳を提供している。

しかし、トガイ浜まで利用している遊歩道が柱状節理の岩出のため崩落が多く危険なため、現在通行止めの措置を講じておりますと。海水浴客に南伊豆町の海のよさを提供できない状態にありますので観光産業に大きなマイナスになる。観光施設整備事業による整備への財政的支援を要望しました。

そして、県のスポーツ文化観光交流局の担当者からは、町が観光地域づくり整備計画の変

更計画を策定した時点で計画内容を精査し、観光地域づくり整備事業補助金により取組を支援するとの回答をいただきました。こういう回答をいただいている中で、ぜひ変更計画を策定して事業を推進するべきだと、こういうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

中木のトガイ浜の関係かと思うんですけれども、確かに計画を変更等すればいけるところなんだろうけれども、こちらが県の補助金の額のほうが、恐らくたしか2分の1補助の形だと思っております。その関係で、ただ中木のトガイ浜は、議員もご存じかと思うんですけれども、かなり広いエリアで崩落があるというふうに私ども認識しております。それで、あそこは柱状節理もある状況で、あの柱状節理では、例えばコンクリート吹つけとか潰してしまっているのかという話にもなってくるでしょうし、かなり広いエリアということになると、県の補助が入りましてもかなりの町としての負担も出てくるのではないのかなという部分も危惧いたしまして、現在、通行止めの措置をしているという状況でございます。

今後に至っての話というのはしているにはしているんですけれども、今のところちょっと景観の面と財政的な面とで厳しいのではなかろうかというふうな判断をしているというところでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 課長がおっしゃることは十分分かります。しかし、県のほうがこれだけの回答というか、していただいているものですから、何らかのアクションを起こして、来年、再来年にできるということではないけれども、継続的に要望というかそれをやっていって、年度ごと一定の工事をやってもいいし、一度に1億かけるか10年で1,000万ずつやっていくかその辺ですけれども、いずれにしてもこういう状況が今、県の担当課のほうではそういう回答もいただいているもんですから、ぜひこれは無にしないように継続して交渉をやっていただきたい、このように思います。

そして、あと千畳敷についても改修工事でしたかやって、それで去年でしたか、工事費を計上して、それが環境省のほうはオーケーだけれども、文化庁のほうはちょっと待つということで減額補正した経過もあります。今、その点はどういうふうに町のほうが対応しているのか、これからするのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 副町長。

○副町長（橋本元治君） 私のほうから、お答えをさせていただきます。

入間千畳敷につきましては、令和4年12月定例会において一般会計補正第6号をもって、歩道整備工事1,657万2,000円を減額させていただきました。これは議員もご承知のとおり、当該予算につきましては2019年の台風による崩落というのは、それは下のほうの部分のところがありません。越波で浸水、損傷した千畳敷への遊歩道の改修・保全ということもあります。越波で浸水、損傷した千畳敷への遊歩道の改修・保全ということもありますが、いかんせん急傾斜の道路ということもありまして、もう少したくさんの方に安全で訪れていただきたいという中で、担当課にも骨を折ってもらって公園の指定も含めた中で事業を始めたという経過がございます。

ただ、先ほども言ったように、基本的には名勝伊豆西南海岸、文化庁の絡みでそのところを改修しなさいというお話があって、それをやると歩道整備よりもとんでもない金額がかかるような金額になるということもありまして、結局、文化庁の許可が下りなかったということで一時取り下げたということがございます。

ただ、現状においても、多くの千畳敷ファンが当地を訪れておりますので、来訪者の安全を最優先に階段部分や、それから手すり、ロープなど軽微な修繕を実施し、機会を捉えた中で、また自民党の皆さんにも一生懸命応援をしていただいて、許認可のほうの許可が取れば、ぜひそれはやっていきたいというふうに考えているところでございます。現状といたしましてはそういうような状況でございます。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 本当に千畳敷はコマーシャルでも吉永小百合さんが出たりして、非常にネームバリューは通っているところです。ですから、ぜひあそこを本当に観光のあれとして活用することは、やっぱり南伊豆町の観光産業の中では大きなウエートも持っていると思いますので、ぜひ進めるというか、簡単に進まるわけではないでしょうけれども、継続的に要望なりなんなりをしていただきたい、このように思います。

それでは、続きましてヤングケアラーの状況についてということで質問させていただきます。

大人に代わって日常的に家事や家族の世話や介護をする小中高生の年代をヤングケアラーと称しており、活字となって大きく報道されたのはたしか令和3年頃と私は記憶し、そして質問させていただきます。

県は、昨年6月に小学5年生から高校3年生までを対象に初めて実施した実態調査の結果を公表しました。調査対象は県内の小学5、6年生と全ての中学、高校生25万6,966人を対象に実施し、回答率は91.6%であり、この中で家族のケアをしている割合は小学生、中学生がいずれも5%、高校生が3.9%、このような結果が出ていると思います。

そして、ケアの相手は兄弟姉妹が48.9%と最も多く、母親が34.4%、祖母16.6%、父親16%、祖父9.5%。ケアの内容は家事が45.3%で最も多く、1日当たりのケア時間は1から2時間が35%、7時間以上が4.4%。この状況にきついなと感じるかということに対して74%が感じていないと回答しているというあれも出ております。

しかし、学校生活に影響が出ており、宿題や勉強の時間が取れない、これが7.6%、睡眠が十分取れない6.4%、どうしても学校に遅刻・早退してしまうが1.7%。県は、ケアが当たり前になり、そのきつさというのを自覚していない子供たちがたくさんいるとそういうふうに分けております。以上は令和3年10月から令和4年1月に実施した実態調査の結果に基づいた状況であります。

本町も当然この調査を実施したわけではありますが、令和4年9月定例会予算常任委員会で質問させていただきましたが、ヤングケアラーに該当する児童生徒は存在しないとの答弁をいただきました。現在の状況をお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、私どもの手元にも同じ資料がございます、静岡県ヤングケアラー実態調査の概要。これを受けて今、静岡県につきましても生徒教育事務所につきましても、ヤングケアラー問題というのは大変重要に扱ってございまして毎年のように調査が来ます。現状は、本町ですけれども以前答弁したように皆無でございます。ヤングケアラーは存在しておりません。過去において、この子、大丈夫かという問合せをして、学校の担任のほうが家庭訪問をしたところそういったことはなかったと。大変その子は提出物もしっかりしているし、学習態度も大変よろしいし、学力も高いというような報告を受けております。

そういった面では安心ができるわけですけれども、ただ油断ができないものですから、常にアンテナを高く。というのは、家庭の問題で、先ほど議員もおっしゃられたように、本人の自覚がないということになってきますと、あまり大変って思っていないことですので、町では毎月1回、教育相談員、それから指導主事、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが一堂に会した会合を持っております。それから、校長会の中でもこ

ういった案件については細かく話をしておりますので、これからもアンテナを高くして、状況の実態収集を続けてまいりたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） 今回もそういう該当する児童生徒は得られないということですが、今、その状況を把握するために、学校のほうもいろいろな形を取っている。その中で、やはり学校の関係者だけで例えば先生が見ていない。それも当然、信用と言ったら悪いでしょうけれども、また地域の児童民生委員、この方たちもいるんですよ。だから、この方たちとの連携というかそれをする。そうすると、学校ではなくてうちへ帰ってきてからの子供たちの状況とかそういうものが児童民生委員ですと把握できる。そうすると、今言った学校での調査と児童民生委員の皆さんがそういう目で見たとの差が出てくるので、ぜひ、何とか委員会か何かそういうのをつくって、その中で児童民生委員の皆さんも一緒に入ってもらうとか、そういう方式をぜひ取っていただきたい、このようにも思います。

ですから、本当に家庭内の問題ですから誰にも打ち明けられない子供がいると思います。そして学校へ来て、元気に、それを隠してやっている子供もいるし、実態というのはなかなかこれは把握するのは難しいと思いますけれども、ぜひそういう形でお願いしたい、このように思います。どうですか、それ、教育長。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

ありがとうございます。大変いいアイデアをいただきましたので、早速その方向で動いてみたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君。

〔9番 稲葉勝男君登壇〕

○9番（稲葉勝男君） お願いします。

最後に町長に要望しますが、町長は子育て支援に力を注いでおります。育てている保護者の支援は、これは大きな成果を上げていると思いますけれども、育てられている子供たちは今後の南伊豆町を背負っていく宝ですから、このヤングケアラーなど子供たちの現況把握として南伊豆に住んでよかった、さっき町長が言うように住んでよかったと言えるような子供支援にもぜひ教育長ともども力を入れていただきたい。このように要望して私の質問を終わ

ります。

○議長（長田美喜彦君） 稲葉勝男君の質問を終わります。

ここで2時30分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時30分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 清 水 清 一 君

○議長（長田美喜彦君） 10番議員、清水清一君の質問を許可します。

清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） それでは、清水清一、一般質問をさせていただきます。

通告書に従いまして、まず最初に広域ごみ処理基本計画についてという形で質問させていただきます。これについては、一部事務組合でも始まっていますが、南伊豆町のからむところだけのものもたくさんありますので聞かせていただきます。

この計画の進捗状況についてという形で質問してありますけれども、初めの計画から見ますと遅れているような感じがするんですけども、その理由はどんなようなものがあって、どうなってくるのか、そこをお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年5月30日の全員協議会でもご説明させていただきましたが、配付資料でお示しのとおり、施設整備基本計画とPFI等導入可能性調査が3月に策定され、施設整備計画にある施設竣工までの事業スケジュールに沿って、4月に設立された南伊豆地域清掃施設組合が事業を進めているところであります。

現在は、令和4年度から本年度にかけて実施した生活環境影響調査の縦覧が行われており、本調査結果を踏まえ建設予定地の正式決定がなされることとなり、当該建設予定地決定後には下田市が実施する都市計画決定と、組合が実施する施設の設計・建設・運営を一括発注するための事業者の選定業務に着手する予定であると報告を受けております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 分かりました。

少し遅れているという形なんですけれども、この造るに当たって、建設について全員協とか議会でも説明を受けたんですけれども、設計の金額等が少し上がってきているなど感じているんですけれども、設計積算根拠はどのような形でやられてきておられるのか、それについてまずお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

昨年度より担当者会議で基本整備計画の策定に進めてまいりました。本年度より組合が事業を実施しておりますけれども、そういった中で事業者のアンケート調査を行いまして、その事業費、運営事業費、建設費の平均を取っているという形になります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 分かりました。

一応その中でアンケートの中の平均という形だと思うんですけれども、その建設予算の積算の中に、では下田市の今、稼働中の施設の解体費はどうなっておるのか。それも入っての計算かなと思うんですけれども、稼働中に解体しながら建設していくよという話になっているわけですから、そうなるかと解体しながらクリーンセンターを下田市の敷根に造るという話だと思うんですが、私のその解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

5月30日の全員協議会の資料の中の概要版、既設竣工までの事業スケジュールのところには既存施設の解体ということで、令和10年度に調査計画、設計が11年度、令和12年、13年度に

解体という形で計画をしております。今現在、議員がおっしゃるとおり、解体費の費用はここに入っていないんですが、この調査を行い、費用が決まっていく形になっております。その費用に決まった時点で負担金等の各市町負担金に加わってくるという形になると組合のほうから聞いております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） そのやつを見ますと、下田市に今現在あるストックヤードとか管理棟を撤去し、そこに新しい焼却施設を造るという話になっているわけですが、ということは、そのストックヤード、あるいはリサイクルストックヤードとか管理棟を解体撤去の費用は組合で払うんですか、それともどうなってくるのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

日付はちょっと定かでないんですけれども、各首長の市町の覚書の中に解体費は今後、各市町に隔たりがないという形で、結局平等で負担をしていくということで決まっております。そういった中で解体費はまだこちらで決まっておきませんので、解体費については今後の協議という形になります。

下田市の解体に合わせて、各市町の施設がありますので、その解体につきましても現在、明確にするために、こちらのほうから担当課長会で各市町で調整を取っている状況であります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） ということは、既存の施設、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、下田市とあるわけですが、では下田の現場にあるやつは施設を造るときの解体費用は含まれないと。この建設費用の130億円ぐらいか、建設費用には下田市の解体そのものについては含まれないと解釈して、今の答弁だとそういうふう聞こえるんですけれども、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

これにつきましても、5月30日の資料の中の概算事業費、こちらの基本整備計画の中にもあるんですけれども、そちらに概算事業費、税込みは建設費が約130億円という形で掲載をされておりますので、この計画どおりですと建設費のみという形になります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 分かりました。

この中には解体費用が一つも書いてなくて、これでは下田市は解体しながら建物建てて、いいものを建ててしまうようなふうに書いてあるんですけれども、それで南伊豆町は、では自前で解体しろよという雰囲気がこの資料だけ読みますとそんな感じがして、非常にこれはおかしいなと思っていたんですけれども、それはでは思い過ごしであって、解体しながら、下田市のやつは解体しながらできるんだと。それは、建物を建てる前の解体は下田市がしっかり予算を出すという形でやるというふうに解釈しましたので、違ってなければそれでよろしいですか。違っていたらお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

先ほどもちょっとお答えしましたけれども、解体費に関しては各市町に偏りが無いという形で今、協議をしている状況です。下田市の解体費につきましては、解体をする箇所に新たに施設を造るということになりますので、その解体費については交付金が出ます。構成しますプラス1か所についての焼却施設の解体についても、現在の交付金の状況ですと交付金が出るという形になります。

あと2町の交付金につきましては、その市町がその焼却施設の跡に清掃事業に関する施設を造った場合に交付金が出るという形になります。その2町についても一応、今現在の段階では清掃事業に使うという形で予定をしておるんですが、こちらは確定ではありませんので、今後、協議をしていく形になります。ですので、下田市の解体費の交付金についてもこれから確実に決めていくという形になります。いずれにしろ、今、下田市が出すという形でなくて、今から協議をするという形になります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） という形だと、首長会議でこうした建設費用の均等割40%、人口割60%という形の中でやっていくという形の中で、各市町のほうが今後動いていくというふう
に解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今、議員がおっしゃる今の負担割合ですけれども、そちら建設費割と運営費割というの
があります。先ほど来、解体費については各市町に隔たりがない。自己資金に、町から出す分
について平等であるという形ですので、どういう形にするか決まっていなくて、
隔たりがない形で実施すると。それを今、協議しているという状況です。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 大変難しい話だと思うんですけれども、各市町にそれぞれの差異の
ないように、いい方向でお願いしたいと思えますし、そんな形でうまく今後やっていって
いただきたいと思えます。

それと、この報告書とか環境影響調査なんですけれども、そこに載ってなかったんですけ
れども、3月議会に稲葉議員が委員会等で、あるいは6月だったか忘れちゃったけれども、私
も言いましたけれども、現地の、要するに下田のあそこのクリーンセンターの土地の土壌調
査をするべきだという話を言っているんですけれども、この調査のやつ紙、幾ら見ていて
も、ダイオキシン等報告が全然大丈夫ですよ、重金属大丈夫ですよという数字が出ている
んですけれども、その出ている場所というのが敷根の入り口とか、あるいは山またいだ西本
郷の場所とか、学校の上とか中学の上とかで調査しましたと

それで土壌調査をしましたという形になっているけれども、一番問題の建設予定地、今の
焼却場のところを土壌調査してないんですけれども、そこについての調査等はもう済んでい
るのか、それとも公表できるのかできないのか。それでなかったらあそこを現場にできない
わけですから、建設用地の問題の一番最初のところですね。工程表とかあるいはいろんな表
がありますけれども、一番最初の地質調査というやつが令和4年度には終わっていること
になっているんですけれども、それについてはどうなっているのでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

昨日の9月15日に下田市民文化会館においてアセス、今言いました生活環境影響調査の説明会がありました。議員がおっしゃられるように、調査箇所は下田中学校の前、あとダイオキシンについては南豆衛生プラントの前の川とかという形で説明をされて、今、縦覧の期間に入っております。

そういった意見書の中、これから上がってくる意見書も踏まえて進んでいく形になりますけれども、あそこの施設の調査については今後組合のほうで、今現状で施設が建っておりますので、組合のほうで解体後どうするのかという形で担当課長として問合せはしますけれども、決定は組合のほうになりますので、そちらにそういった声があったということでお伝えします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 前の議会の中でも話したわけですがけれども、そこがもし例えとして、ないほうがいいんですけれども、重金属で汚染されたときに、あそこの土地は8割方が借りている土地だという形を前回聞きましたけれども、それを考えたときに、もし、これ20年計画になっているわけですがけれども、ではやめて別のところに建物建てるときに、ではその土地を返すことになったと、解体して。そのときに、ではその土地に重金属が汚染されていましたよという形になったときに、そうしますと今度は一部事務組合で負担しなければならぬという形になってこようかと思えます。

だけど、今回見て、汚染されていたという形の中でも、それは内緒にしてでも、内緒というのは例はおかしいんですけれども、例えとしてですね。それを今度は下田市は土壤に関しては全部責任を負うという形になっていけばいいわけですがけれども、そういうこともない限りは、一部事務組合の南伊豆町も負担しなきゃならないという形になってこようかと思えますので、それがごみ焼き場ができてから汚染になったんだったらそれは納得ですがけれども、前のものをちょっと確認しないでやると町に負担がかかってくるのではないかなと思えますので、それについては土壤調査を、決定するのもいいんですけれども、そこについて調査は今でもできるところはやるとか、あるいは5か所ぐらい。今のクリーンセンターある場所のアスファルト剥がしてでもやる。要するに道路工事するときもアスファルトを剥がして中の工事をするわけですから、調査してから工事するわけですから、そういうものはできないはずはないと思うんですけれども、そういうふうにやっていただくよう要望いたしますが、こ

れに対してお答え、もしできたらお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

今のお声があったということを組合のほうに伝えまして、以前からも、前にもちょっとこの質問があったときに担当者会議ではこの議題を出しまして討論をしている状況です。そういった中では、下田市の職員はそういった土壌汚染はないよという形で、根拠は分からないんですけれども、そういう答えをいただいております。

ただ、こういった不安があるということで、次回以降の会議にこういった話をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） うまい形で調査していただけたらと思います。

それで先ほどもまたあれなんですけれども、各町で解体するときに焼却施設を壊した後、そこに中間施設を造る場合は交付金が出ると。たしかご答弁の中で言ったような感じはしましたけれども、中間施設に対してもやっぱり協議していくという形でのろしいのかと、そこだけ確認しておきます。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

先ほど言った清掃事業に関わる施設というのは中間施設に限らず、例えば簡易な、例えば布を置く。リサイクル、倉庫的なもの中間に置くとか。例えば中継施設に限らずそういった倉庫でも構わないということで、今の交付金の要件としてはなっております。ただ、これはちょっと数年後、分からない状況ですけれども、そんな形で今現在の協議の中では、南伊豆町の場合は簡易的なものの建設ということで考えているところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 分かりました。

簡易的なものになるのかもしれないけれども、でも下田市にしっかりしたいいものを一部事務組合で4割負担で造るわけですよ。そうやって考えたときに、南伊豆町の固定割が4

割もあるようなではなくて、人口比で8割とかが話だったら話は分かるんですけども、人口比60%がない。あと固定費が多いという形になると、それででは下田市、しっかりしたいものができる。だけど南伊豆町とか松崎町とか西伊豆町はみんな簡易的なものになりますよという形になると、ちょっと考えるものがあるのではないかなと思いますから、そこもうまく考えて組合の中で話をしていけたらと、事務局のほうでお願いいたします。これはお願いとして終わりにしておきます。

続きまして、町の取組はという形でございますけれども、町の日野のところにできているE R Sが昨年から稼働しているわけですけれども、その中で環境省は、新聞記事もこの間ありましたけれども、リサイクルとして紙おむつをどうだろうと。パルプもいっぱいあるし、紙おむつの関係をどうしたらいいのかという話がございますけれども、E R Sでもそういうのをどんな結果が出ているのか。また、そういう形でどうなっておられるのかお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

紙おむつのリサイクルに関しては、環境省のほうでも令和5年8月9日に使用済みおむつの再利用等の促進プロジェクト登録結果の取りまとめということでデータが出ております。各市町村においてかなりの取組を行っている状況です。

当町におきましても、令和3年度に策定しましたごみの減量化のロードマップの中で組成調査を行っております。その組成調査の中で紙おむつの排出量であります。生活系ごみで年間で134トン、事業系ごみで96トン、合計で230トンぐらいが可燃ごみの中に入っているのではないかと結果が出ております。

策定したロードマップの中でも、これをリサイクルしての費用対効果というのをロードマップの中で掲載しております。そういった中で、紙おむつの分別収集をしてリサイクルをすると年間やっぱり100万くらい、ちょっとコストがかかるということで、これについては、南伊豆町のロードマップとしてはこれは実施しないということで決定している状況であります。

昨年来、9月から株式会社J E Tさんのほうであそこの実証実験を行っている中で、昨日、まだ町長、副町長には結果はJ E Tさんのほうから報告はしておりませんが、1年が経過しましたので最終結果の結果を待っている状況であります。ただ、事務局の最初こちらの案の中では紙おむつの各介護福祉施設から使用済みの紙おむつを提供いただいて、J E T

さんのほうで紙おむつのみ、あちらのJETさんの機械の中に入れて減量化ができたという事は聞いております。

ただ、臭いとかが消えたのみで分別して紙類になったとかということではなく、議員もご存じのとおり、生成物になったという形で報告は受けているところです。今後、正式な実験結果の報告を待っている状況です。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） その実証結果が出たらまた議会のほう、あるいは議員のほうに報告願います。一応、9月15日の新聞にもあるんですけども、紙おむつは資源だという形で、リサイクルという形で書いてありますので、それをうまくやっていただけたらなど。町がやっていただければ、これはいい町に住んだ町につながって、逆に日本国中からまた視察に来ていただければ、視察に来てもらうのも観光の一つですから、南伊豆町に泊まってもらうような視察に来てもらえるようにうまくできたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3つ目に燃焼による熱回収率の水準はという形で質問させていただきますけれども、環境省はごみ焼却施設の熱回収率を引き上げてきていますけれども、この計画中の施設の熱回収率の水準はどのように考えておられるのか、どういうふうになってきておられるのかお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

交付金を受ける交付要件の水準としてのエネルギー回収率については施設規模や適用する交付金によって異なり、本地域では社会的な条件により施設の集約や近隣への熱供給等が困難な地域に該当することから、従前のエネルギー回収推進施設と同様に発電効率、または熱回収率10%以上が交付の要件であると組合から報告を受けております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 熱回収率10%以上という中で、このごみ焼却施設交付金を受けるた

めの10%以上の考えはあるのかないのか。あるいは、それについて動いているのかという形でお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

令和5年3月に策定されました広域ごみ処理施設整備基本計画の中で余熱利用計画というのがあります。その中に交付要件に係るエネルギー回収率の検討がなされておりまして、その中のエネルギー回収率の検討結果というのがあります。その中でごみの出量、ごみの出です。低出、基準、高出という形であるんですけども、今、想定している54トンのストーカー式の施設では、回収率、低出で23%、基準で15.2%、高出で11.8%とありますので、想定されるべきエネルギー回収率の想定としましては、余熱の利用先として燃焼用空気の余熱、排ガスの排煙防止及び給湯を想定したいずれのごみ出の先ほどの低出、基準、高出の3種類になるんですけども、ごみ出においても交付要件であるエネルギー回収率10%以上となる見込みであるという形で検討結果が出ております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 分かりました。

要するに場内で使う形で、その熱が10%リサイクルできているから交付要件は回っているよという解釈でいいのかなと思いますけれども、その中、この環境省のいうカーボンニュートラルの関係で、2050年にはカーボンニュートラルの関係でなかなかこの焼却施設については難しいという形の中で、新しい焼却場の年数はこれまで最初の計画、令和3年の計画ですと運営期間は30年だったものが今回、令和5年3月策定では運営期間は20年と10年も短くなってしまったと。それはカーボンニュートラルの絡みで短くなったのか、あるいはどういう観点でこの運営期間、要するにこのごみ焼き場の対応年数が20年と。今ある日野のごみ焼き場は30年から使っている。下田市は40年使っている。それを考えたときに、広域ごみ処理施設計画の減価償却の期間が20年しかないというのはどういう理由で20年になったのか、それについてお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

こちらにつきましても、広域ごみ処理施設整備基本計画の中で各事業所にアンケート調査

を行う場合に、30年にしますと、通常でありますと15年ぐらいで大規模改修をしなければならぬという形になります。その分を除くか、その条件の中に30年の期間にするとそういう形は出てきますので、20年という形で運営期間を、こちらは建設と運営も合わせたアンケート調査になりますので、各同じような施設の実例を取りまして20年という形になっております。

こちらは、伊豆市、伊豆の国市は今、建設をされておりますけれども、あちらも運営をされている事業者が20年という形で、建設から20年。で、事務局、私のほうで伊豆市の組合のほうの事務局に確認を取っているところだと、なぜ20年かという形で。組合の職員によると、20年運営をしてその後、また事業者より10年のアンケートというかプロポーザルなり取って、30年という形でもたせるといふ形で予定をしているようです。

本組合についてもそのような形になると思うんですけども、今はちょっと組合のほうに移行しておりますので、その辺についても担当者会議の中で確認をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 業者のアンケートの中で20年という形の中でやってきたと。30年でやると大規模改修の費用が入るから、そうするとまた規模が、金額が増すようになってくるんだらうというふうな考えの中で、金額を下げた金額で要するに建設ができるようにするためには運営期間を20年にしたことによって建設費は軽まるまして大規模改修が約15年後にあるんだよという形も提示しなくても済むというふうに私は解釈したんですよ。解釈したんですけども、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

分かりやすく言いますと、今のうちの施設も10年延ばすために令和元年ぐらいですかね。長期の修繕計画という形を取っております。ですので、運営費の中に修繕も入っておりますので、それで20年もたせてくれという形で運営費を取っている状況です。

ただ、今後この費用につきましては今度の事業者選定等が絡んできて、そこで正式決定をされていくと思われまますので、この金額はあくまでも今の概算という形になります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 分かりました。

課長、大変でしょうけれども、そういう形でいろんな意見があったという形の中で、事務組合のほうでうまくやっておいていただきたいと思います。

次にまいります。

学校給食についてお伺いたします。学校給食の継続的な運営についてお伺いたします。

ついこの間、9月に入ってからですけれども、広島県に会社を持っている給食やっている会社が破産するという形の中で、昨日ですか、破産宣告があったという給食業者がおられました。南伊豆町ではその会社ではなかったんですけれども、県内でも高校に限っては給食がなくなったという、突然なくなったという話がありました。

それを考えたときに、南伊豆町内でこの学校給食委託しているわけですがけれども、それについて、そのような今回の広島県の業者みたいなことがないように、広島県のような業者がないことが一番いいわけですがけれども、それにならないように町としてはどのように考えておられるのかお伺いたします。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

学校の給食調理を受託していた広島県の事業者、その話はニュースでもやっておりまして、静岡県を含む全国で給食の提供が突然できなくなった学校があったとのことで、そうなった場合、本当に学校がピンチです。当町は株式会社共立ソリューションズと令和2年度から5年間の調理業務委託をしております。町単独では調理員の確保が難しくなっている中、株式会社共立ソリューションズは広域的に調理業務を請け負っていることから、不測の事態においても調理員の確保ができ、給食提供が継続できています。

また、栄養教諭、事業者、調理員との定期的な打合せも実施しておりますので、今後も安定した給食提供の継続に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 教育長も一生懸命頑張っていていただいているから大丈夫だろうと思うんですけれども、要するに広島県の業者のようなことが南伊豆町ではないよという形で、

町民あるいは学校関係者に私のほうからも伝えておきたいと思いますので、ぜひともうまくよろしく願いいたします。

それと、2つ目に全国で学校給食の無償化が進められていると。それで、市町村では全国の2割、3割、4割の市町村が令和4年度中に無償化している中で、南伊豆町と仲のいい杉並区の区長さんも今度、4月に替わったわけですがけれども、学校給食を無償化するという形の中で当選しているわけです。

それを考えたときに、南伊豆町の中で南伊豆町に住んでいる子供を町でまだ支えていく必要があるのではないかなと思うんですけれども、それについてお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

国においては、異次元の少子化対策の下で給食費の無償化についても検討されているようですが、基礎自治体による独自財源をもって既に無償化を実現している自治体もあり、他方では学校給食そのものがない学校なども存在することから、全国的な地域格差なども含めた実態把握と各種課題の整理をする動きなども見られ、現状において無償化に向けた具体的な方向性などはいまだ示されておりません。

本町においては、少子化による児童数の減少が顕著とはいえ継続的かつ安定的な財源確保が必須であることに加え、他の子育て支援策として様々な施策を取り組んでいることなどから、現時点において学校給食の無償化は考えておりませんが、今後の国または県の動向など注視しつつ柔軟な対応ができるよう取り組んでまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） いろいろ財源等があって、これまで子育て世代も、いろいろ南伊豆町はほかの町から見たら子育て支援は行ってきているほうだからなかなか難しいという話はどうでしたけれども、その中で考えていくことがあるのではないかなと。町長答弁に補足の形で教育長とか事務局長のほうからあったらお願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 教育長。

○教育長（佐野 薫君） お答えいたします。

学校給食はそもそも成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスの取

れた豊かな食事を提供することにより健康増進、体位向上を図ることはもちろん、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として役割を担っています。食育ですね。

町としましては、この役割を果たすために栄養バランスの取れた給食の提供に努めております。近隣の市町を含め、給食無償化を既に実施している自治体があります。杉並区はこの10月から無償化に踏み切りましたが、来年の3月までです。

町では、先ほど町長もありましたように様々な子育て支援施策を進めていることも踏まえ、現段階での無償化というのは考えておりません。しかしながら、経済的理由により就学が困難であると認められる児童生徒の保護者に対し、就学に要する経費を援助する就学援助制度により給食費全額を補助しております。

今後も就学援助制度を周知し経済的支援をしていきますので、その点、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君。

〔10番 清水清一君登壇〕

○10番（清水清一君） 分かりました。

いろいろいい方向を考えていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で私の、清水の一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 清水清一君の質問を終わります。

◎散会宣告

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事件目は終わりましたので、会議を閉じます。

本日はこれをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 大 年 美 文

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

令和5年9月南伊豆町議会定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和5年9月27日(水) 午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報第 8号 令和4年度南伊豆町健全化判断比率について
- 日程第 4 報第 9号 令和4年度南伊豆町資金不足比率について
- 日程第 5 議第82号 南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議第83号 南伊豆町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議第84号 南伊豆町印鑑条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 8 議第85号 南伊豆町手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 9 議第86号 南伊豆町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第10 議第87号 令和4年度南伊豆町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第11 議第88号 財産の無償譲渡について
- 日程第12 議第89号 財産の無償譲渡について
- 日程第13 議第90号 財産の無償譲渡について
- 日程第14 議第91号 令和5年度南伊豆町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第15 議第92号 令和5年度南伊豆町国民健康保険特別会計補正(第1号)
- 日程第16 議第93号 令和5年度南伊豆町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議第94号 令和5年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議第95号 令和5年度南伊豆町公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議第96号 令和5年度南伊豆町漁業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議第97号 令和5年度南伊豆町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議第98号 令和4年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議第99号 令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第23 議第100号 令和4年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 議第101号 令和4年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 議第102号 令和4年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 議第103号 令和4年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 議第104号 令和4年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 議第105号 令和4年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 議第106号 令和4年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第30 議第107号 令和4年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第31 議第108号 令和4年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第32 議第109号 令和4年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第33 議第110号 令和4年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第34 議第111号 令和4年度南伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第35 議員派遣の申し出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	安藤 広和 君	2番	岩田 稔 君
3番	大年 美文 君	4番	黒田 利貴男 君
5番	渡邊 哲 君	6番	宮田 和彦 君

7番 比野下 文 男 君

8番 長 田 美喜彦 君

9番 稲 葉 勝 男 君

10番 清 水 清 一 君

11番 齋 藤 要 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岡 部 克 仁 君	副 町 長	橋 本 元 治 君
教 育 長	佐 野 薫 君	総 務 課 長	渡 邊 雅 之 君
防 災 室 長	平 山 貴 広 君	企 画 課 長	勝 田 智 史 君
地 方 創 生 室 長	山 口 一 実 君	地 域 整 備 課 長	佐 藤 禎 明 君
商 工 観 光 課 長	大 野 孝 行 君	町 民 課 長	齋 藤 重 広 君
健 康 増 進 課 長	山 田 日 好 君	福 祉 介 護 課 長	高 橋 健 一 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	佐 藤 由 紀 子 君	生 活 環 境 課 長	高 野 克 巳 君
会 計 管 理 者	菰 田 一 郎 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 廣 田 哲 也 係 長 勝 田 恵 子

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

これより、令和5年9月南伊豆町議会定例会本会議2日目の会議を開きます。

クールビズにつきましては、昨日同様の対応をお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長田美喜彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 大年美文君

4番議員 黒田利貴男君

◎一般質問

○議長（長田美喜彦君） 日程第2、これより一般質問を行います。

◇ 宮田和彦君

○議長（長田美喜彦君） 6番議員、宮田和彦君の質問を許可します。

宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 改めまして、おはようございます。

今年の夏は、台風に始まり台風に終わったような気がしております。稼ぎどきの8月初めからお盆過ぎまでの間、台風の影響で交流人口が減少するとともに、宿泊者が減少いたしました。海水浴場の弓ヶ浜地域は前年比96.05%、子浦地域は前年比57.03%の入り込みと聞いております。また、イセエビの水揚げも落ちていると関係者から聞いております。

このような中、基幹産業の不振が町の衰退につながらないように官民一体となって、南伊豆の産業を盛り上げていかなければならないと、こう思っております。

また、コロナとインフルエンザの同時流行、これも報道されております。私たちでできることは、しっかり行うように心がけていかなければならないと思います。

では、通告に従い一般質問をさせていただきます。

昨日質問した同僚議員と重複するような質問がありましても、答弁をよろしく願いいたします。

まず初めに、投票環境と投票率についてお伺いしたいと思います。

①の期日前投票の基準は何かということでお伺いいたします。

移動期日前投票をしている地区が、石廊崎はじめ、手石、青野、中木、妻良、天神原、これによろしいですかね、の6区がありますが、移動期日前投票をしている地区としていない地区との区分けは、どのような基準で行っているのかお答えください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） おはようございます。お答えいたします。

期日前投票所は、選挙の執行時において、本町選挙管理委員会があらかじめ告示することにより開設しております。本町においては、有権者の投票機会の保障と投票率の向上のため、平成27年4月執行の静岡県議会議員選挙から、役場に加え各地区公会堂、公共施設などをお借りし、期日前投票所の増設に努めております。また、投票に来られる方々がある程度見込まれる地区において、投票に適した施設規模であることや、駐車場も含めたユニバーサルデザインなどへの配慮も含め、選定されているものと解します。これらの選定においては、選挙管理委員会において決定されるものでありますが、過去の投票者数などの実績も踏まえ

た中で、適正に選定されているものと認識しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 選管のほうで選んでやっているということで了解しました。

次の②番ということで、移動期日前投票を行っている地区と行っていない地区の投票率は、どのようになっているのか。投票率に差があるのかないのか、状況を伺います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和5年7月執行の南伊豆町議会議員選挙においては、東子浦、西子浦、落居及び妻良地区を区域とする第4投票区で、投票率74.18%と最も高い投票率でありました。第4投票区では、妻良公会堂に期日前投票所を設け五十鈴公民館を投票所といたしましたが、期日前投票率では、妻良地区で54.43%、子浦地区29.95%、落居地区10.53%であります。また、当日の投票率では、妻良地区12.03%、子浦地区47.59%、落居地区では57.89%でありました。

石廊崎、大瀬及び下流区を区域とする第7投票区では、令和5年4月執行の静岡県議会議員選挙から当日投票所を下流公民館に変更しており、今般の町議会議員選挙では、期日前投票所を石廊崎区事務所に設置いたしました。期日前投票率では、石廊崎地区57.32%、大瀬地区31.53%、下流地区28.21%であります。また、当日投票率では、石廊崎地区11.46%、大瀬地区32.43%、下流地区47.86%でありまして、これらのことから、期日前投票所が開設された地区においては、期日前投票率が高くなっていることが確認できるかと思われま

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） おっしゃるとおりなんです。特に期日前投票、早い話が、人が投票箱に近づくのか、投票箱が人に近づくのか、この差だと思うんです。要するに、先ほど最初に言いました投票環境、これによって投票率に差が出ますということが分かりました。そこで、改善というんですか、そのようなことは考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） お答えをいたします。

期日前投票がなぜ設けられているかといいますのは、選挙の投票日当日に何らかの用事があって行けないよという方たちの投票機会を保障するために設けているものでございます。当然、仕事や学業、地域の行事、冠婚葬祭、また、その他いろいろな用事で行けないよといった理由が必要になってくるのが、法律上の建前になっています。

選挙管理委員会でも、これまで各種選挙におきまして、何か所か期日前投票所の増設を行ってきました。その中で、例えば場所的なもの、そこの施設が例えば、衆議院の選挙であれば3つぐらい投票箱を置きますので、本当にそこに置いて混乱が生じないのか、それぐらいの広さがあるのか、あと駐車場もある程度確保できるのか、そして、実際やってみただけでも、あまり投票者が来なかったところも実際はあります。

そういうようなところを総合的に考えまして、この町議選から期日前投票所につきましては、旧6か村単位で一つは開きましょうよということを、選挙管理委員会の中で決めました。例えば、南崎地区におきましては、今回、石廊崎の区の事務所に増設をさせていただきましたが、そこはちょっと手狭でありまして、動線がちょっと厳しいところがありますので、2種類以下の選挙、投票箱が2種類ぐらいまではいけるだろうというところで線引きをさせていただきます。3種類以上ある場合には、大瀬の公民館を増設にしましょうよということを決めてございます。あと、竹麻では手石の公会堂、南上では青野の公会堂、三坂では中木の生活改善センター、三浜では妻良の公会堂、南中では常設で役場、湯けむりホールで設置をしているところでございます。

そうした中、今回データを取ってみますと、期日前投票で大体40%ぐらいの方が投票をされています。全体では六十数%でしたので、当日の投票というのは30%以下でございます。要するに、例えば町議選とか町長選とか選挙の期間が短い場合があります。こういった場合、実際に期日前投票所を設けることができるのは4日間程度しかございません。そうした中、あんまりそこで期日前投票所を広げて行き過ぎちゃうと、また立候補者の皆さんが選挙カーに乗って回っている、回りますよね。回って、いろいろ訴えかける。こういった行動を取っているときに、既にもう投票しちゃっているよといった事態も生じかねないということがありますので、この辺はちょっとあんばいを見ながらやっていかないと、あれなのかなと思います。

あと、例えば国政であるとか、県知事の選挙であるとか、そういったものは選挙期間が長いので、そういった場合にはもう少し増設の可能性もあると思いますので、そちらにつきましては今後、選挙管理委員会のほうでちょっと検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） なぜこういう質問をするかという、選挙に行きたいけれども行けないよという交通弱者の方、その方が多々いらっしゃる。今回の7月の直近の選挙ですけれども、約2,000人の方が投票していないということは、要するに、ある方に聞いたんですけども、投票所が近くにあると行けるんですけども、あまりにも遠いと、当時は大変暑く熱中症アラート等々出ていましたので、なかなか行けるものではないということをお聞きしまして、例えばうちのほうになるんですけども、湊の逢ヶ浜から東小学校ですか、あそこまで歩いていけと言ったってちょっと無理だよと。青市の上組から東小学校、それはちょっと難しいでしょうと、あの暑い中。また、歩いていくのも大変だと。人に頼むのもちょっと遠慮だということをお聞きして、先ほど町長おっしゃったように、投票の保障、これを考えるならば、あるところでは、何というんですか、ワンボックスカーを利用してやっているところもあります。そういうことを考えてみてはいかがかなと、一応提案しておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3番も、先ほど課長がおっしゃっていましたが、一応書いていますので、質問させていただきます。

移動期日前投票所の提案ということで、先ほど私、言いましたけれども、投票所まで距離があり、交通手段の確保が難しい有権者や障害者の方々の投票確保のため、移動期日前投票増設、考えるということでしたので、お願ひしたいと思います。

先ほど課長言われましたけれども、私は、投票所に行くのではなく投票所が来るという発想を逆転させたのが移動期日前投票ではないかと思うんですよ。これは交通弱者に対する投票支援、これまでの取組から、2つの視点から分類できると思うんです。1つは投票者と投票箱との関係。この視点に立てば、投票箱に近づくのか、それか投票箱が投票者に近づくのか、その考えなんですけれども、第2点としては、投票する期日なんです。投票期日に、その前に投票できるように支援するのか、それとも投票当日に投票できるように支援するのか、これに分類できると思うんです。できれば、この弱者のためによりよい方法を考えていただければと思います。

それで、次にまいりたいと思います。

森林整備について質問させていただきます。

森林環境譲与税増額について質問させていただきます。

森林は二酸化炭素の吸収のほか、地下水を豊かにするなどの水源の涵養、土砂災害の防止、木材、キノコ、山菜といった林産物の供給、人に安らぎを与え、心身の緊張をほぐす効用があり、ハイキング、キャンプ、森林浴など、保健休養の場の提供をしております。私たちにとって欠かせない役割を果たしております。

森林環境譲与税増額は、森林面積が約80%ある我が町には、広葉樹の伐採整備等や町道等の危険木の撤去が進む事業が増えるのではないのでしょうか。町にとって大変すばらしいことではないかと思えます。

森林環境譲与税、これが報道されております。この増額を踏まえた今後の森林整備計画の考えを伺います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、町の8割を占める荒廃した天然林の整備において財源の確保は必須であり、政府与党内で検討するとされております森林環境譲与税の制度改正には、大きな期待を寄せているところであります。

先日の答弁と重複いたしますが、森林整備は防災・減災対策としても極めて有効であるとされておりますので、今後の配分増加が実現するようであれば、荒廃した広葉樹林整備を計画的に実施していきたいと考えております。

また、これらと並行して町道などの危険木除去にも取り組んでまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 今の答弁を聞いて、大変ありがたいなど。今後、よく町道とかその他の道路を見ますと、かなり枝が下の道路のほうへ垂れ下がっておりますので、雨が降りますと、その雨の重みでかなり下まで来るところもあります。ぜひ車道の確保、車の安全・安心の運転の確保に努めていただければと思います。

次にまいります。

漁業と観光の共存共栄について伺います。

漁業経営の安定化について伺います。

黒潮の大蛇行や磯焼けによる環境変化の影響で、漁獲量とともに所得が減少し、漁業者、特に若い世代は将来に向け大変不安な生活を送っております。水産業の収入安定と向上を図ることは、基幹産業の観光にも大きく影響いたします。海洋環境の変化に対応した漁業のあり方を考え、つくり育てる漁業や、管理漁業を兼業とする複合経営を推進し、後継者の育成を図っていかねばならないと考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

黒潮の大蛇行が起因と言われる磯焼けなどで、水揚げ量は右肩下がりの状況が続き、漁業関係者などの収入も減少しているものと推測されます。専門家によれば、これら黒潮の大蛇行は今後も継続する見込みであり、沿岸部分の高水温状態が続くことから、水揚げ量の減少が懸念されます。

つくり育てる漁業においては、栽培漁業と養殖漁業に大別され、栽培漁業に向けては、本町においては稚貝、稚魚の放流などに以前から取り組んでおり、事業主体となる伊豆漁業協同組合へ補助金などの支援を実施しております。また、養殖漁業においては、海面養殖や陸上養殖などが上げられますが、大きな設備投資も必須であることなどから、事業者や漁業関係者とも連携しながらその有効性などを検討していきたいと思っております。

加えて、本町においては、過去に温泉熱などを活用した養殖事例などもありますので、これらの可能性も含め、常に情報収集に努めながら調査検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 稚貝の放流と稚魚の放流、それは分かっているんですけども、海藻がないと稚貝を放流しても生きていけないです、これ。

ある漁業者に聞いたんですけども、海に潜ってアワビでも取りに行ったらどうなったかという、貝殻が落ちていたというんですよ、アワビの貝殻が。生き残っているのは何かなという、小さい貝ですか、稚貝みたいなやつが残っていたよということをお話聞いています。だから、漁業これから厳しいよと。もう駄目だよという声を聞いていますので、若い衆ですよ、これは。

ちょっと切なくなったわけですけども、水産庁で、町長知っているか、課長知ってい

るか分かりませんが、海業ということを宣伝しているんですよ。これは、水産庁では、漁協やその周辺の漁業地域において、海業振興に取り組む方々に向けた総合相談窓口を開設していると。窓口は、海業の振興に取り組む方であれば誰でも利用していただけますと。その方々というのは、民間事業者の方、漁業、水産業、養殖業、観光、外食、海洋レクリエーションなどの産業、漁協管理者、市町村などの地方公共団体、観光協会、商工会議所、NPOなどの地域団体、海業振興に関わるコンサルタント、こういう方々が窓口相談に来てもいいですよということをうたっております。

もし、今後海に関して相談等あればこういうところを使って、南伊豆に合った、町に合った補助金等が出ていますので、考えてみてはどうかと思います。その辺、どうお考えでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） 勉強不足で大変申し訳ありません。ご教授ありがとうございます。

つくり育てる漁業と同様に調査検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） ぜひ前向きに検討していただければと思います。

南伊豆は60キロ近い海がありますので、ぜひお願いしたいと思います。

次にまいりたいと思います。最後の質問です。

人と動物の共生社会を目指してということで、質問させていただきます。

一般社団法人、その前に適正飼育の推進です、①の。

一般社団法人ペットフード協会の全国犬猫飼育実態調査によれば、昨年新しく飼われた犬は42万6,000頭、猫は約43万2,000頭で、3割以上の人が生活に癒やしや安らぎが欲しくて飼い始めたと回答していると。ですがその一方で、動物虐待、飼育放棄、多頭飼い崩壊、野良猫の繁殖などが社会問題化し、犬猫の殺処分も以前よりは減少したとはいえ、いまだに行われております。

こうした社会情勢の中、令和元年に動物愛護管理法が改正されたことを受け、令和2年4月静岡県動物愛護管理推進計画が策定されました。この計画では、教育活動の充実、愛護精

神の普及、適正飼養、飼育です、の推進を基本方針として、命ある動物に関して人々が互いに理解し合い、人と動物が共生する平和で心豊かな社会の実現を目指すとしております。市町村は住民にとって最も近い自治体として、県とともに施策の推進を図ることが求められているのではないのでしょうか。

そこで、本町の動物愛護に関わる取組についてお聞きしたいと思います。

なお、本質問はペットなど人が占有する動物が対象であり、野生動物は含まないことを申し添えておきます。

①です。適正飼育の推進ということで、南伊豆町でも下賀茂、青市、市之瀬等で猫の多頭飼いが行われ、崩壊いたしました。この多頭飼いをやっている人は全て高齢者と聞いております。高齢者と接点が多い社会福祉協議会やケアマネージャー、地区長が多頭飼いを把握している可能性が大変大きいのではないかと。このような情報を確認して、保健所などの関係機関と連携し、多頭崩壊の防止に対応した適正飼育の推進を行うべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

令和元年度に動物愛護管理法の改正があり、適正飼養の重要性などは一層高まっていると認識をしております。

本町においても、適正飼養の普及啓発として、広報「みなみいず」で周知に努めており、飼い主への適正飼養の指導として、狂犬病予防注射の未接種者や大型犬飼養者に対する指導なども、静岡県とともに定期的を実施しております。

また、町民から苦情が多く寄せられているペットの多頭崩壊などについても、その都度、静岡県とともに指導を実施しているところであります。近年クローズアップされている課題としては、飼い主の高齢化問題などがあるようですが、所管する福祉介護課とともに連携しながら、その対応に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 青市とか市之瀬とかで、市之瀬なんか特にそうなんですけれども、多頭飼いでいて急に飼い主が交通事故で亡くなったということで、二十何匹でしたかいて、

その町のボランティアの方ですよ、地域猫の方々が入ったと。また、下田のねこサポですか、というところも一緒に入って、猫の譲渡をしたということを知っています。また、去勢とかそれと避妊ですか、その手術も行ったと。その方々はやっぱり、何というんですか、町でも助成とかしているんですけれども、自腹でやっているんです。それがちょっと大変かなと。大変だよという声も聞いていますので、その辺を考えていただければと思います。

それで、それに伴う②いきますけれども、野良猫に伴う課題と地域猫活動の推進ということで、質問させていただきます。

飼い主のいない猫でも、生きているんだから何かをしてあげたいと思っている人はたくさんいます。一方、飼い主のいない猫は迷惑だと思っている人もたくさんいます。地域には猫が好きな人、無関心な人、嫌いあるいは苦手な人が混在して住んでおります。望まれない命はつukらない、つukらせない。でも、生まれてきた命はできるだけ長生きさせてあげたい。こんな気持ちを持つ人たちが、猫と地域の共生を目指して地域猫活動を進めるケースが増えております。

地域猫活動がただの餌やりになってしまうと、地域社会に新たな問題を起こしてしまうことになり得ません。餌をあげることが悪いことではありません。また、餌をあげないことが解決になるわけでもありません。地域の中で意見交換をして、できるだけ多くの合意を得て、地域猫活動を進めていただければと思います。将来的に飼い主のいない猫を減らすこと、飼い主のいない猫を勝手気ままな飼い主のいない猫として放置するのではなく、猫の嫌いな人にもある程度許容してもらえ地域猫として、一定の管理をして見守っていこうという、将来的に飼い主のいない猫を減らしていこうという考えなんです。

町では、先ほど言いましたけれども、不妊、去勢手術の補助金を出しております。それを紹介するだけではなく、本来の目的である地域猫活動の推進につながるように発信してはいかがかと思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

地域猫活動は、地域住民、ボランティア団体、行政が協働して取り組む必要があり、特に地域住民の理解が重要であるとされております。本町においても、野良猫による生活環境被害に関する相談も受けておりますので、地域猫の必要性について、ボランティア団体の皆様との情報交換に努めるほか、住民への理解促進に向けた啓発を推進してまいりたいと考えて

おります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 今、お伺いしたところによりますと、相談も受けているということでございましたので、その相談に対してどのような、答えは一つというかあんまり出ないとも、厳しい答えになるかとは思いますが、どのような対応をされているのかお伺いしたいと思えます。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

多頭崩壊とか高齢者の飼い主の関係で、住民の方が生活環境が悪くなったということで、そういった情報が近年、多数電話があります。そういった中で、生活環境課及び保健所のほうに電話があるわけなんですけれども、その際に、保健所の職員と役場の職員とで出向いて、そういった指導に当たっているという形になります。

年間約、昨年度の実績ですと、令和4年度で7件ほど対応している状況であります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 令和4年度で7件ということで、何というんですか、子猫でも大人の猫でもいいんですけれども、飼えないよと言ったときに、保健所と紹介というんですか、そういうことはやられているんでしょうか。猫の紹介です。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

昨日この一般質問を受けまして、保健所のほうに確認を取りました。殺処分というのは、現在どうしても保健所のほうで引き取って、そちらの里親を探して、期間がありまして、里親を探して、どうしても引取り手がない状態の猫は、また別の機関のほうで保護をしていただいて、殺処分をしているのは、実際、体が老衰したとか、病気にかかった猫を殺処分しているということを聞いております。ですので、保護された猫は、そのまま里親探しという形で、今、対応している状況であります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） よく分かりました。ありがとうございます。

次に、3番、最後になりますけれども、災害時の動物救済と動物愛護管理担当の配置ということでお伺いしたいと思います。

環境省の災害時におけるペットの救護対策、ガイドラインによりますと、飼い主とペットが安全に避難するためには、まず飼い主自身の安全を確保することが大前提となると。飼い主責任による同行避難を前提としながらも、個人での対応には限界がある場合に備え、自治体等による支援体制や放浪動物、負傷動物等の救護体制を整備することは、被災者が安心・安全に避難するためにも重要ではないかと。災害時のペット同行避難を具体的にするに当たり、各自主防災会との連携とか調整が必要と考えます。今後の取組は、今後の、今の取組で結構ですけれども、どのようになっているのか、また、災害時を含む動物愛護管理行政の専門職員の配置について伺いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町地域防災計画においては、環境省が作成した「人とペットの災害対策ガイドライン」、静岡県で作成した「災害時における愛玩動物対策行動指針」及び「避難所のペット飼育ガイドライン」などをもって、避難所における愛玩動物の取扱いなどを定めております。

災害時における同行避難については、動物の愛護の観点のみならず、放浪動物による危害防止や生活環境保全の観点からも必要な措置であることから、自主防災会や施設管理者と避難所運営に係る同行避難者への対応調整を図るほか、平時においては飼い主に対する避難所における愛玩動物の取扱いなどの周知徹底にも努めてまいります。

また、現状において、動物愛護管理行政の専門職員である獣医師などの配置は考えておりませんが、静岡県及び関係機関とともに、避難所におけるペット、ペットスペース飼育管理体制など、連携を進めてまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） この動物愛護管理行政の専門職員は、獣医師ではなくてもいいよとい

うお話聞いていますので、その辺の検討をよろしくお願いします。

また、よく台風なんかで避難するんですけども、そのときに動物なんかを連れてきた場合には、体育館等に入るのか、皆さん。それとも、避難した場合車の中にいらっしゃるのか、その辺分かったらちょっと教えていただけますか。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） お答えいたします。

基本的にペット同行避難の場合につきましては、同一のスペース、敷地というか避難所には入れません。というのは、避難者について、先ほど議員のほうも言われましたけれども、犬、猫等について、めぐる人もいますし逆のパターンもいますので、基本的に同行避難等の場合につきましては、設置場所の要件として、就寝スペースから離れていて、鳴き声、毛の飛散、臭い等の影響が少ないことや、物資の運搬等、避難所運営の中で障害にならない場所をスペースとして設けるといって形になっております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 早い話が、大きいところでは入れないよということで、例えば、端のほうの教室とか空いていたら、そういうところではなくて、ないんですか。要するに、邪魔にならないところということよろしいんですかね。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） 雨風が避けられるような外の空間です。通路とか、もしくはグラウンドで、例を挙げますと、サッカーゴールとかがあった場合は、そこにブルーシートとかを張って雨風をよけられるようなところで、ゲージの中での管理という形にはなります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） 結局は、そこに飼い主も一緒にいるということよろしいんですね。

○議長（長田美喜彦君） 防災室長。

○防災室長（平山貴広君） 飼い主、人につきましては、体育館等であればそのスペースの中、同行避難というのは常に一緒にいるというわけではなく、避難するのにペットを連れてくる避難ということでありまして、本町ではないんですけども、どうしても避難所で常にペッ

トといたいといった場合には、車両避難といった形になろうかと思えます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君。

〔6番 宮田和彦君登壇〕

○6番（宮田和彦君） よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、私の一般質問をこれで終わります。

○議長（長田美喜彦君） 宮田和彦君の質問を終わります。

ここで、10時20分まで休憩といたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 渡 邊 哲 君

○議長（長田美喜彦君） 5番議員、渡邊哲君の質問を許可します。

渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） それでは、5番渡邊哲です。

通告書に従いまして、一般質問を行います。

我が町は観光立町として運営され、また、現在もそういった観点で運営されていると思えます。

そこで町長に伺います。改めて伺います。町長の観光振興に対するビジョンをお聞かせください。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町の令和4年の観光客数は約83万人であります。まずは日本の総人口1億2,400万人の1%である124万人の交流客数をめし、観光施策に取組を進めております。そのためには、今ある観光資源を磨き上げるとともに、新たな試みなどにもここ数年挑戦してまいりました。これは、定番である夏の海水浴、秋の伊勢海老まつり、早春のみなみの桜と菜の花まつりに加え、伊勢海老づくしの特別な日、道の駅下賀茂温泉湯の花でのハンギングバスケットの設置、同施設内へのイベント広場の整備などであり、このご案内のとおりであります。

旅行消費においては、数年続いたコロナ禍から回復途上にありますが、国際情勢や円安に起因する物価高騰なども相まって、観光関連事業者の経営環境は依然として厳しい状況にあることから、今後も観光需要喚起策の継続的な展開と、実効性の高い観光振興に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） 私も今回観光に興味を持ちまして、そしてなかなかこれ難しい問題で、どうしたらどうなるのか、なかなかいい案も浮かばない。ただ、何といたしますか、そういう旧跡のある発掘とか、新しい何かをつくるということだけでは、なかなか解決のできる問題ではないというふうに思うんですよ。それで、そうですね。この辺で町民の皆さんとともに、町民意識の向上、観光に対する、まず町民総観光大使、外に向かってはです。そして、内には、何といたしますか、総観光業者、誰も観光業者で、来てくれた人をもてなすと。そういった、ある面では町民意識の改革も大切だと思うんです。そういった意味で、町長、これから町民一丸となってやりましょう。

以上です。

それで、では次です。

次に、数々の観光イベントが行われておりますが、このイベントの費用対効果については、町長どうお考えですか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナによる消費の低迷、ウクライナ侵攻など、不安定な社会情勢や円安の影響を受けたエネルギー価格、物価高騰も相まって、町内事業者の経営環境は依然として厳しい状況

下にあり、町内においても、コロナ関連臨時交付金などを活用した各種施策も含め、様々な観光イベントを展開してまいりました。

一例を申し上げます、秋の伊勢海老まつり期間並びにみなみの桜と菜の花まつり期間における特典付宿泊割引キャンペーン、伊勢海老まつり期間中には石廊崎オーシャンパークを会場に、伊勢海老づくしの特別な日など、誘客に特化したこれらのイベントには、多くの皆様から絶大なるご支持をいただいたところあります。また、宿泊割引キャンペーンにおいては、予約受付直後から数分で完売するなど、コロナ禍であった令和3年、令和4年においても大変な人気で、町内観光事業者への効果的な支援につながったものと自負しております。伊勢海老づくしの特別な日においても、本町と交流の深い自治体の首長様や各種団体の代表様をはじめとして、来場者数は1,000人を超えるほど、町の特産品であるイセエビのPR効果は申すまでもありません。

今後も皆様に愛され、喜ばれる様々なイベントを企画し、町内経済のさらなる回復に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） あれです、町長。観光イベントの一つ一つについての精査といいますか、では民間だとやっぱり一つ一つの事業に対してどうなっているんだと。経済的効果とか、もうかっているのかももうかっていないのか、精査するわけです。そして、考えようによっては、イベントこの1年分をひっくりめた分で、ではどうなっているのか。そういう考え方もありますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

それぞれのイベントについて、費用対効果をしっかり図っていったほうがよろしいというようなご意見だと思うんですけれども、なかなか経済効果というのが、はっきりとした数字で、本当にこの事業だけで純粋に幾ら幾らの経済効果があったという部分がなかなか計りにくい部分があるかと思っておりますので、正確なものというのは出しにくい部分なんですけれども、今後そういうことも考えながら進めていきたいというふうには思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） もう少し言わせてもらいますと、言い方は悪いかもしれませんが、もうからないイベントはやめたほうがいいと。そして、それをほかに回すことも、これ財源が増えることだと思うんですよ。そうある人に言いましたら、お前は小さいと、考え方が。言われましたけれども、やっぱりこれ、すごくある面では大切なことではないかと思えますけれども、町長いかがですか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

事業者的に言うと、やはりもうからないものはやるべきではないと、これはもう全くそのとおりだと思います。ただ、観光、それから、例えば地方創生事業もそうですけれども、移住者を募る、移住者に来てもらう、それから、ワーケーションやサテライトや、というところもそうですけれども、来たから幾ら金になるかとかもうかるかは、観光客が来たから、今年2月、3月に行われた桜まつりも25万人のお客さんが来られているんですけれども、ではその人たちが実際に幾らを使って、幾らお金を落としていったか、どれだけ経済効果があったかということ以上に、まず、南伊豆に来てくれる、南伊豆という場所を選択してくれるということに意味があると思います。

昨日も議員さんの質問にもあったかと思えますけれども、やはり、まず種をまいて、その人たちに知ってもらって、これから合宿地として縁があって来た南伊豆に、大人になってからまた来ていただくですとか、南伊豆ということをもまず知ってもらうことによって、当然旅行の行き先にもなる、それから移住先にもなる、また、ふるさと納税等の候補地にもなるかと思えますので、ひとえに、幾らかけて幾ら以上の利益が上がったということ以上に、幾らかけてどのくらいのお客さんが来たかもそうですし、どのくらいの知名度が上がったとか、次につながるかということも大事かと思えますので、その辺のところはいろいろ検証しながら進めていきたいと思えます。

当然ですけれども、イベントを組んだけれども、何もお客さん来ないよということは、やっぱり考え直さなければいけないというところは、もう十分理解しております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） ごもっともでございます。町長の意見は分かりました。しかしながら、ある程度の精査は、ただやればよいということではなくて、精査は必要ではないかなと思うんですけれども、その辺、またよろしく願いをして終わります。

次に、高齢者のごみ出しについて。

今、南伊豆はほとんどごみ箱を班や区において、一部を除いては、そこへ納めるようになっております。ところが、高齢者の方がそこまで行くのに大変ということでございまして、何と申しますか、その人は一輪車に乗せて、ごみを。そして、運んでいくらしいですよ。でも、もう70を過ぎた高齢者でありまして、大変だよと。そういった意見が全町的にあるのかどうかは分かりませんが、車のリコールにしても、同じところが3回壊れるとリコールですよ、ほとんど。あんまり関係ないかな。だから、数が少ないからといって、声が出ないからといって、それが全てとは考えないで、ひとつこのごみ出しの問題を考えてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

現在可燃ごみの改修は、一部でごみ回収箱を設置できない住宅密集地域を除き、各地区の皆様にご理解をいただいた中で拠点回収を実施しており、地区での設置したごみ箱を巡回して回収しております。

ご質問の案件は、戸別回収の取扱いとなりますが、町の財政状況からもこれら業務委託は実施しておりません。また、この案件とは別の扱いとなりますが、介護保険事業においては、要支援1、2の方を対象とした訪問型サービスによるごみ出しなどの生活支援事業を展開しておりますので、ご利用いただければと思います。

ご指摘いただいた事案につきましては、障害や病気、高齢化なども含め検討すべきと考えており、経費や利用者負担など、今後の拠点回収のあり方など調査研究してまいりたいと思います。

この一般生活ごみの可燃ごみだけではなくて、新聞ですとかペットボトルとかのリサイクルに使われるような、回収する、その回収自体が、公民館であったりとか、地区の中でも数か所しかないかと思っておりますので、そちらのほうはかなり高齢者にとっては大変なのかなと思いますが、なかなかそこも、幾つもの箇所というわけにはいかないので、町内でいろいろと私も見させていただく中では、昨日、大年議員がお話しいただきました近所、近くの方が

そういうものを出してやったりとかしていることも、私も見させていただきましたので、その辺のところは近所の方を始め、ご協力いただければなというふうに思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） よく分かりました。

最後に、過去ではないかな、一條稲梓線期成同盟というのが確かあったように記憶していますけれども、これの現在の進捗状況を教えていただけますか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

一條稲梓線道路建設促進期成同盟会は、平成26年1月16日に設立され、平成27年2月19日には下田市及び県関係機関とともに、道路建設に関する研究会を開催したところですが、その後は新たな取組などは行われておりません。

本町からも、毎年伊豆縦貫自動車道とアクセス道路の建設促進として、静岡県へ要望活動を展開する中で路線整備の重要性を訴えておりますが、県における道路行政の実状からも新規路線に係る道路整備はかなりハードルが高いものと認識をしております。このような現状の中で、期成同盟会の活動は事実上休止状態にありますが、今後も下田市との連携強化をもって、圏域における命の道としての重要性を訴えながら、粘り強く要望活動を推進してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君。

〔5番 渡邊 哲君登壇〕

○5番（渡邊 哲君） 分かりました。今後も続けていくということで納得いたします。

大変早く終わってしまいましたけれども、これで私の一般質問は終了させていただきます。

○議長（長田美喜彦君） 渡邊哲君の質問を終わります。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◇ 安 藤 広 和 君

○議長（長田美喜彦君） 1番議員、安藤広和君の質問を許可します。

安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） 通告に従いまして一般質問させていただきます。

最後ですので、同僚議員と重複することもあると思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

トップシーズンである海水浴の夏が終わり、今秋末より1市5町が連携したがんバルというまちバルや伊勢海老まつりが始まり、味覚を楽しむ観光シーズンに入ります。南伊豆町は海、山、川、温泉、花、ジオパーク、アクティビティー、海産物、農産物、そして、それらを連携したイベントの開催など多くの観光資源に恵まれた観光立町であります。

この資源の有効活用による観光ビジネスの活性化が町の経済活性化や雇用、新たな仕事の創出につながると考えます。しかし、現状を顧みると、宿泊施設の減少、公共交通機関の弱体化、魅力あるイベントの終了、そして、それら資源のアピール不足の感もあり、宿泊顧客数の低迷にもつながっているように感じます。

この現状を変革するに当たっては、個々の課題対応と併せて潜在的かつ根本的課題の掘り起こしが必要と考えますが、町長の問題認識を伺いたいと思います。

また、観光立地町の再構築を目指した取組があれば、伺いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町に限らず、伊豆南部においては観光に依存する、あるいは関連する産業構造が顕著ありますが、全国総観光地化や新型コロナの感染拡大、不安定な国際情勢による物価高騰などで厳しい状況にあると認識をしております。

一方で、この状況からいかに脱却が図れるのかと問われれば、政治や行政分野における支援策は出し尽くされた感があり、今後も求められるものは、個々の事業者の皆様の奮起ではないかとも考えられております。

今後の取組においては、行政が主体となった観光宣伝や質の高い情報発信、オンリーワン資源のさらなる磨き上げ、新たな魅力あるイベントの創造など、より効果的な各種施策を継続して展開することが極めて重要であると考えます。

また、先ほども申し上げたとおり、基本的には事業者自らがアイデアを創生し、自らが負のスパイラルを抜け出す意思を持って事業強化を図り、これらを後押しする行政支援体制の整備にも取り組みたいと考えます。

現状において観光立町の再構築を目指す組織的な取組はありませんが、美しい伊豆創造センターを軸とした広域的な観光施策の連携強化や今後のD X推進における観光施策への活用なども期待しているところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） 昨日の町長の行政報告にもありましたとおり、石廊崎をシンボルキャラクターとした燈の守り人ですとか、いろいろ男爵、ちょうど今これからの時期タイムリーなネタができたと思います。こういうものはやはり常に活用しながら、町のPRにつなげていけたらいいのかなと思っております。ちょうど10月の7日には、先ほどおっしゃられたと思いますけれども、バイカーの集まるイベントが石廊崎で行われ、また、翌日にも「伊勢海老づくしの特別な日」というイベントがあります。やはり石廊崎、ここ観光の中心になると思いますので、こういったいろんな各種の団体等共連携しながら、どんどんPRしていけたらいいのかなと考えております。

そのほかにもやはりロケ地の誘致、これが非常に重要じゃないかなと考えます。やはり映画であったり、ドラマであったり、CMであったりといったもので使われることによって、何年前にも子浦でロケがあった映画があったと思います。ゲストハウスさんに聞くといまだにやはりロケ地巡りで来る女性のお客さんたちが非常に多いということだったので、一発当たるとかなりお客さんがリピーターとして呼べると思うので、こちらの町としてもいろんな素材があるんですけれども、まだまだ発信不足のように気がします。やはり動画であったり、写真であったり、そういったものをどんどん撮って、待っている、問合せがあつてから

対応するのではなく、こちらから情報としてどんどん制作会社等にPRできるようなそういった動きもぜひしていただけたらなと思っております。

また、観光客の旅行形態やニーズは常に変化していきますので、やはりSNS等を使った情報発信が重要だと思います。町としましては、こういったSNSの発信についてはどう考えているか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

昨日の答弁でも申し上げたところなんですけれども、町が直接発信するのも一つの手法だと思います。もう一つ実際に町へ来ていただいたお客様のほうに自ら発信していただく。口コミみたいなものですよ。そういうのもまた有効的なのかなというふうに感じております。その一環として、今回の伊勢海老まつりにつきましても、実際に町の中で宿泊していただいたお客様に#南伊豆なり#伊勢海老まつりという形のあれをつけていただきまして、情報発信していただいた方の中から抽選でプレゼントを行うというような企画も今回から新たに設けたというところでございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 課長が答弁したとおり、行政のほうの情報発信もすごく大事なんですけども、それ以上に民間の方ということで、先日台湾のユーチューバーの方、若いかわいらしい女性の方が南伊豆町に来まして、湊のゲストハウスに泊まって、4日間ぐらいでした。南伊豆町内をいろいろ海のアクティビティーでしたり、食べ物でしたり、それを発信したということです。私もお名前が、リンリンブラウニーさんという方で、名前を言ったのは、ぜひ皆さんチャンネル登録して見ていただきたいんですけども、日本国内をいろいろと回っているんですね。その中で、まだ私はちょっとうまくユーチューブ見られないんですけども、南伊豆の発信した映像というのを見ていないんですけども、宿の方に聞きますと、台湾では放映されたらしくて、もう台湾から予約が入ったということで、タイムリーな1週間、10日ぐらいの間にもう予約が入ったということなので、大変そういうことも活用していくことも大事で、そのリンリンブラウニーさんという方は、南伊豆が大変気に入って、家を買って南伊豆を拠点に日本を回ろうかなというふうに言われていたということを美伊豆のほうから私、伺いまして、美伊豆のほうの企画なんですけれども、なかなかそういうこともすごく

貴重だなど。そして、今メロンシートさんですね、メロンシートジャーニーさんともアンバサダーになってもらって、南伊豆をはじめ伊豆半島ほか全国いろいろなものを発信していただいていますので、こういう私美伊豆で訴えるんですけども、こういう人たちがいるんだから、みんなでチャンネル登録して、見て、見ることによって、彼らもどんどん情報発信するということなので、やはり行政としても役場の中にも100人からの職員がいますので、みんなでチャンネル登録して見ることが彼ら支援にもなるかと思うんで、またいい情報が発信できると思うんで、ぜひ皆さんにもチャンネル登録したり、見ていただいたり、なお、これからはユーチューバーをはじめいろんな情報発信の仕方を民間の方と一緒にしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） 今、町長がおっしゃったとおり、やはり自分たちでできないことは、やっぱり人の手を借りようということころで、特にユーチューバーさんなんか、やはり私もメロンシートジャーニーさん、大好きでいつも見ているんですけども、ああいう方が飲食店を紹介することによって、今までいなかったお客さんが来てみようという効果はすごい出ていると思います。やはりこの町を挙げて役場だけがやる、観光協会だけがやるではなくて、町民自らが動けるような形でやっていきたいと思えます。そのためには、ぜひ町長にまたリーダーシップを執っていただいて、この町をどんどんPRできるようにやっていけたらと思えます。

次の質問に入らせていただきます。

この11月11日に10年続いたみちくさウルトラマラソンが最後となります。毎年南伊豆の景色とエイドでの食を楽しみに全国からたくさんのランナーが集まっていただけに、とても残念に思えます。近年ビーチバレー、オープンウォータースイムレースなどのスポーツイベントが終了または終了予定と聞いております。

オンリーワンの宿泊に結びつくスポーツイベントであり、好評であったと感じておりますが、これらのスポーツイベントの終了について町の認識と代替イベントなどの計画があるのかについて伺いたいと思えます。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

新型コロナ感染症の拡大により、全国的に様々なイベントの中止が余儀なくされておりましたが、感染者数の減少に伴い、本年5月に感染症法上の分類が引き下げられました。

このため、各種イベントの再開といった報道がなされる一方で、資金不足や倒産、人材不足などで再開のめどが立たないものや廃止となったものも多数あると伺っております。

ただいまご指摘のありましたウルトラマラソンについても、まさに同様の事案であると同様であり、町が直接関与するものではありませんが、本年をもつての終了は大変残念に感じております。また、その他ご指摘のイベントに関しましても、主催者側の意向から廃止とのことでありました。

代替イベントの計画については現時点ではありませんが、企画等の立案や各種事業体への営業・調整などに精通している観光協会とも連携を図りながら、催事の開催に向けた検討を進めてまいりたいと思います。

また、民間の団体が主催するサップの大会やチアリーディング合宿、各種サイクルイベントなども開催されており、これら民間主体のイベントも活況でありますので、支援体制の在り方や共同開催などについても検討すべきと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） 今回のウルトラマラソンもファイナルということもあり、惜しむ声が多い中、今月末の締切りを前にもう700名を超えるランナーがエントリーしております。最終的には、過去最多の800名近くのランナーたちが参加しそうだとも聞いております。観光協会に聞きますと、このうちの7割から8割の方が宿泊につながっているということですので、非常にもったいないのかなど。

近隣市町におきましても、キンメマラソンをやる東伊豆町、河津町のフラワートライアスロン、松崎町から修善寺までのトレイルジャーニーなど、特徴のある大会が開催されております。全国的に見てもマラソンやウォーキングイベントは特に人気で集客力もありますのでウルトラマラソンに代わる大会を継続するべきではないでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本年はウルトラマラソンが11月にございますので、ウルトラマラソンの大会成功に向けて全力を挙げたいというところです。当然ですけれども、それだけの宿泊者、ランナーが集うということは、町のPRにとっても大変大きいですので、何かウルトラマラソンに代わる、そんなに700名とか800名でも、あまり大き過ぎてもやはりスタッフの確保というのがかかり厳しいかなというところですので、何か新しいイベントはやっぱり考えていかななくてはいけないと思います。またそのときには、町議会の皆さんにもいろいろとご指導いただいたり、提案があるようでしたら、また一緒に協議をしていきたいなと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） ウルトラマラソンは100キロ、78キロ、66キロと素人が急に参加するのは、難しい大会だったと思います。しかし、稲取のキンメマラソン、6月に行われていますけれども、こちら2,000名が集まっているそうです。これも全部が全部宿泊ではなく、近隣、我が町からもかなり出ているかと思えますけれども、やっぱり近隣の人たちも出て、プラス宿泊がつながるといイベントがあります。例えばなんですけれども、この南伊豆町、キンメマラソンが6月であれば、向こうを張って、11月は我が町は伊勢海老ですので、そういったところで、伊勢海老マラソンとして、ハーフマラソンなんかやるというのも一つの案じゃないのかなと感じます。

また、12月に安房鴨川で開催されるぼちぼちフルマラソンという大会があり、42.195キロを通常ですと6、7間で完走という制限時間に対して、9時間という余裕を持った制限時間なので、走ったり、歩いたり、景色を楽しんだり、映像を楽しんだり、フルマラソンの距離を体験できる貴重な大会があるそうです。そういったものを逆にまだこの伊豆半島でまだやっていないと思いますので、南伊豆町ウルトラマラソンよりはちょっと規模が短くなりますけれども、なかなか人生でフルマラソンの距離を体験するというのもないと思いますので、そういったものやったらおもしろいんじゃないのかなと思います。

いずれにしても今年度は最後のウルトラマラソンをみんなで何とか盛り上げてあげて、1年後に何をやるかというのに進んでいったほうがいいのかと。やはり町としてもマラソンとかウォーキングとかスポーツ関連のイベントはやりなるべく減らさないようにしていただいて、町民も参加できる、観光客もそのためには泊まりに来てくれる。そういったスポーツイベントがぜひできたらなと考えております。

次の質問に入らせていただきます。

コロナはまだ収束とは言い難いと思いますが、観光の力による町の活性化は必須であると考えます。コロナ禍後を見据え、既に募集は終了していますが、観光庁における補正予算、インバウンドの地方誘客や消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業にもあるように、市場の一つであるインバウンド需要に関しての取組は、今まさに求められていると思います。インバウンド需要に向け、従来の町の取組と今後の取組について伺いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、以前からインバウンド施策の軸を台湾からの来訪者の増加と捉え、教育旅行の誘致や本町高校生の訪台事業、台湾選手招致によるオープンウォータースイムレースの開催、イベント時における台湾産バナナの販売なども実施してまいりました。

このような中であって、新型コロナウイルス感染症の拡大により、交流事業は一時中断を余儀なくされておりますが、感染症法上の分類が引き下げられたことから、6月末には賀茂郡町長会による台湾との友好事業として視察研修も実施されたことから、私も参加させていただきました。

また、美しい伊豆創造センターにおいても、インバウンド先の主軸を台湾に置き事業展開しており、本年11月には公式訪問団を組織した中で、構成市町の首長によるトップセールスも予定されております。

本町にあっては、これまでの台湾交流のさらなる深化を図るべく、町独自のトップセールスも計画する中で、本議会からのご参加などについてもご検討をお願いしたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） 度々町長のほうからは台湾との関係のほうを聞いております。台湾、素晴らしい国だと思うので、ぜひそこは今後もつなげていけたらな思っております。

我が町で外国人旅行者がいつか会うかなと、案外会わないなというのが実感です。やはり会うときというのは、桜まつりのときでしたりとか、あとは夏の海水浴のとき、特にヒリゾ浜とかそういったところには外国人のお客さんがよく来ていると感じております。

先日下田のとあるホテルの方とちょっとお話をしたところ、今非常にインバウンドが増えていると。そのインバウンドの目的が南伊豆町に来ることである。下田に泊まって南伊豆のダイビングを利用しているそうです。この神子元島と与那国島、国内ではこの2か所にだけハンマーヘッドシャークの群れが見られるそうです。海外のお客さんはこれを求めて今かなりの方が来ているそうです。

ですから、ぜひこの南伊豆のダイビング会社と南伊豆の宿泊施設がうまくタイアップして組んでいけば、宿泊と絡めてできるのかなど。やはりかなり聞いたところによりますと、ダイビング会社やお客さん自らがインスタですとかユーチューブですとかフェイスブックとかそういったもので発信したのを見て、やはり世界各国からここは行ってみたいなど。何しろこのハンマーヘッドシャークの群れが見られるというのは、世界でも10ぐらいしかないらしいんですね。そのうちの2つがこの南伊豆の沖である神子元島と沖縄の与那国島ということですからかなりレアな貴重なことですので、特にスキューバダイビングをやっている会社も町内にも多数ありますので、そういったところをインバウンドに情報発信なんかしてやっていったらいいんじゃないのかなと思っております。

その意味でも今後そういったダイビングの会社の意見を聞くとかいろいろ民間を交えて町の魅力を全面に出したインバウンド向けサービスの企画立案なんかが必要だと考えますけれども、そちらのほうはいかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

先日私、あるお店で食事をしていたところ、大きなクーラーボックスが届きまして、その中に新鮮な魚が入っていたわけですが、それは南伊豆町内のある遊魚船ですね、釣り船屋さんの船長のクーラーボックスで。これは、中国からのお客さんが魚を釣って、主にアカハタだったんですね。中国の方、赤いものが好きらしくて、アカハタとかを喜んでというか、食べたいということで、自分で来て、釣って、そして、料理屋さんで料理をしてもらって、それを食べて帰るといふ。もちろん持って帰れないですけども。そういうこと自体がもう観光旅行になっているんです。それは釣り船屋さんの船長さんに聞いたところ、もう話ししているところで電話が入りまして、分かりました。じゃ、明後日ということだったので、もう明後日の中国人のお客さんの予約だったんです。そういうダイビングもそうですけれども、海外の方がどんどん今、東京、大阪、京都、福岡、北海道という大きな観光地

もそうですけれども、それ以外にも地方へ来て、地方で体験して、自分たちがおいしいものを食べたり、得をするというそういう旅行が大分増えてきたようなので、この辺のところはもうどんどんSNSも使ったり、民間の方たちのお知恵を借りながらどんどん増やしていきたいなというふうに感じています。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） ありがとうございます。

何しろ時間が流れるのが早いので、情報はやっぱりSNSが中心になっていくのかなというのは、特に外国人のお客さん、言葉は通じなくとも動画だったり、写真を見て動いてくれるので、それを町と民間とみんなで何とか南伊豆町に来ていただけるようにやっていけたらなと思います。

では、次の質問に入らせていただきます。

2番目の質問、町の最大イベントである「みなみの桜と菜の花まつり」についてご質問いたします。

1つ目としまして、いよいよ来年2月1日より第26回みなみの桜と菜の花まつりが開催されます。青野川の度重なる洪水に見舞われた下賀茂地区でしたが、河川改修後に植樹された河津桜のおかげで、早咲きの桜の名勝地として町最大の観光イベントを開催できるようになりました。1986年に緑化事業として植樹された河津桜も37年が経過し、ところどころ枯れてしまった桜も見受けられます。河川沿いに新たに植樹することは不可能だと思いますので、今ある桜をいかに維持管理していくかが大切だと思います。

町の重要な財産である青野川の桜並木の剪定や保全、維持管理はどのような体制、計画で行われているのか、伺いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

桜の剪定については、JAや南伊豆分校など剪定枝を利活用する際の11月から12月にかけて実施するほか下賀茂区や道路通行者からの要請を受けて剪定をしております。

これら剪定枝の一部については、本町と交流のある塩尻市や杉並区へお届けし、以前は成人式で新成人にプレゼントしたこともあります。

商品化については、ある程度の需要が見込まれるものと推測されますが、これら剪定枝の保管や管理、これを手がける事業者もないという現状から、特に対応はしておりません。また、町で直接これを販売するという計画もありません。

剪定枝を活用したいという適正な事業者があれば、管理者は町でありますので、いつでもご相談に応じさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） ありがとうございます。

私も今年、ちょっとそういう話を初めて聞いたんですけれども、実際一部剪定を河津桜、11月に剪定をして、それが農協さんと南伊豆分校さんの連携によって開花をうまく調整して出荷して、現在ですと台湾やシンガポールなど春節に合わせて輸出していると聞いております。これが今後は中国であったり、ほかの国であったり、やはりそういった春節とうまく合わさるところなんかには、これから送っていけるチャンスはかなりあるかと思っております、こういったものは、どんどん利活用していったほうがいいのかなと思っております。

河津町では、平成26年度より河津町における河津桜の現状と課題を踏まえ、多くの町民が関わり、豊かになっていくための桜及びこれに付随する資源の保護育成方策を取りまとめることを目的とした河津桜保護育成計画を策定しております。

4つの基本計画の重点プロジェクトとして、河津桜守人制度の創設と桜守人の育成があり、講習、実習などを通じて技術や知識を高め、保護育成に必要な手入れを行っているそうです。

当町においても、桜の剪定や管理などを行える人材を育てるのが必要ではないでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、今、町の中でも専門家という方はいらっしゃいません。実際11月の剪定の時期も議長さんとかに指導を受けて私どもであるとか分校JAの職員さんが剪定をしているという状況でございます。またちょっとその辺のことも調査させていただいて、検討を進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君）　そうですね。最初に言ったとおり、これから桜を増やすことはできないので、いかにこれを維持していくかということが大事だと思います。やはりそういった河津町で30人ぐらい今そういった河津守人というのがいらっしゃるそうなんですけれども、それぐらいの人数がいれば、前原橋から加畑橋付近の当然河津桜もできますし、どんどん増えれば増えるほど手も回ると思います。これから上賀茂、石井にある河津桜もどんどん今大きくなっていますし、もっと言えば、手石地区のソメイヨシノもかなり大きくなっています。やはり植物というのは、手を入れることによって成長もよくなると思いますので、これはもう大切な宝物だと思って、やはりそれでまた興味を持っている方が町民にどんどん参加していただいて、みんなで見守っていく維持管理ができればと思います。

また、その切る技術ができれば、先ほど言ったように、枝の利活用なんかもできるんじゃないのかなと思います。だから、当然桜並木は桜が咲くときに切ることはできませんけれども、やはり今町内にもかなりあちらこちらに河津桜があります。今年あたりも結構切ってくれと頼まれて切ってきたという人が、それをカップにオアシスなんかに入れて販売をしてみたりですとか、切り花みたいな感じで枝を切って束にして販売、湯の花だったりうちでも販売したんですけれども、かなり飛ぶように売れております。私も東北にずっと河津桜を植えている活動をしているんですけれども、その活動している南相馬のおだか千本桜プロジェクトさんであったり、福島の花見山を守る会、西焼津町役場等に今年、自分のところの河津桜を切って送ったところ、大変喜んでいただきました。特に西焼津町におかれましては、外でわざわざ写真撮って、雪の上で桜が咲いているという絵を載らせていただいて、それもSNSなんかで発信していただきました。

やはり桜というのは、見るだけではなくて、何しろこの維持管理を我が町でしっかりとやっていくのが一番大事なのかなと。イベントも大事ですけれども、まず、桜がないことには進まないと思いますので、ぜひこちらのほうもやっていけたらなと思っております。

2つ目になります。

みなみの桜と菜の花まつりは、1999年から始まりましたが、同時期に開催される河津町の桜まつりとの差別化とメディア対策が求められ、菜の花結婚式やスタンプラリー、夜桜マラソンなど独自のイベントを開催してきたと認識しております。しかしながら、近年これらのイベントが終了することにより、当初の戦略を踏まえ、差別化できるイベントの企画が重要と考えますが、町の見解を伺いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君）　町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

みなみの桜と菜の花まつりについては、「ゆっくり、のんびり桜を見ることができる」とした独特のシチュエーションが来訪者に好評を博しておりますが、近年の菜の花結婚式や夜桜マラソンなどのイベント終了は、費用対効果やイベントでの担い手不足など、諸般の事情も含め残念に感じております。

一方で、これらを補うため、今年は商工会青年部による「菜の花ドア」や「菜の花迷路」が設置され、リニューアルされた観光スポットとして集客にも大きく貢献していただき、まつり終了後の実行委員会においても、次回もぜひ設置してほしいとの要望があったと聞いております。

また、道の駅エリア内にイベント広場を整備いたしましたが、キッチンカーによるブース営業及びフードコートなども開設され、本町の桜まつりのウイークポイントの一つでもあった食事どころの解消を図ったところであります。

今後もこれら出店ブースの充実を図り、同広場での多彩なイベント招致に努めるとともに、実行委員会に対しましても、新たな企画の提案などを募り、町も一体となったバックアップ体制の充実に努めてまいります。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） 正式にちょっと確認しないまま私も夜桜マラソンの中止と言ってしまいましたが、観光課長にお伺いしたいんですけれども、夜桜マラソンというのは、来年はもう中止という形でよろしいのでしょうか。

また、もし中止となるのであったら、やめる理由等がお聞かせいただければと思います。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

夜桜マラソンにつきましては、今回この2月で終了というふうな形となります。

原因につきましては、費用対効果という部分が一番のところですか。それが起因しているというところがございます。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） 今、費用対効果という言葉が出ました。先ほど渡邊議員のときにもそういった話、費用対効果の問題が出たと思います。実際夜桜マラソン、主催者の話でも私たちのもうスタッフとして携わった中では、非常にお客様受けがいいと。5キロ、10キロ、20キロという3コースになっております。特に20キロのランナーに関しましては、まず、明るい時間からスタートして、薄暮を体験して、最後、ライトアップを見ると。こんな大会、日本全国を探してもどこにもないと。非常に人気でした。さらにそれに合わせましてライトアップと我々やった夜桜竹あかり、夜桜マラソンに合わせたんですが、かなりの方が来て写真を撮って、SNS等に発信しておりました。費用対効果、確かに宿泊に結びついていないというところがあるのかもしれませんが、やはり南伊豆のみなみの桜と菜の花まつりの夜桜の発信力というのは、かなりの方がこのイベントによってできたと思います。中止になってしまったと言えればそれまでなんですけれども、今後はやっぱり中止になる前にできれば、みんなて話をしてからというのもいいんじゃないのかなと思いました。

次になりますけれども、2004年から2011年までの8年間は30万人を超える来場者という数字がありますが、観光バスの運行規制などから団体客がどんどん減少し、コロナがピークの2021年の縮小開催時には、過去最小となりました。近年は観光バスは少ないものの個人客が増えはじめ、結婚式の前撮りであったり、コスプレ撮影、ペット撮影など新たなターゲットも見受けられますので、開花状況などに合わせてそういう人たちへの情報発信も大事だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（長田美喜彦君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大野孝行君） お答えをいたします。

その辺につきましても大変大事なところだと思っておりますので、インバウンドの事業に絡めてその辺も今後進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） 宿泊者のためにとちょうちんから始まった夜桜見物でしたけれども、年々ライトアップの数も増え、竹あかりと共に人気が出ております。夜桜の環境が充実することにより、宿泊者を増やすことはもちろんですが、周辺飲食店への誘導もできるようになると思います。前原橋から春まち橋までの区間のみが今ライトアップちょっとできていない状態ですけれども、ここをぜひやっていただければ、前原橋から九条橋までの両岸が1周で

きて、新たな夜桜見物コースとなりますので、こちらのほう、予算等もありますでしょうけれども、ぜひご検討いただいて、前原橋から九条橋までは兩岸ぐるっと回れますよというコースをつくっていただけたらなと思います。そして、またそれができた暁には、ぜひ町民の皆さんに、私も体型的によく歩け歩けと言われるんですけども、やっぱり夜歩くときに明かりがないところは歩きづらいと思うんで、町民自らがこの夜桜のライトアップを歩くことによって観光のお客さんも人がいれば安心して歩けるといいますんで、そういったことも推進していけたらと思います。

以上で2番目の質問を終了いたします。

続きまして、3番目の町の野良猫問題についてご質問いたします。

先ほどの宮田議員と重複することもあると思いますが、よろしく願いいたします。

3番の町の野良猫問題について質問させていただきます。

今月の広報みなみいず9月号において、飼い主のいない猫の対策についてという記事が分かりやすい内容で掲載されておりました。まさにタイムリーなネタです。こちらにも昨今多数の町民から野良猫に対する苦情や相談が寄せられています。野良猫によるトラブルを減らすためには、野良猫の問題に地域で取り組むことが解決への第一歩となりますと書かれており、まさにそのとおりだと思います。

近年、町内の野良猫問題が顕在化しており、原因の一つに独居高齢者による多頭飼育崩壊が挙げられます。

この野良猫問題は、町の環境悪化、捨て猫、動物虐待などに現れ、捨て猫、虐待は、動物愛護法違反となり、町のイメージ悪化など多岐にわたる問題が隠れております。町内外の個人やボランティアグループが保護して、避妊去勢手術をして、元いた場所に戻すというTNR活動を実施しておりますが、これは、猫愛好家だけの課題ではなく、町の環境や福祉、観光、教育など役場としても組織横断的な課題と考えます。

町としては、野良猫の問題をどのように認識しているか、伺いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

猫に関連した生活環境の悪化に対する対応としては、町や賀茂保健所に苦情が寄せられた場合、指導対象である飼い主に対して、動物愛護管理法第25条に基づき、県職員同行の下、訪問指導を実施しております。

過去3年の指導件数では、令和2年度が9件、令和3年度が14件、4年度が7件となっており、多頭飼育崩壊からの野良猫化や飼い主の高齢化のほか、生活状況の悪化など様々なケースが見られます。

これらに関する地域住民からの情報や現場確認から、飼い主のいない猫の増加は、町の環境悪化につながることを認識しており、環境被害防止のため、広報みなみいずの紙面を割いて、適正飼養の周知や猫の避妊去勢手術費への助成を実施しているところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） 今回町内外でボランティア活動をしている人たちに集まっていただき、話を聞かせていただきました。皆さん猫に対する愛情と責任感を持って活動しております。まずは、独居高齢者による多頭飼育崩壊を防ぐために、地域の民生委員さんや見守り隊の協力も得て、実態調査をすることが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、そういった協力体制が課をまたいでできるのでしょうか。ご質問です。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

このご質問がある前に、かなりの先ほど宮田議員の質問にもありましたけれども、この過去3年間の件数を対応している状況であります。そういった中で、以前から福祉介護課のほうと連携を取って、民生委員とかそういった多頭崩壊しているところ、高齢者の方が多いんですけれども、そういったことの情報交換しようということで話合いをしていたところであります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） 今お聞きしたところによると、そういうことはやっていらっしゃるということですが、それを実際に動いている方、ボランティアであったりとか、そういった方たちへの事前連絡というのはどうなのかなと思ひまして、出ちゃってからというのだと、すごい対処に困るので、ちょっとこうなるかもよというところで情報共有ができていれば、保護活動をやっている方たちも迅速に動けるんじゃないかと思ひますので、ぜひその辺は今後そういう形でやっていただけたらなと思ひます。

続きまして、南伊豆町が賀茂地域の自治体において最初に猫の不妊去勢手術費補助金を実施したことにより、周りの自治体も補助金制度を始めたと聞いております。ボランティアによる野良猫のTNR活動は町の補助を受けて不妊去勢手術を行っていますが、補助金は手術費の3分の1となっており、3分の2は自己負担となっております。手術費は病院によっても異なりますが、不妊手術が2万7,500円だった場合、約1万8,000円を自己負担することになります。雌猫は早ければ生後5か月ほどで妊娠が可能となり、年間で2回から4回の出産が可能で、一度の出産で4匹から8匹の子猫を産むため、仮に不妊手術をしなければ、単純計算で1匹の雌猫から1年で20匹、2年で80匹以上に増えるということになるという試算もあります。TNR活動は、経済的負担が大きく、ボランティアの猫への愛情だけでは限界があり、補助金を含め町として支援が必要と考えますが、2022年度、2023年度の補助金制度の件数や金額など利用状況を伺いたいと思います。

○議長（長田美喜彦君） 町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） お答えいたします。

本町では、飼い主のいない猫の増加及び猫による環境被害などを防止するため、平成29年7月に南伊豆町猫の避妊去勢手術費補助金交付要綱を施行し、令和2年度にTNR活動への補助拡充のための要綱改正を実施しているところであります。

本制度の利用状況では、令和4年度実績で、件数が56件、決算額34万7,000円で、このうち野良猫に対する助成が12件、5万6,000円、飼い猫に対する助成が45件、29万1,000円となっており、令和5年度実績では8月末時点で、件数が45件、27万3,000円で、このうち野良猫に対する助成が24件、13万5,000円、飼い猫に対する助成が21件、13万8,000円となっております。

野良猫を捕獲して不妊手術を行い、元の場所に戻すTNR活動は、猫と人が楽しく一緒に共存するため、極めて有効であると捉えておりますので、現行の補助制度については、動物愛護管理法における動物の飼い主等の責任やTNR活動状況のほか、近隣市町の助成状況などを総合的に勘案し、現状に即した制度となるよう補助率などの見直しも含め検討したいと考えております。

今後も生活環境を守るためTNR活動を行っていただいている方々や地域住民、行政区、静岡県とも協力・連携しながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君。

〔1番 安藤広和君登壇〕

○1番（安藤広和君） ありがとうございます。

かなりの数が年々増えているなどというのが、この数字を見ると分かると思います。

ただ、この金額、3分の1負担ですので、保護される方、この倍の金額を払っております。ですから、ここら辺のところを何とか今後考えていけたらなどは思いますし、ちなみに今回、皆さん、ボランティア団体の人たちにちょっとお話を聞いた中では、今年に入ってから大きな事象だけですけども、今年の2月には、湊地区におかれまして、多頭崩壊があつて、対象猫数が30匹だったそうです。こちらは30匹のうち24匹を手術したんですが、飼っている方の気持ちなのか、再発したということです。6月には、やはり南上地区市之瀬において、先ほど宮田議員もおっしゃられましたけれども、やはり飼い主が事故により亡くなって23匹の猫がいたそうです。そのうちTNRによって避妊去勢した猫が7匹、子猫が16匹だったそうです。また、6月にはやはり湊地区で多頭崩壊がありまして、対象が13匹だったそうです。こちらは、独居老人が急遽入院したことにより飼育が不能となって、調査に入ったところ、生きている猫と残念ながら亡くなっている猫もいたということで、4匹がTMRをやり、このうちまた別に2匹が子猫7匹を出産していたと。そのうち何匹が亡くなっていたと。そういった実態もあるそうです。

今まさに、まだ町内各地に予備軍と言われる地域がかなりあるそうです。やはり先ほど課長もおっしゃられましたけれども、保健所とか指導に行っていたとは思いますが、理解できない方は、幾ら言っても理解してもらえない部分があるようなので、ただ、それがパンクしちゃったときには、もうあつという間に広がっちゃいます。

先ほど言った南上エリアの23匹に関しても、この飼い主さん、生前に言っていた言葉が勝手に流れてきたからえさをあげていたら増えちゃったという形だったそうです。ですから、やはり元を絶たなきゃいけないのかなと。幾らやってもやってもえさをただあげるだけの方がいたら、一向に多分減らないと思いますので、どこかで大なたを振らないとなかなか減っていかないのかなというふうに思います。

また、保護に当たっては、そういったボランティアの皆様、大人の猫はTNRでまた元の場所に戻せますが、子猫に関しては、サイト等で里親募集を行っております。すぐに見つければいいんですけども、なかなか今の時代見つからなく、中には他県にまで自分で車で届けに行ったりとか、それぐらい愛情持った方も多数いるそうです。実際そのTNR以外にえ

さ代であったり、検査だったりとか、そういった費用はみんな今ボランティアさんがやっている状態のようです。

そういったことも考えますと、ボランティアの経済負担は非常に大きいと考えられますので、ぜひ補助金制度の見直しをしていただいて、少しでもそういった保護活動をやっていた人たちの負担が減るような形になっていただけたらいいんじゃないかなと思います。やはり猫、先ほど来出ていますけれども、好きな人だけではなくて、嫌いな人にこそ増やさないように理解してもらおうというのも大事だと思います。

また、この本件に関しましては、後日ボランティアグループの皆さんと共に、多頭飼育崩壊等の状況説明及び関係各所へのご協力をお願いしたいと考えますので、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（長田美喜彦君） 安藤広和君の質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩といたします。

休憩 午前 11時39分

再開 午後 1時00分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ会議を再開します。

この後本会議にかけられる議題が決算関係でございますので、決算審査意見書の報告のため、午後の本会議には外岡與志夫代表監査委員が出席しておりますことをご報告します。

◎報第8号の上程、説明、質疑

○議長（長田美喜彦君） これより議案審議に入ります。

報第8号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第8号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率となる4指標の令和4年度数値について、監査委員の意見を付して議会へ報告するものであります。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、黒字のため数値はありません。また、実質公債費比率は3か年平均で7.9%、将来負担比率では10.0%となっており、いずれの比率も早期健全化基準を下回っております。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の審査意見書の報告については、お手元に配付した意見書をもって報告に代えさせていただきます。また、この後の報第9号議案についても同様とさせていただきますので、ご承知願います。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第9号の上程、説明、質疑

○議長（長田美喜彦君） 報第9号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第9号の提案理由を申し上げます。

本案件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、公営企

業に係る水道事業会計のほか、公共下水道事業特別会計、子浦漁業集落排水事業特別会計、中木漁業集落排水事業特別会計、妻良漁業集落排水事業特別会計の資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会にご報告するものであります。

水道事業会計をはじめ全ての会計で資金余剰金が出ているため、資金不足はありません。以上、ご報告申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎報第10号の上程、説明、質疑

○議長（長田美喜彦君） 報第10号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 報第10号の提案理由を申し上げます。

本議案は、事故に関する和解及び損害賠償額の決定について、町長の専決処分に関する条例第1条第1項により専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき議会に報告するものであります。

令和5年7月31日、南伊豆町湊、町道湊区内4号線にて相手方が自動車で走行していたところ、経年劣化により腐食していたグレーチングが破断し、一部が跳ね上がり、自動車の右下バンパーを損傷させる事故が発生いたしました。幸い相手方にけがはなく、責任割合を町100%、相手方0%とし、町は相手方に対し損害賠償額13万5,203円を支払うことで示談いた

しました。

なお、損害賠償額については、全額が総合賠償補償保険により補填されるものであります。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水議員。

○10番（清水清一君） 10番、清水。

この相手方とありますけれども、すみません、気がつきませんでした。下田市と書いてありました。それについて聞こうと思っていたんですけども、以上です。

○議長（長田美喜彦君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これにて報告を終わります。

◎議第82号及び議第83号の上程、朗読、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第82号及び議第83号を一括議題とします。

朗読を求めます。

事務局。

〔事務局朗読〕

○議長（長田美喜彦君） 朗読を終わります。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第82号の提案理由を申し上げます。

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の2に基づく基本理念の下、同法第2条の規定をもって各地方公共団体に設置されております。

現教育委員会委員である大年清一委員の任期が、本年10月26日をもって満了することに伴い、人格高潔、教育、文化に識見を有する同委員を引き続き教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、大年清一委員の履歴は別紙のとおりでございます。

引き続き、議第83号の提案理由を申し上げます。

本議案も前議案と同様に、教育委員会委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

現教育委員会委員である山口絹代委員の任期が、本年10月26日をもって満了することに伴い、人格高潔、教育、文化に識見を有する同委員を引き続き教育委員として任命をお願いするものであります。

なお、山口絹代委員の履歴は別紙のとおりでございます。

併せてご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は議案番号を示し、質疑をしてください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第82号原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第83号の原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） ほかに討論する者もありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第82号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第82号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

採決します。

議第83号は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第83号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議第84号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第84号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第84号の提案理由を申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法の整備に関する法律によるもので、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、南伊豆町印鑑条例の一部を改正するものであります。

具体的には、第10条第4項に規定するコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機からの印鑑証明書の交付について、従前のマイナンバーカードを使用する交付方法に加え、

スマートフォンの電子証明書を使用する交付方法を追加するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） ほかに討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第84号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第84号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第85号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第85号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第85号の提案理由を申し上げます。

本議案も議第84号と同様にデジタル社会の形成を図るための関係法の整備に関する法律によるもので、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、南伊豆町手数料条例の一部を改正するものであります。

具体的には、手数料の額を規定する別表にコンビニエンスストア等に設置された多機能端末機を使用した印鑑証明書及び住民票の写しの取得について、スマートフォンによる電子証明書の使用事項を追加するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第85号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第85号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第86号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第86号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第86号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和5年6月16日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、本条例の一部を改正する必要が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

改正内容は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の条項ずれに対応するため、本条例での引用条項を整理するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第86号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第86号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第87号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第87号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第87号の提案理由を申し上げます。

本議案は、令和4年度南伊豆町水道事業会計における前年度繰越利益剰余金1,036万2,061円に、当年度純利益253万783円を加えた1,289万2,844円を当年度未処分利益剰余金としたいもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第87号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第87号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第88号～議第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第88号から議第90号までの一括を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第88号から議第90号の提案理由を申し上げます。

本議案は、南伊豆町営分収林条例に基づき、整備した樹木を当該土地所有者に無償譲渡するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

令和4年12月、令和5年6月定例会において同様の議案をご審議いただいたところでありますが、当該条例に基づき植栽した樹木においては、地上権の設定及び分収の方法について土地所有者と所定の契約を締結しております。

今回上程した議案においては、契約期間が40年であるため、現在においても契約期間中ではありますが、伐採収益も全く見込めない状況にあることなどに鑑み、これら契約を解除するとともに、当該樹木を所有者に無償譲渡したいものであります。

詳細については地域整備課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） 議第88号から議第90号までの内容説明を申し上げます。

本議案は、全て南伊豆町営分収林条例に基づき植林整備した立木の権利を当該土地所有者に無償譲渡したいものであります。

本条例で定める分収林については、町が土地所有者から土地を借り上げ、植林及び生育管理を実施するもので、これら立木には地上権を設定した後、最終的には伐採収益を分収するとした制度でございます。

また、今回上程した議案においては、平成7年度から平成8年度に植林されたコナラであります。契約期間は40年であるため、現在においても契約期間中ではありますが、伐採収益も見込めないことなどから、伐採による清算は現実的ではないと判断するもので、これら処分に係る土地所有者との円滑な協議を経て、所定のご理解をいただいているところであります。

なお、当該無償譲渡については、町内に住所を有する個人が2件、下田市内に住所を有する個人が1件、計3件であり、全て同一の事由によるものであることから、一括でのご審議をお願いするものでございます。

内容説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は議案番号を述べ、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論のある方は議案番号を述べ、討論してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

議第88号から議第90号までを一括して採決します。

議第88号から議第90号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第88号議案から議90号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第91号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第91号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第91号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に6,548万1,000円を追加し、予算の総額を54億1,941万3,000円としたいものであります。

歳出の主なものは、民生費の児童福祉費に233万4,000円、衛生費の保健衛生費974万6,000円、清掃費2,655万2,000円、農林水産業費の農業費267万2,000円、水産業費86万5,000円を追加いたします。また、これら財源として国庫負担金780万円、県補助金359万9,000円、繰越金4,671万5,000円を追加いたします。

詳細については総務課長から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

内容説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（渡邊雅之君） それでは、議第91号の内容説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。

第1条に記載のとおり、歳入歳出予算の総額に6,548万1,000円を追加し、予算の総額を54億1,941万3,000円としたいものでございます。

それでは、まず初めに、歳出に係ります主な補正項目から説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算書の14ページ、15ページをご覧くださいと思います。

2款総務費の1項1目一般管理費の一般管理事務のうち共済費には20万円を増額をいたしました。これは、市町村職員共済組合に支払う負担金額が毎年9月に改訂されるのを受けての調整でありまして、以降におきましても同様に共済費の調整をさせていただいております。

次に、18ページから21ページにかけてをご覧くださいと思います。

3款民生費の2項2目児童福祉施設費のうち南伊豆認定こども園運営事務には128万7,000円を増額をさせていただきました。こども園では、これまでも雨漏りが発生する都度補修工事を実施してまいりましたが、現状においても雨漏りが散見されるため、局所的な対応を続けるのではなく、抜本的な屋根の改修工事が必要であるとの考えから、今回設計業務を委託したいものでございます。

なお、改修工事費につきましては、令和6年度当初予算に計上し、その財源としては、過

疎対策事業債の充当を予定をしているところでございます。

次に、4款衛生費の1項2目予防費には795万円を増額をさせていただきました。これはこの秋に開始される新型コロナウイルスワクチンの接種方針が正式に決定したことによるものでございまして、当町では集団接種方式を行わず、医療機関での個別接種方式で実施をいたします。

また、同款2項1目の清掃総務費には2,166万4,000円を増額をさせていただきました。

町では、清掃センターの施設管理を委託するのに当たって、施設修繕については、事後保全をせず予防保全のみを行い、その経費については、年に1度の定期点検終了後に指摘内容を精査し、修繕が必要と判断した場合には、必要最低限の経費を補正予算に計上することとしてまいりましたが、今回、定期点検終了後に提出された指摘内容を確認をしたところ、修繕をしたほうが好ましいという事案が多数あり、これら全てを修繕すると莫大な費用がかかることから、修繕の工期が4か月以上かかるものについては予防保全を行い、それ未満の事案については、故障したときに修理を行う事後保全を行うこととし、その期間中は、収集したごみを町外施設に搬出し、処理を委託する方針に改めました。

今回の補正で清掃センター包括運転管理業務委託に増額した551万1,000円については、工期が4か月以上の事案を修繕するためのものであり、ごみ処理委託料及び重機借り上げ料を合わせた1,615万3,000円の計上については、今後、工期が3か月以内のもの事後保全が発生した際に、速やかに収集ごみの受入れを行ってもらうため、試験的に250トンのごみの搬出を行うものでございます。

最後に、22、23ページをご覧いただきたいと思います。

5款農林水産業費の1項3目農業振興費のうち農業振興事業には208万7,000円を計上をさせていただきました。これは、手石の和田原、田尻の耕作放棄地の草刈り業務を委託するものであります。当該箇所については、周辺の住民から「猪のすみかになっている、この状態を何とかしてほしい」との声があり、町で対応を模索していたところ、株式会社アイ・ラブ・ファームが当該地に関心を持ち、地形を確認したいとの申出があったことから、長年放置されてきた土地の除草作業を実施し、農業利用につなげていきたいものでございます。

また、同款3項1目水産業振興費の水産業振興事業のうち漁場環境維持保全対策事業補助金には50万円を増額をさせていただきました。これは、藻場の保護のため、藻食性魚類であるブダイやアイゴの駆除を実施する漁協に対して補助金を交付するものでございます。また、金額の根拠でございますが、静岡県も同様の補助金を交付することから、これと同額とし、

刺網15回分を想定しています。

なお、今年度は、捕獲したブダイの商品化についても、併せて実施する予定でございます。
続きまして、歳入の主な項目について説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、10ページから13ページをご覧くださいと思います。

国庫支出金には、新型コロナウイルスワクチンの接種費用として795万円を、県支出金には352万8,000円などを増額をし、不足額につきましては、令和4年度繰越金が確定したため、前年度繰越金を4,671万5,000円増額することで財源を調整をしております。

以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 内容説明を終わります。

これより質疑に入ります。

清水議員。

○10番（清水清一君） 10番、清水。

予算書の24、25ページの土木費の中なんですけれども、道路維持事業費の中に、町道の中にはまだ道があるんですけども、登記していない土地がいっぱいあると思うんですけども、今回未登記町道登記整理委託料という形で少しですけれども、あるわけですけれども、16万ほどあるわけですけれども、これはどのくらいの件数と面積、あるいは場所が分かったら教えていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） すみません、面積等の資料はございませんけれども、今、地積調査等を湊地内で行っているんですけれども、その際にだとは思いますが、湊地内の町道において、未登記部分が判明したことから、このたび分筆登記のための予算を計上させていただいたものです。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 清水議員。

○10番（清水清一君） 10番、清水。

分かりました。うまく町内でまだ未登記のものがたくさんあるんでしょうから、それをうまくやっていただきたいと思います。

それで、もう一つ聞きたいんですけれども、16ページのこれは総務費の地域づくり推進費ですけれども、17ページの一番上のほうに、地方創生事業報償費がありますけれども、これ、何か公演をするわけだと思うんですが、どのような公演をして、どのように町内に触れ回っ

ているのか、それについてお伺いいたします。

○議長（長田美喜彦君） 地方創生室長。

○地方創生室長（山口一実君） お答えいたします。

これにつきましては、コロナ前には毎年実施させていただいておりましたエクレシア南伊豆さんとの共催で行う音楽イベント、日本フィルハーモニーさんをお招きしての音楽のイベントを開催する予定でございますが、まだ告知についてはこの先になりますので、告知はさせていただきますいておりません。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） ほかに質疑はありませんか。

宮田議員。

宮田議員、すみませんけれども、ちょっとマイクを回してください。

○6番（宮田和彦君） 21ページなんですけれども、要するにごみ処理委託料ということで、250トンのごみの搬出、これに関して私、近かったもんですから、臭い、それと小動物、その何というんですか、被害等の手当というんですか、それは大丈夫なのか、ちょっと確認のため。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

以前から保全という形で民間の委託を考えておまして、この試験的なものは既に去年と今年度も実施しているところであります。その委託トン数の増量という形になりますので、議員の心配しておられる小動物のあれですか、すみません、臭いと小動物の、すみません、通行に危険ということですか。小動物というのは。

○議長（長田美喜彦君） 宮田議員。

○6番（宮田和彦君） 小動物というのは、あそこに住んでいるのは、カラスもそうだし、要するにタヌキとかあいう雑食のものですか、要は。それに対しての対応は大丈夫かということでお聞きしています。

○議長（長田美喜彦君） 生活環境課長。

○生活環境課長（高野克巳君） お答えします。

まず、臭いについてですけども、今ご存じだと思いますけれども、裏の灰を置くところのストックヤードを利用しまして、今までも実施をしているところであります。

今後の予定としましては、火・水のごみを搬出するという予定であります。これは、先ほ

ど来からの急遽施設が壊れた場合には対応できないということで、その準備のための搬出となります。イタチとかタヌキですか、あそこ生ごみを食べに来るかということですか。それに関しましては、職員と今までもあったんですけども、そういったことはありませんでしたので、そこは十分注意しながら実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） ほかにありませんか。

大年議員。

○3番（大年美文君） ちょっとお尋ねします。

19ページお願いします。

南伊豆認定こども園の屋根改修工事等設計業務委託128万7,000円、今、内容説明の中で、総務課長のほうから度々という文言が出たものですから、今後このようなことがないことに、この設計委託で大丈夫そうですかということと、もう一点は、23ページ、和田原、田尻の草刈り業務委託208万7,000円、これにつきましては、業務委託先というのは、もう決まっているかどうか、そこを教えてください。

○議長（長田美喜彦君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（高橋健一君） それでは、南伊豆認定こども園の屋根の修繕についてお答えをいたします。

こども園が開設しまして12年が経過しております。皆さんもご存じのとおり、形状が扇形になっていまして、2段になっていますが、下の部分が若干上の部分から垂れるところに小さな穴が空き始めました。そういうものも全て含めて全体的に1段目の部分を防水加工をして、上に屋根をかぶせるという手法で、全面的に今後細かくやっていっても、基本的にはまた老朽化で穴が空くだろうということで、今回一括で修繕をして、長寿命化を図るという形で進めていこうという考えです。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 地域整備課長。

○地域整備課長（佐藤禎明君） お答えいたします。

草刈り業務委託ですけども、金額も大きいことから、正確には現在のところは業者等は決まっておりませんが、通常草刈り業務につきましては、シルバー人材センターさんのほうにお願いすることが多いものですから、可能であればできれば委託したいとは考えております。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 大年議員。

○3番（大年美文君） ありがとうございます。

特に認定こども園はこういう施設ですので、ちまちまやってまた雨漏りかいというようなことがないように、かけられるものでしたら、もう一気にやってしまったほうが安全かなと思います。

それから、草刈りの関係ですけれども、できれば町内業者をせっかくの機会ですから、委託先に持って行ってもらえればありがたいかなと思います。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第91号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第91号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第92号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第92号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第92号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に13万9,000円を追加し、予算の総額を12億6,577万2,000円としたいものであります。

歳出では、新型コロナウイルス感染症に対応した疾病手当金の廃止に伴い、保険給付費を29万9,000円減額し、令和4年度国県負担金の精算償還金として、諸支出金を45万9,000円増額いたします。

また、歳入では、本算定の実施に伴う調整として、国民健康保険税を690万5,000円減額し、繰越金702万円などを増額いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第92号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第92号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第93号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第93号議案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第93号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に953万5,000円を追加し、予算の総額を13億468万9,000円としたいものであります。

歳出では、社会保険診療報酬支払基金交付金の精算に伴い、7款諸支出金国県負担金等返還金を923万5,000円増額するほか、人件費等の調整を行うもので、歳入では、10款繰越金を増額いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第93号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第93号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第94号議案を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第94号の提案理由を申し上げます。

本議案は、歳入歳出予算の総額に767万4,000円を追加し、予算の総額を1億5,593万5,000円としたいものであります。

歳出では、本算定の実施に伴う後期高齢者医療広域連合納付金652万5,000円及び事務費負担金精算分の調整として、一般会計繰出金を114万9,000円増額いたします。

また、歳入では、本算定に伴う調整として、後期高齢者医療保険料を479万5,000円、雑入114万9,000円、繰入金182万4,000円を増額し、保険基盤安定繰入金9万4,000円を減額いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第94号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 賛成多数です。

よって、議第94号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第95号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第95号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第95号の提案理由を申し上げます。

本議案は、収益的収入及び支出で、事業収益の総額を1億9,488万6,000円、事業費用の総額を2億2,333万8,000円とするほか、資本的収入及び支出で、収入総額を1億3,809万円、支出総額を1億5,045万2,000円としたいものであります。

内訳では、下水道事業収益で、他会計補助金の調整のため3,190万8,000円を減額し、下水道事業費用では、主にインボイス対応のため、総係費53万9,000円を増額いたします。

また、資本的収入では、一般会計繰入金を3,190万8,000円増額し、資本的支出では下水道施設改良費を8万4,000円減額いたします。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第95号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第95号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第96号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第96号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第96号の提案理由を申し上げます。

本議案は、収益的収入及び支出で、事業収益の総額を9,910万4,000円、事業費用の総額を9,502万4,000円とするほか、資本的収入及び支出で、収入総額を5,241万4,000円、支出総額を6,603万6,000円としたいものであります。

内訳では、事業収益で、他会計補助金の調整のため3万1,000円を減額し、事業費用では、主にインボイス対応のため、総係費を8万9,000円増額いたします。

また、資本的収入では、一般会計繰入金を3万1,000円増額し、資本的支出では、漁業集落排水施設改良費43万円を減額いたします。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第96号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第96号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

◎議第97号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第97号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第97号の提案理由を申し上げます。

本議案は、インボイス対応のため印刷製本費を増額するもので、総係費を23万6,000円増額し、費用の総額を4億46万5,000円としたいものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、原案に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第97号議案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第97号議案は原案のとおり可決することに決定しました。

ここで2時まで休憩といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長（長田美喜彦君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

◎議第98号の上程、説明、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第98号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第98号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和4年度は、国・県の経済対策等の動向を注視し、第6次南伊豆町総合計画における基本構想・目標に掲げる施策のほか、南伊豆町過疎地域持続的発展計画の着実な履行をもってまちづくりを推進し、「子育て支援、観光・地域産業の振興、福祉・防災の充実」を基軸とした町政運営に努めました。

また、新型コロナウイルス感染症対策においては、新たにオミクロン株が爆発的な流行の様相を見せ、回復基調にあった社会経済活動の停滞や度重なる感染拡大への不安が広がる中、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を最大限に活用し、プレミアム付商品券発行事業や、伊勢えびづくしの特別な日をはじめとする各種誘客促進事業などの経済対策を実施したほか、ワクチンの追加接種体制を強化するなど、感染対策に万全を期すことで、地域の活力と安全・安心な生活の確保に全力で取り組んできたところであります。

令和4年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額では57億148万208円、歳出総額で54億796万5,748円となり、歳入歳出差引額は2億9,351万4,460円となりました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

外岡與志夫代表監査委員、お願いします。

〔代表監査委員 外岡與志夫君登壇〕

○代表監査委員（外岡與志夫君） それでは、お手元の資料に基づきまして監査報告を申し上げます。

令和4年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書を審査しました。

なお、審査結果に基づく意見は別紙のとおりとする。

令和5年8月23日。

南伊豆町監査委員、外岡與志夫。同、稲葉勝男。

次ページをお開きください。

令和4年度南伊豆町一般会計決算審査及び基金運用審査意見書。

第1、審査の概要。

1、南伊豆町監査基準（令和2年南伊豆町監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2、審査の種類。

決算審査。

基金運用状況審査。

3、審査の対象。

（1）令和4年度南伊豆町一般会計歳入決算書及び関係帳簿、帳票類。

（2）令和4年度財産に関する調書。

（3）令和4年度基金運用状況調書。

4、審査の着眼点。

予算執行の効率性及び財務分析。

数値の正確性及び運用の効率性。

5、審査の実施内容。

（1）実施期間。

令和5年7月11日から令和5年8月23日まで。

（2）実施手続。

提出された審査資料等を確認し、関係職員等からの説明を聴取した。

第1、審査の結果。

上記の記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係帳書類が法令に適合し、かつ正確であることを認められた。また、町長から提出された基金の運用状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われていることが認められた。

なお、同決算に関する審査の結果は、次のとおりである。

以下、1の一般会計決算及び財政状況から7ページの資金状況につきましては、記載のとおりでございます。後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、7ページの第4項、審査意見です。

第4、審査意見。

歳入歳出とも計数に誤りはなく、証書類も整理され、適正なものと認めた。

また、同決算に関する所見は次のとおりである。

1、一般会計決算収支について。

形式収支は2億9,351万4,000円、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は、2億7,739万5,000円となった。なお、実質収支から前年度実質収支額を控除した単年度収支額は195万4,000円で、実質単年度収支は1億894万円となった。

今後も財政の安定を図るため、基金への積増しができるよう努力されたい。

2、一般会計歳入について。

歳入決算書は、前年度と比較すると6億4,000万、65万6,000円減少している。主な要因は、事業費の減少に伴い、国庫支出金、町債等が減少したことによるものである。一方で、経常的収入である町税は、固定資産税の大幅な増額等により、前年度比1億4,717万9,000円の増となった。

町税全体の収納率については98.36%（前年度が97.61%）と、前年度比0.76%の改善となり、昨年度に引き続き県内でも高水準を維持している。

ふるさと納税制度については、2億3,465万6,000円の寄附額（前年度比2,921万8,000円増）を計上した。その成果は、地域の活性化に大きく貢献しており、引き続き増加に向け努力されたい。

3、一般会計歳出について。

前年度決算額との対比では、令和4年度は6億5,872万9,000円の減となった。減少した主な要因は、道路改修工事及び橋梁補修工事の事業費の減少や、昨年度直営で行ったプレミアム商品券発行事業を商工会の実施事業にする補助金へ転換したことにより減少したものである。目的別の前年度対比は別表4、性質別の前年度対比は別表6のとおりである。

4、財政分析。

財政力指数は0.29と低位にある。県平均、郡平均と比較してもかなり下回っているため、安定的な町政運営をするためには、自主財源の確保が重要課題である。

経常収支比率は84.4%となり、前年度の85.4%と比較して1%改善した。歳入における固

定資産税の大幅増により、経常一般財源の増加が主な要因である。

基金残高比率は新たな積立てを行ったため66.2%となり、前年度より5.9%増加し、全体的におおむね良好である。

5、町債について。

一般会計に係る地方債残高は49億6,303万6,000円と、前年度対比2億8,726万8,000円の減となった。

減少した主な要因は、施設整備事業や道路改修工事、橋梁修繕工事等の大型事業の完了に伴い新たな借入金が増減し、償還額が上回ったためである。町債全体の増加は、財政健全化指数の悪化につながるため、引き続き、計画的な町債の発行に努められたい。

6、基金について。

基金は23億8,840万6,000円、前年度対比2億609万3,000円の増となった。これは、財政調整基金に1億円を新規に積み立てたことが主な主因である。また、運用状況については、従来の定期預金運用から一部公社債の運用も行い、資金の効率的な活用を図っている。今後、安定的な財政運営を図るためにも、さらなる基金管理、運用に努められたい。

第5、結びに。

令和5年度は、新型コロナウイルスの感染拡大が繰り返される中、コロナ禍への対応が進展し、ウィズアフターコロナの考え方の下、経済活動の回復が期待された。しかし、ロシアによるウクライナ侵攻をきっかけとした原材料やエネルギー等の価格上昇など、長引くウクライナ情勢は国、そして当町の町民生活や経済活動に影響を与えている。このため、2回のプレミアム商品券発行など、地域経済対策を実施したが、いまだ回復途上である。

一方、地域の中心産業である観光産業においては、誘客強化に向けた取組が効果を見せ始め、入湯税の増加につながっている。今後は、コロナ禍以前の水準への回復が期待される。

また、当町の重要な財源であるふるさと寄附金については、実施期間による巣籠もり需要の効果や返礼品の増加などにより、前年度と比較して大幅な増収となった。ふるさと納税制度は地域産業の活性化に大きく貢献し、また、人口の減少と高齢化が進み、税収の伸びが期待できない状況の下、当町にとって大きな財源となっていることから、返礼品のさらなる充実を図るなど、財源確保に向けた積極的な取組を期待するものである。

なお、日銀による金融緩和政策の長期化により、預貯金の金利はほぼゼロの状況にあり、引き続き資産の保全を図りつつ、新たな運用手法も取り入れながら資金の効率的な活用を図っていくことが重要と考える。

今後は、公共施設等総合管理計画に基づいたインフラ資産の更新等、非常に大きな財政需要が発生するものと見込まれるため、基金の確保がさらに重要になると思われる。

健全な財政運営を進めるために、安定的で持続的な行政運営の確保に向け、なお一層の努力が必要であるとする。

令和5年8月23日。

南伊豆町監査委員、外岡與志夫。同、稲葉勝男。

以上でございます。

○議長（長田美喜彦君） 監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

内容説明については、説明、内容を際した文書は事前に配付されておりますので、これを省略します。

なお、この後の議題である各特別会計及び水道事業会計についても同様とします。

本案を質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、議第98号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第99号の上程、説明、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第99号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第99号の提案理由を申し上げます。

本議案についても同様に、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和4年度決算額は、歳入総額が前年度比1,698万2,035円減の13億3,743万9,155円、歳出総額は前年度比1,120万491円減の11億8,743万8,843円で、歳入歳出差引額1億5,000万312円となりました。

このうち、歳入では、国民健康保険税が前年度比 1,594 万 6,857 円減の 1 億 9,772 万 9,336 円、県支出金が 71 万 7,663 円減の 8 億 8,366 万 5,136 円、一般会計からの繰入金金が 480 万 8,490 円増の 9,427 万 3,839 円となりました。

また、歳出では、保険給付費が前年度比 271 万 5,837 円増の 8 億 6,181 万 5,517 円となり、国民健康保険財政をつかさどる静岡県に納める国民健康事業費納付金が 1,730 万 6,327 円減の 2 億 9,368 万 9,408 円となりました。

国民健康保険は、町民の健康と生活を守る重要な役割を担う事業であることから、引き続き被保険者の健康保持・増進に取り組むとともに、静岡県及び静岡県国民健康保険団体連合会をはじめとした関係団体との連携を図り、適正な事業運営に努めてまいります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告については、お手元に配付した決算審査意見書をもって代えさせていただきます。この後の各特別会計の決算審査意見書の報告も同様とするのでご承知ください。

本案を質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、議第99号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第100号の上程、説明、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第100号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第100号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和4年度決算額は、歳入総額が前年度比856万6,291円増の13億8,082万6,082円、歳出総額は前年度比1,567万5,972円減の12億30万3,026円で、歳入歳出差引額は1億8,052万3,056円となりました。

このうち、歳入では、介護保険料が前年度比218万4,003円減の2億7,128万8,158円、国庫支出金が564万2,541円減の3億598万7,118円、支払基金交付金が697万8,959円減の3億194万5,000円、県支出金が852万7,743円減の1億7,260万2,709円、繰入金金が171万6,279円減の1億7,009万7,724円となりました。

また、歳出では、保険給付費が前年度比4,059万5,232円減の10億6,676万4,856円となり、地域支援事業費が712万5,919円増の4,439万8,558円となりました。

令和4年度は、南伊豆町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の中間年ではありますが、引き続き介護予防事業の充実に取り組むとともに、適正な事業運営に努めてまいります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

本案を質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、議第100号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第101号の上程、説明、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第101号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第101号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和4年度決算額は、歳入総額が前年度比789万4,351円増の1億4,445万2,588円、歳

出総額が 682 万 451 円増の 1 億 4,246 万 7,028 円で、歳入歳出差引額は 198 万 5,560 円となりました。高齢者の方々が安心して医療を受けることができるよう、引き続き静岡県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、適正な事業運営に努めてまいります。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

本案を質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、議第101号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第 102 号～議第 104 号の一括上程、説明、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第102号から議第104号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第 102 号、議第 103 号及び議第 104 号の提案理由を申し上げます。

本 3 議案についても、地方自治法第233条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付し
てご提案申し上げます。

議第102号 令和 4 年度南上財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額64万8,828円、歳出
総額37万2,077円で、差引額27万6,751円となりました。

議第103号令和 4 年度南崎財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額40万191円、歳出総額
34万4,497円で、差引額 5 万5,694円となりました。

議第104号令和 4 年度三坂財産区特別会計歳入歳出決算は、歳入総額520万6,489円、歳出
総額511万7,336円で、差引額 8 万9,153円となりました。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

本案 3 件を質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、議第102号議案から議第104号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第105号の上程、説明、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第105号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第105号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和4年度決算額は、歳入総額78円、歳出総額78円の同額であり、差引額は0円であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

本案を質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、議第105号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第106号の上程、説明、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第106号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第 106 号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和 4 年度決算額は、歳入総額 3,307 万 5,486 円、歳出総額 3,020 万 6,437 円で、差引残額 286 万 9,049 円となりました。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

本案を質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、議第 106 号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第 107 号の上程、説明、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第 107 号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第 107 号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和 4 年度決算額は、歳入総額 2 億 8,220 万 7,091 円、歳出総額 2 億 1,869 万 6,619 円で、差引額は 6,351 万 472 円となりました。

歳入歳出差引残額 6,351 万 472 円は、地方公営企業法の適用に伴い、公営企業会計へ引き継ぐことになりました。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

本案を質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、議第107号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第108号の上程、説明、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第108号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第108号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和4年度決算額は、歳入総額1,780万5,116円、歳出総額1,416万1,458円で、差引額は364万3,658円となりました。

歳入歳出差引残額364万3,658円は、地方公営企業法の適用に伴い、公営企業会計へ引き継ぐこととなります。

ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

本案を質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、議第108号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第109号の上程、説明、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第109号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第109号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和4年度決算額は、歳入総額2,506万8,107円、歳出総額830万5,571円で、差引額は1,676万2,536円となりました。

歳入歳出差引残額1,676万2,536円は、地方公営企業法の適用に伴い公営企業会計へ引き継ぐこととなります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

本案を質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、議第109号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第110号の上程、説明、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第110号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第110号の提案理由を申し上げます。

本議案についても、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和 4 年度決算額は、歳入総額 2,011 万 9,281 円、歳出総額 1,296 万 2,657 円で、差引額は 715 万 6,624 円となりました。

歳入歳出差引残額 715 万 6,624 円は、地方公営企業法の適用に伴い、公営企業会計へ引き継ぐこととなります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

本案を質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、議第110号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議第 1 1 1 号の上程、説明、委員会付託

○議長（長田美喜彦君） 議第111号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 岡部克仁君登壇〕

○町長（岡部克仁君） 議第111号の提案理由を申し上げます。

本議案は、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき議会の承認をいただくもので、監査委員の意見を付してご提案申し上げます。

令和 4 年度の収益的収支は、収入が 3 億 5,610 万 7,771 円、支出が 3 億 4,577 万 4,801 円で、資本的収支では、収入が 1 億 176 万 7,989 円、支出が 2 億 841 万 6,024 円で、不足額 1 億 664 万 8,035 円は、過年度損益勘定留保資金ほかで補填をいたしました。

また、損益では、当年度純利益 253 万 783 円に前年度繰越利益剰余金 1,036 万 2,061 円を加えた 1,289 万 2,844 円が、当年度未処分利益剰余金であります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（長田美喜彦君） 提案理由の説明を終わります。

監査委員の決算審査意見書の報告を求めます。

外岡與志夫代表監査委員。

〔代表監査委員 外岡與志夫君登壇〕

○代表監査委員（外岡與志夫君） それでは、お手元の資料に基づきまして監査報告を申し上げます。

令和4年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、令和4年度南伊豆町水道事業会計決算及び関係帳簿、証書類を審査した。

なお、審査結果に基づく意見は別紙のとおりとする。

令和5年7月31日。

南伊豆町監査委員、外岡與志夫。同、稲葉勝男。

次ページをお開きください。

令和4年度南伊豆町水道事業会計決算審査意見書。

第1、審査の概要。

1、南伊豆町監査基準（令和2年南伊豆町監査委員告示第1号）に準拠して実施した。

2、審査の種類。

決算審査。

3、審査の対象。

令和4年度南伊豆町水道事業会計歳入歳出決算書及び関係帳簿、証書類、帳票類。

4、審査の着眼点。

予算執行の効率性及び財務分析。

数値の正確性及び運用の効率性。

5、審査の実施内容。

（1）実施期間。

令和5年6月21日から令和5年7月31日まで。

（2）実施手続。

提出された審査資料等を確認し、関係職員等から意見を聴取した。

第1、審査の結果。

上記の記載事項のとおり審査した限りにおいて、決算その他関係書類が法令に適合し、か

つ正確であることが認められた。

なお、決算書に関する審査の結果は、次のとおりである。

1、決算諸表について。

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財務状況を適正に表示したものと認める。

以下、2の経営状況についてから6ページ(5)水質検査契約につきましては、記載のとおりでございます。後ほどご確認ください。

第3、審査意見。

歳入歳出とも計数に誤りはなく、証書類も整備され、適正なものと認めた。

第4、結びに。

令和4年度水道事業会計決算審査の結果については、前述のとおり証書類は整備され、会計経理は適正に処理されていることを認めた。

業務状況について見ると、給水人口は7,500人超え、前年度と比較して153人(2%)減少し、給水戸数は4,341戸で19戸(0.4%)増加している。

水道収入に直結する総排水量は137万9,933立方メートルと前年度と比較して1万1,208立方メートル(0.8%)減少しているが、総有収水量は112万221立方メートルと前年度と比較して983万9,000立方メートル増加している。

このことから、有収量は81.18%と同規模団体の全国平均78.63%と比較すると2.55ポイント上回っているが、今後も計画的な老朽配水管の布設替え工事を継続して行うことが重要である。漏水対策にしっかりと対応し、有収率の向上に努められたい。

次に、水道施設整備については、平成29年度から南伊豆町水道事業ビジョンに基づき老朽管の更新に着手しており、令和4年度においては、国庫補助を受け一色地区において配水管688.4メートル、送水管671.2メートルの布設工事及び配水管588メートルの布設替え工事、二條地区においては配水管193.7メートルの布設替え工事を完了した。

また、町事業単位では、配水管老朽化等により上賀茂地区内において18.7メートル、加納地区において1.8メートル、子浦地区内においては41.7メートルの配水管布設替えを行った。

引き続き、今後予想される大規模災害等の体制強化など災害対策をより一層推進し、施設の改良、更新の実施に当たっては、水需要が減少しているため、適正な能力を備えたダウンサイジングの検討も今後効率的、計画的に行っていくことが必要である。

次に、当年度末未処分利益剰余金は1,289万3,000円となるものの、総収入3億3,267万円

に対して総費用3億3,013万9,000円と、純利益253万1,000円を計上するが、他会計から補助金を勘案すると収支は大幅な赤字となる。収支の連続した赤字計上は、コロナ禍という特殊事情による大幅な収入の減少もあるが、水道事業の構造的要因も大きく、経営手法を分析の上、コスト面、供給面の改善は不可欠となっている。

また、未収金については、令和4年度末127万5,000円と前年度比17万1,000円減少し、そのうち現年度未収金が13万円、過年度未収金が4万1,000円減少した。これは恒常的な未納者に対する給水停止等の対策強化によるものである。不納欠損処分7万6,000円を計上していることから、今後も水道使用者の負担公平の原則を保つため、なお一層の徴収努力を望むものである。

水道は住民生活の重要なライフラインであり、将来にわたり安定的に提供していかねばならないが、急激な人口減少、観光産業の低迷により、流動人口の減少により料金収入は減少し、節水型家庭用品の普及により有収水量の大幅な増加は期待できない状況にある中で、老朽化した水道施設の更新など多額の設備投資が必要であり、収益に反映されない資本費の増加が見込まれるため、今後はさらに厳しい財務状況となることが推察される。

このような水道事業を取り巻く情勢を認識した上、平成26年度から導入した民間活力を最大限に活用し、適正な進捗管理の下、健全な事業経営の継続をさらなる合理化、効率化を含めた経営安定化に引き続き努めるとともに、安全・安心・安定した飲料水の供給に取り組まれることを望むものである。

令和5年7月31日。

南伊豆町監査委員、外岡與志夫。同、稲葉勝男。

以上でございます。

○議長（長田美喜彦君） 監査委員の決算審査意見書の報告を終わります。

本案を質疑を省略し、予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議なしと認めます。

よって、議第111号議案は予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（長田美喜彦君） 日程第36を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付したとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって議員派遣は、お手元に印刷配付したとおり派遣することに決定しました。

◎散会宣告

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事件目が終わりましたので、議会を閉じます。

本日はこれをもって散会します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時43分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 大 年 美 文

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（長田美喜彦君） 定刻になりました。

ただいまの出席議員は、定足数に達しております。

これより、令和5年9月南伊豆町議会定例会本会議第3日目の会議を開きます。

クールビズにつきましては、初日に申し上げたとおりの対応をお願いいたします。

◎議事日程説明

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事日程は、印刷配付したとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（長田美喜彦君） 日程第1、会議録署名議員を指名します。

南伊豆町議会会議規則の定めるところにより、議長が指名します。

3番議員 大年美文君

4番議員 黒田利貴男君

◎議第98号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） これより議案審議に入ります。

議第98号を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（宮田和彦君） 改めまして、おはようございます。

予算決算常任委員長、宮田でございます。

報告に先立ちまして、本委員会には全議員が出席しておりますので、報告は審議結果及び審議結果が全員賛成ではなかった付託件目に関する質疑または意見要望事項のみ行い、他の項目は委員会審査報告書に記載のとおりとし、省略します。

それでは、本委員会に付託された議第98号 令和4年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第98号 令和4年度南伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第98号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第98号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第99号～議第101号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、採

決

○議長（長田美喜彦君） 議第99号から議第101号までを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託された議第99号から議第101号まで、令和4年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第99号から朗読します。

議第99号 令和4年度南伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第100号 令和4年度南伊豆町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第101号 令和4年度南伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第99号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第99号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第100号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第100号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第101号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第101号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

[発言する人なし]

○議長（長田美喜彦君） 討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第99号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第99号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第100号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第100号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第101号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第101号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第102号～議第105号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、
採決

○議長（長田美喜彦君） 議第102号から議第105号までを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 宮田和彦君登壇〕

○**予算決算常任委員会委員長（宮田和彦君）** 本委員会に付託されました議第102号から議第105号までの令和4年度南伊豆町各特別会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第102号から朗読します。

議第102号 令和4年度南伊豆町南上財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第103号 令和4年度南伊豆町南崎財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第104号 令和4年度南伊豆町三坂財産区特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第105号 令和4年度南伊豆町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

以上です。

○**議長（長田美喜彦君）** 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（長田美喜彦君）** 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第102号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（長田美喜彦君）** 次に、議第102号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（長田美喜彦君）** 次に、議第103号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（長田美喜彦君）** 次に、議第103号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○**議長（長田美喜彦君）** 次に、議第104号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第104号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第105号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第105号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第102号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第102号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第103号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第103号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第104号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第104号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第105号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第105号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第106号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第106号議案を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託された議第106号 令和4年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第106号 令和4年度東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町指導主事共同設置事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第106号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第106号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第107号～議第110号の一括上程、委員会報告、質疑、討論、

採決

○議長（長田美喜彦君） 議第107号から議第110号までを一括議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託されました議第107号から議第110号までの令和4年度南伊豆町各特別会計予算について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第107号から朗読します。

議第107号 令和4年度南伊豆町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第108号 令和4年度南伊豆町子浦漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第109号 令和4年度南伊豆町中木漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

議第110号 令和4年度南伊豆町妻良漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、議案番号を明示し、質疑してください。

〔発言する人なし〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議第107号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第107号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第108号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第108号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第109号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第109号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第110号議案の委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、議第110号議案の委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第107号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第107号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第108号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第108号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第109号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第109号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

採決します。

議第110号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第110号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎議第111号の上程、委員会報告、質疑、討論、採決

○議長（長田美喜彦君） 議第111号を議題とします。

委員会報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 宮田和彦君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（宮田和彦君） 本委員会に付託された議第111号 令和4年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、会議規則第77条の規定により報告します。

議事件目、付託件目、議第111号 令和4年度南伊豆町水道事業会計決算認定について、委員会決定、原案のとおり認定することに決定。

以上です。

○議長（長田美喜彦君） 委員会報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 質疑もありませんので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、委員会報告に反対者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 次に、委員会報告に賛成者の発言を許可します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 討論する者もありませんので、討論を終わります。

採決します。

議第111号議案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（長田美喜彦君） 全員賛成です。

よって、議第111号議案は委員会報告のとおり認定することに決定しました。

◎各委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（長田美喜彦君） 日程第16、閉会中の継続調査の申出書を議題とします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務調査及び本会議の会期日程等、議会の運営及び議長の諮問に関する事項についてなど、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（長田美喜彦君） 異議ないものと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会宣告

○議長（長田美喜彦君） 本日の議事件目が終了しましたので、会議を閉じます。

9月定例会の全部の議事件目は終了しました。

よって、令和5年9月南伊豆町定例会は本日をもって閉会とします。

閉会 午前 9時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 長 田 美 喜 彦

署 名 議 員 大 年 美 文

署 名 議 員 黒 田 利 貴 男